

弘前市地域包括支援センター運営協議会の概要

○地域包括支援センター運営協議会の設置目的

地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目的として、介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 2 号ロに基づき設置している機関で、弘前市では平成 18 年度に設置しています。

(※当協議会は、令和 3 年 8 月 17 日から条例に基づく附属機関になりました。)

○担任する事務、定数、任期

担任する事務	定数	任期
(1) 地域包括支援センターの設置等に関すること。 (2) 地域包括支援センターの運営及び評価に関すること。 (3) 地域包括ケアに関すること。 (4) 地域密着型サービスの指定、運営等に関すること。	14名以内	3年以内

○委員構成

選出区分	所属	役職	氏名
(1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体	弘前市医師会	監事	梅村 芳文
	弘前歯科医師会	会長	渡邊 康一
	弘前薬剤師会	会長	磯木 雄之輔
	青森県介護支援専門員協会津軽支部会	理事	成田 和博
(2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者の代表者	弘前市老人クラブ連合会	会長	相馬 齋弼
	弘前市町会連合会	保健衛生委員長	佐藤 八美
	認知症の人と家族の会青森県支部	弘前地域世話人	東谷 康生
(3) 権利擁護、相談事業等を担う関係者	弘前市社会福祉協議会	常務理事	島 浩之
	弘前市民生委員児童委員協議会	副会長	渡部 郁子
	青森県社会福祉士会	中南支部役員	小川 幸裕
(4) 地域ケアに関する学識経験者	弘前大学大学院保健学研究科	准教授	大津 美香
	青森県中南地域県民局地域健康福祉部	福祉総室長	中野渡 正彦
(5) 公募による市民			小山内 公子
			本間 昭夫

弘前市地域包括支援センター運営協議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、弘前市附属機関設置条例（平成26年弘前市条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、弘前市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第3条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 協議会の会議は、公開する。ただし、協議会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(部会)

第5条 条例別表1市長の附属機関の表弘前市地域包括支援センター運営協議会の項に定める担任する事務について審査、審議又は調査等を行うために、協議会に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、協議会の委員の中から会長が指名する。

(守秘義務)

第6条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部介護福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年8月17日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、最初の協議会の会議は、市長が招集する。

弘前市地域密着型サービス事業者の指定・指定更新事務について

1 概要

地域密着型サービス事業者がサービスを行うには、市の指定を受けなければなりません。また、平成18年4月の改正介護保険法の施行により、介護サービスの質の確保と向上を図るため、介護事業者の指定の更新制が導入され、指定の効力に6年の有効期間が設けられました。

市では、地域密着型サービス事業者の指定又は指定更新を行う際、介護保険法第78条の2第7項の規定により、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされていることから、これまでは、「弘前市地域密着型サービス運営委員会」を設置し、当該委員会の委員の意見を伺ったうえで、指定又は指定更新を行ってまいりました。

この度、市の附属機関として「弘前市地域包括支援センター運営協議会」が設置され、これまで運営委員会で行っていた事務を当該運営協議会で行うことができることとしたことから、本事務をお願いするものであります。

2 事務について

地域密着型サービス事業者より、新規指定申請や更新申請があった際、申請書類一式（写し）を委員へお送りし、意見の有無を伺い、郵便等で返信をお願いするものであります。

委員より意見がなかった場合、市が指定又は指定更新を行います。なお、委員より意見があった場合は、その意見を申請した地域密着型サービス事業者に伝え、改善等をしてもらった後、市が指定又は指定更新を行います。

3 令和3年度の子定について

新規申請：2事業者（予定）

更新申請：13事業者（認知症対応型共同生活介護事業所）

《参考》

介護保険法

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第七十八条の二 第四十二条の二第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあっては、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が二十九人以下であって市町村の条例で定める数であるものの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所（第七十八条の十三第一項及び第七十八条の十四第一項を除き、以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（特定地域密着型サービスに係る指定にあっては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用要介護被保険者を含む。）に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

7 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行おうとするとき、又は前項第四号若しくは第五号の規定により同条第一項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域密着型介護サービス費の支給)

第四十二条の二 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村（住所地特例適用被保険者である要介護被保険者（以下「住所地特例適用要介護被保険者」という。）に係る特定地域密着型サービスにあっては、施設所在市町村を含む。）の長が指定する者（以下「指定地域密着型サービス事業者」という。）から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）を受けたときは、・・・・この限りでない。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

【事業の背景】

社会構造の変化で、高齢者の増加、現役世代の急減(2025年、団塊の世代がすべて後期高齢者、2040年高齢者人口がピークとなる)し、社会保障費の増加が見込まれています。

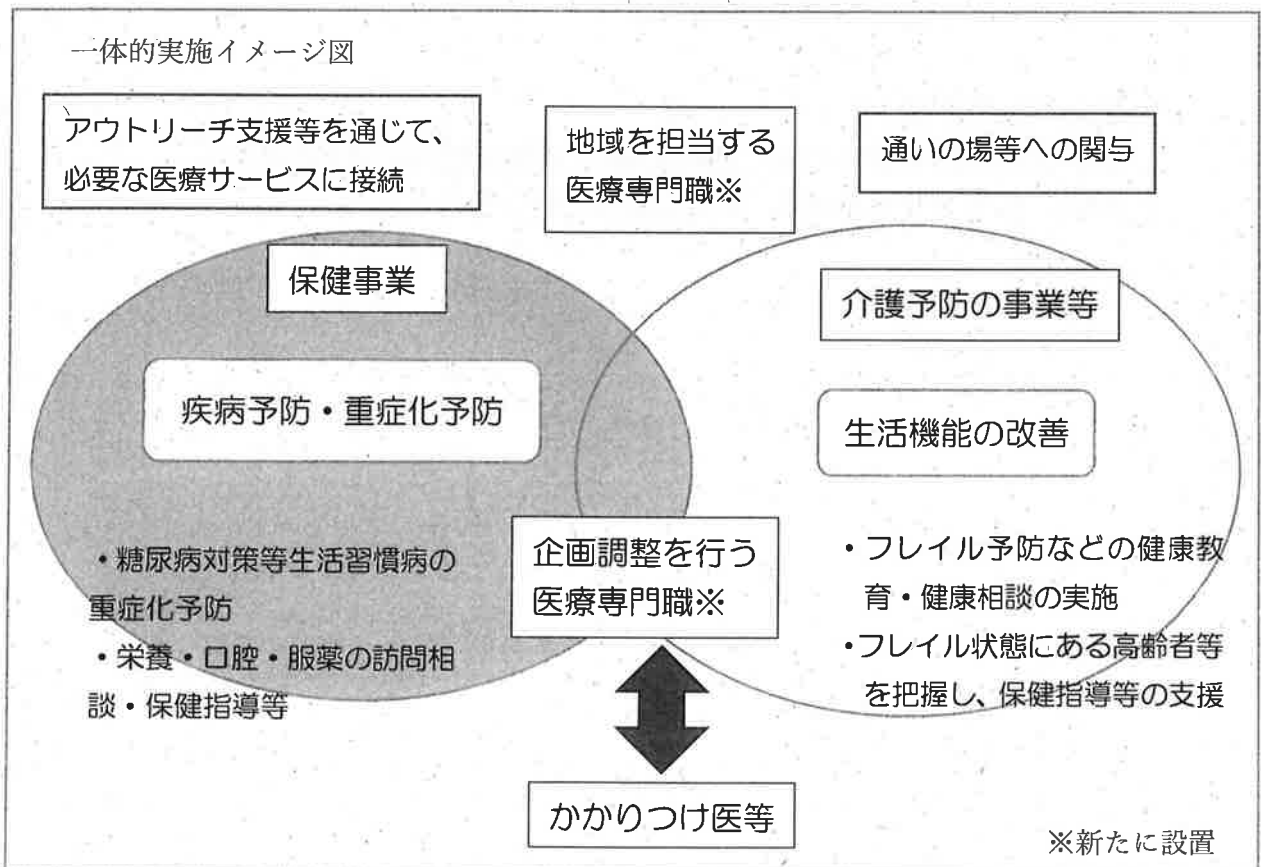
高齢者は、複数の慢性疾患の罹患に加え、要介護状態に至る前段階であっても、身体的な脆弱性や社会的な脆弱性といった多様な課題と不安を抱えやすく、フレイル状態になりやすい傾向にあるとされています。

医療制度上、国保から後期高齢者医療制度へ変わっても継続した保健事業を効率的・効果的に実施できるよう、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等一部改正法において、高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険法、介護保険法に、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が位置づけられ、令和6年4月からすべての市町村が事業を開始することとなっていますが、当市では先行して令和2年4月から開始しております。

【保健部会の役割】

高齢者に対する支援のうち「低栄養防止・生活習慣病等の重症化予防の取組」に係る事業を行う場合には、第三者による支援・評価を活用することが必須となっています。

弘前市は、国保保健事業で取り組んでいる糖尿病性腎症重症化予防事業等の生活習慣病重症化予防を、切れ目なく実施する形で事業を開始していることから保健部会を設置していただき、関係機関と連携しながら取り組むための支援や、評価をしていただきPDCAサイクルによって事業を進めていきたいと考えております。なお、保健部会は、構成員を7名以内と考えております。



弘前市地域包括支援センター運営協議会保健部会(仮称)の概要

1 部会の委員について

- ・弘前市地域包括支援センター運営協議会運営規則第5条第2項の規定により、弘前市地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)の委員の中から会長が指名。
- ・委員の指名は、第1回弘前市地域包括支援センター運営協議会で行う。
- ・人数は、7人以内。

2 部会の会長について

- ・部会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選で定める
- ・会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 部会の開催について

- ・部会の会長が招集。ただし、初回は、運営協議会の会長が招集。

4 部会の役割について

- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業について、関係機関と連携しながら取り組むための支援や評価。

5 部会の決定事項について

- ・部会の決定は、事務を迅速に進めるため、運営協議会の決定とみなす。
ただし、部会の決定事項は、運営協議会に報告を行う。

弘前市地域密着型サービス審査部会（仮称）の設置について

令和3年度から始まった「第8期弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」では、地域密着型サービスの施設整備について、「地域密着型介護老人福祉施設」を2施設、「看護小規模多機能型居宅介護事業所」を1事業所整備するとし、これらを整備する事業者を、令和3年度、公募で募集しております。

本公募の選定は、書類審査と二次審査対象者を選考する一次審査とプレゼンテーションによる二次審査を行い、その結果を踏まえ、市長が整備事業者を決定することとしております。

これまでは、市職員で構成する委員会を設置し、その委員会で一次審査及び二次審査を行ってききましたが、より公平かつ適正に選定するため、市職員以外の者で構成する委員会等を設置し行うこととしました。

そこで、市の附属機関であって、介護保険制度に専門的な見地を有する弘前市地域包括支援センター運営協議会に、専門的な部会を設置していただき、本公募の一次審査及び二次審査を行っていただきたい所存であります。

なお、弘前市附属機関設置条例別表1市長の附属機関の表より、本運営協議会は、地域密着型サービスについての事務を担当していること、また、弘前市地域包括支援センター運営協議会運営規則第5条第1項の規定により、部会を設置することについては、問題のないことを申し添えます。

弘前市地域密着型サービス審査部会（仮称）の概要

1 部会の委員について

- ・ 弘前市地域包括支援センター運営協議会運営規則第5条第2項の規定により、弘前市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の委員の中から会長が指名。
- ・ 指名する際は、公募に応募した法人と利害関係のない運営協議会の委員を指名。
- ・ 委員の指名は、公募の応募期間が終了する令和3年11月15日以降に行う。
- ・ 人数は、6人以内。
- ・ 任期は、令和4年3月末まで。

2 部会長について

- ・ 部会に部会長及び副部会長を各1人置き、部会の委員の互選で定める。
- ・ 部会長は、会議の議長となり、会務を総理。

3 部会の開催について

部会長が招集。ただし、初回は、運営協議会の会長が招集。

4 部会の担当事務について

第8期弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき公募した「看護小規模多機能型居宅介護事業所」と「地域密着型介護老人福祉施設」の整備について、応募した事業者の審査等。

(1) 一次審査

事務局（市介護福祉課）が行った採点内容の確認。二次審査対象者を選考し、市へ報告。

(2) 二次審査

二次審査対象者が行うプレゼンテーションの審査。最終選考者を市へ報告。

5 部会の決定事項について

部会の決定については、事務を迅速に進めるため、運営協議会の決定とする。ただし、運営協議会への報告は行う。

6 部会の設置期間

運営協議会の委員の任期満了日まで。

7 スケジュール

1	弘前市地域密着型サービス審査部会（仮称）の設置 （委員の指名を含む）	R3.11.15以降 R3.12月上旬までに
2	部会の開催（一次審査）	R3.12月中旬
3	部会の開催（二次審査）	R4.1下旬

令和 3 年度第 1 回弘前市地域包括支援
センター運営協議会会議資料

令和2年度の実績報告について

1. ケアマネジメントの実績

ア 介護予防支援計画の実績

※介護予防支援計画とは…要支援者に対する支援計画のうち、介護予防サービス(通所リハ、訪問看護、福祉用具の貸与等)の利用も計画されているもの。

(単位:件)

地域包括支援センター名	4月分			5月分			6月分			7月分			8月分			9月分			上期計(のべ件数)	
	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)
第一	105	(27)	16	105	(25)	14	104	(22)	13	106	(24)	14	111	(24)	14	108	(23)	14	639	(145)
第二	127	(24)	12	120	(19)	11	118	(17)	11	120	(18)	10	114	(17)	11	116	(19)	11	715	(114)
第三	145	(40)	20	147	(38)	20	159	(39)	19	156	(39)	20	153	(38)	21	154	(37)	18	914	(231)
東部	68	(37)	20	67	(35)	19	71	(38)	19	73	(38)	20	74	(41)	19	72	(38)	19	425	(227)
西部	54	(6)	2	55	(6)	2	56	(6)	2	60	(8)	2	63	(7)	2	58	(6)	2	346	(39)
南部	160	(48)	18	156	(50)	20	160	(52)	21	156	(49)	21	162	(54)	21	164	(52)	20	958	(305)
北部	83	(18)	9	84	(20)	9	85	(18)	9	87	(18)	9	87	(17)	9	82	(17)	9	508	(108)
合計	742	(200)		734	(193)		753	(192)		758	(194)		764	(198)		754	(192)		4,505	(1,169)

地域包括支援センター名	10月分			11月分			12月分			1月分			2月分			3月分			令和2年度計(のべ件数)	
	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)
第一	104	(21)	13	103	(21)	13	110	(20)	12	108	(20)	12	105	(20)	12	107	(21)	12	1,276	(268)
第二	113	(18)	11	113	(19)	12	110	(18)	12	109	(18)	12	111	(19)	12	110	(17)	11	1,381	(223)
第三	158	(33)	18	157	(32)	18	158	(33)	18	146	(33)	18	157	(35)	18	162	(39)	20	1,852	(436)
東部	71	(40)	19	77	(43)	18	78	(46)	20	75	(46)	22	79	(50)	28	81	(51)	20	886	(503)
西部	58	(6)	2	59	(6)	2	52	(5)	1	48	(5)	1	45	(4)	1	51	(4)	2	659	(69)
南部	161	(50)	20	156	(49)	20	156	(48)	19	144	(43)	18	141	(42)	18	154	(46)	18	1,870	(583)
北部	86	(17)	9	79	(16)	9	79	(16)	9	85	(17)	8	87	(17)	8	88	(17)	8	1,012	(208)
合計	751	(185)		744	(186)		743	(186)		715	(182)		725	(187)		753	(195)		8,936	(2,290)

イ 介護予防ケアマネジメントの実績

※介護予防ケアマネジメントとは…事業対象者に対する支援計画及び、要支援者に対する支援計画のうち総合事業サービスのみ計画されているもの。

(単位:件)

地域包括支援センター名	4月分			5月分			6月分			7月分			8月分			9月分			上期計(のべ件数)	
	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)
第一	348	(46)	12	340	(50)	13	373	(46)	12	380	(46)	8	378	(45)	11	378	(43)	11	2,197	(276)
第二	221	(18)	14	212	(17)	14	231	(22)	14	234	(22)	16	236	(22)	16	242	(22)	16	1,376	(123)
第三	459	(68)	25	451	(64)	24	463	(62)	25	456	(59)	25	469	(64)	25	464	(60)	21	2,762	(377)
東部	217	(77)	26	210	(71)	26	226	(77)	26	225	(78)	26	221	(75)	26	217	(75)	23	1,316	(453)
西部	152	(9)	3	145	(9)	3	146	(9)	3	149	(10)	4	136	(9)	3	145	(9)	4	873	(55)
南部	408	(66)	18	402	(67)	18	427	(66)	19	444	(70)	20	435	(64)	19	439	(70)	20	2,555	(403)
北部	220	(22)	12	182	(21)	11	226	(23)	13	224	(24)	13	222	(23)	13	218	(22)	13	1,292	(135)
合計	2025	(306)		1942	(299)		2092	(305)		2112	(309)		2097	(302)		2103	(301)		12,371	(1,822)

(単位:件)

地域包括支援センター名	10月分			11月分			12月分			1月分			2月分			3月分			令和2年度計(のべ件数)	
	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)
第一	372	(43)	11	339	(39)	10	355	(46)	11	335	(48)	12	355	(49)	13	363	(48)	12	4,316	(549)
第二	239	(23)	16	212	(21)	15	226	(19)	15	220	(19)	15	228	(19)	14	229	(19)	14	2,730	(243)
第三	465	(60)	23	444	(58)	22	467	(59)	22	449	(58)	22	449	(56)	22	445	(53)	20	5,481	(721)
東部	218	(80)	24	204	(75)	24	211	(81)	24	207	(79)	24	208	(80)	24	212	(82)	23	2,576	(930)
西部	137	(10)	5	126	(7)	4	139	(8)	3	145	(8)	3	143	(10)	4	138	(6)	4	1,701	(104)
南部	428	(71)	19	403	(68)	19	410	(72)	20	418	(75)	19	428	(75)	19	426	(73)	20	5,068	(837)
北部	210	(22)	12	199	(21)	12	227	(25)	12	229	(20)	13	228	(21)	11	221	(19)	10	2,606	(263)
合計	2069	(309)		1927	(289)		2035	(310)		2003	(307)		2039	(310)		2034	(300)		24,478	(3,647)

ウ 包括的支援業務における介護予防ケアマネジメントの実績

※介護予防ケアマネジメントのうち、事業対象者に対する支援計画(三職種による支援計画)

(単位:件)

地域包括支援センター名	4月分			5月分			6月分			7月分			8月分			9月分			上期計(のべ件数)		
	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)
第一	167	(0)	(9)	159	(0)	(3)	178	(0)	(7)	187	(0)	(11)	187	(0)	(5)	186	(0)	(2)	1,064	(0)	(37)
第二	93	(0)	(1)	95	(0)	(3)	101	(0)	(3)	100	(0)	(1)	93	(0)	(1)	100	(0)	(4)	582	(0)	(13)
第三	191	(3)	(9)	186	(3)	(5)	200	(3)	(13)	200	(4)	(9)	197	(4)	(8)	197	(4)	(10)	1,171	(21)	(54)
東部	107	(2)	(5)	106	(2)	(2)	113	(1)	(3)	109	(1)	(2)	110	(1)	(4)	107	(1)	(2)	652	(8)	(18)
西部	54	(0)	(1)	52	(0)	(1)	54	(0)	(6)	57	(0)	(1)	48	(0)	(0)	51	(0)	(0)	316	(0)	(9)
南部	160	(4)	(15)	163	(3)	(9)	178	(4)	(8)	192	(4)	(16)	187	(4)	(6)	191	(5)	(4)	1,071	(24)	(58)
北部	109	(0)	(2)	94	(0)	(3)	108	(0)	(3)	112	(0)	(4)	105	(0)	(0)	100	(0)	(0)	628	(0)	(12)
合計	881	(9)	(42)	855	(8)	(26)	932	(8)	(43)	957	(9)	(44)	927	(9)	(24)	932	(10)	(22)	5,484	(53)	(201)

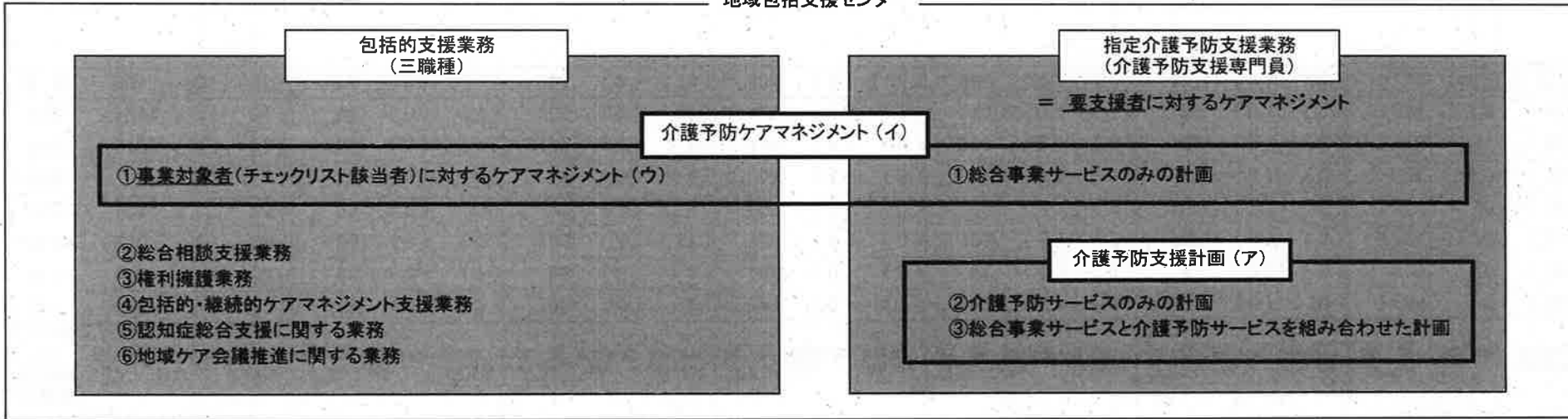
(単位:件)

地域包括支援センター名	10月分			11月分			12月分			1月分			2月分			3月分			令和2年度計(のべ件数)			三職種1人当たりの担当件数(件/月)
	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	
第一	180	(0)	(3)	151	(0)	(2)	158	(0)	(2)	147	(0)	(3)	163	(0)	(3)	171	(0)	(10)	2,034	(0)	(60)	42.4
第二	100	(0)	(3)	85	(0)	(1)	90	(0)	(2)	86	(0)	(5)	91	(0)	(2)	91	(0)	(4)	1,125	(0)	(30)	23.4
第三	200	(4)	(8)	190	(4)	(6)	200	(4)	(11)	187	(4)	(3)	190	(5)	(7)	192	(4)	(8)	2,330	(46)	(97)	32.4
東部	103	(1)	(4)	97	(3)	(0)	97	(2)	(4)	97	(2)	(0)	98	(2)	(3)	100	(2)	(3)	1,244	(20)	(32)	25.9
西部	49	(0)	(2)	46	(0)	(0)	52	(0)	(4)	58	(0)	(6)	52	(0)	(2)	49	(0)	(0)	622	(0)	(23)	13.0
南部	178	(5)	(3)	165	(3)	(1)	165	(2)	(8)	168	(2)	(9)	178	(2)	(9)	185	(3)	(6)	2,110	(41)	(94)	25.1
北部	94	(0)	(2)	94	(0)	(1)	105	(0)	(12)	111	(0)	(7)	113	(0)	(5)	109	(0)	(2)	1,254	(0)	(41)	26.1
合計	904	(10)	(25)	828	(10)	(11)	867	(8)	(43)	854	(8)	(33)	885	(9)	(31)	897	(9)	(33)	10,719	(107)	(377)	27.1

(参考)

地域包括支援センター業務概略図

地域包括支援センター

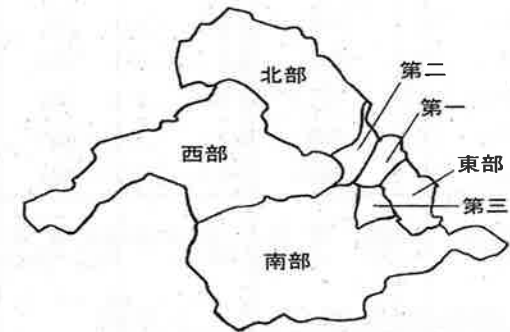


4

(単位:人)

地域包括支援センター名	人口			高齢者数			高齢化率		
	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3
第一	26,814	26,631	26,342	7,940	8,044	8,151	29.6%	30.2%	30.9%
第二	19,495	19,314	19,174	6,495	6,575	6,576	33.3%	34.0%	34.3%
第三	31,350	31,103	30,813	10,289	10,323	10,341	32.8%	33.2%	33.6%
東部	29,340	29,100	33,149	6,921	7,013	8,696	23.6%	24.1%	26.2%
西部	12,114	11,968	14,978	4,189	4,203	5,341	34.6%	35.1%	35.7%
南部	37,339	36,863	29,210	13,002	13,047	10,295	34.8%	35.4%	35.2%
北部	14,000	13,704	13,395	5,146	5,138	5,146	36.8%	37.5%	38.4%
合計	170,452	168,683	167,061	53,982	54,343	54,546	31.7%	32.2%	32.7%

※ 人口及び高齢者数は、3月末現在。



2. 訪問型サービス(第1号訪問事業)及び通所型サービス(第1号通所事業)の紹介率最高法人に関する実績

上段：紹介率最高法人の件数 / 全件数

中段：紹介率最高法人のケアプラン割合

下段：紹介率最高法人名

地域包括支援センター名 (法人名)	4月分		5月分		6月分		7月分		8月分		9月分	
	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス
第一	24/147 16.3%	65/282 23.0%	26/142 18.3%	66/281 23.5%	28/141 19.9%	79/316 25.0%	27/142 19.0%	80/323 24.8%	28/146 19.2%	78/322 24.2%	26/144 18.1%	75/325 23.1%
(株) ケアライフ青森	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発
第二	21/91 23.1%	31/179 17.3%	20/89 22.5%	32/174 18.4%	21/91 23.1%	35/190 18.4%	21/85 24.7%	38/196 19.4%	21/85 24.7%	39/193 20.2%	22/87 25.3%	44/202 21.8%
(弘前豊徳会)	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発
第三	38/257 14.8%	48/352 13.6%	35/247 14.2%	44/351 12.5%	34/249 13.7%	47/351 13.4%	32/240 13.3%	48/377 12.7%	32/248 12.9%	47/379 12.4%	32/252 12.7%	51/389 13.1%
(愛成会)	(有) ケアサービス弘前	(医) 弘愛会	(有) ケアサービス弘前	(医) 弘愛会	(有) ケアサービス弘前	(医) 弘愛会	(有) ケアサービス弘前	(医) 弘愛会	(社) 愛成会	(医) 弘愛会	(社) 愛成会	(医) 弘愛会
東部	14/64 21.9%	28/209 13.4%	14/62 22.6%	27/199 13.6%	15/66 22.7%	28/219 12.8%	16/67 23.9%	28/215 13.0%	17/66 25.8%	28/213 13.1%	17/65 26.2%	29/207 14.0%
(一葉会)	(社) 桃仁会	(社) 緑風会	(社) 桃仁会	(社) 緑風会	(社) 桃仁会	(医) 弘愛会	(社) 桃仁会	(医) 弘愛会	(社) 桃仁会	(医) 弘愛会	(社) 桃仁会	(医) 弘愛会
西部	10/26 38.5%	76/150 50.7%	10/25 40.0%	71/142 50.0%	10/23 43.5%	69/145 47.6%	10/23 43.5%	68/149 45.6%	9/22 40.9%	58/132 43.9%	9/22 40.9%	60/140 42.9%
(嶽陽会)	(医) 仙知会	(社) 嶽陽会	(医) 仙知会	(社) 嶽陽会	(医) 仙知会	(社) 嶽陽会	(医) 仙知会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(医) 仙知会	(社) 嶽陽会
南部	23/124 18.5%	49/374 13.1%	27/126 21.4%	47/362 13.0%	31/131 23.7%	48/389 12.3%	34/137 24.8%	52/406 12.8%	34/137 24.8%	51/411 12.4%	33/140 23.6%	51/409 12.5%
(博陽会)	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会
北部	5/21 23.8%	62/234 26.5%	3/18 16.7%	65/191 34.0%	4/19 21.1%	65/225 28.9%	4/21 19.0%	73/243 30.0%	4/20 20.0%	69/232 29.7%	4/23 17.4%	69/230 30.0%
(七峰会)	(社) 七峰会	(社) つがる三和会	(株) 大与	(社) つがる三和会	(株) 大与	(社) つがる三和会	(株) 大与	(社) つがる三和会	(株) 大与	(社) つがる三和会	(株) 大与	(社) つがる三和会

※ 西部地域包括支援センターの担当圏域の大部分が、特定事業所集中減算の対象外地区となる振興山村指定地域である。

地域包括支援センター名	10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分	
	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス
(法人名)												
第一	27/141 19.1%	71/320 22.2%	24/140 17.1%	65/295 22.0%	25/139 18.0%	68/319 21.3%	28/139 20.1%	59/296 19.9%	26/138 18.8%	71/315 22.5%	24/135 17.8%	69/326 21.2%
(津軽保健生活協同組合)	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発
第二	21/86 24.4%	43/197 21.8%	20/82 24.4%	32/171 18.7%	20/85 23.5%	37/187 19.8%	20/86 23.3%	32/179 17.9%	19/90 21.1%	33/183 18.0%	19/89 21.3%	36/188 19.1%
(弘前豊徳会)	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発
第三	34/258 13.2%	51/392 13.0%	33/258 12.8%	45/360 12.5%	32/257 12.5%	50/393 12.7%	31/253 12.3%	49/393 12.5%	31/252 12.3%	51/381 13.4%	30/243 12.3%	50/378 13.2%
(愛成会)	(株) 相成	(医) 弘愛会	(社) 愛成会	(株) アキタメディカルグループ	(社) 愛成会	(医) 弘愛会	(社) 愛成会	(医) 弘愛会	(社) 愛成会	(医) 弘愛会	(社) 愛成会	(医) 弘愛会
東部	16/62 25.8%	27/209 12.9%	15/61 24.6%	26/197 13.2%	16/68 23.5%	26/207 12.6%	17/67 25.4%	26/207 12.6%	17/65 26.2%	26/204 12.7%	16/67 23.9%	27/221 12.2%
(一葉会)	(社) 桃仁会	(社) 緑風会	(社) 桃仁会	(社) 緑風会	(社) 桃仁会	(社) 緑風会	(社) 桃仁会	(社) 緑風会	(社) 桃仁会	(社) 緑風会	(社) 桃仁会	(社) 緑風会
西部	8/21 38.1%	67/151 44.4%	8/20 40.0%	59/139 42.4%	7/19 36.8%	64/150 42.7%	12/21 57.1%	67/151 44.4%	13/20 65.0%	66/149 44.3%	13/20 65.0%	65/147 44.2%
(嶽陽会)	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会
南部	33/137 24.1%	49/399 12.3%	29/132 22.0%	48/381 12.6%	29/133 21.8%	50/385 13.0%	29/131 22.1%	47/381 12.3%	29/135 21.5%	47/387 12.1%	28/28 20.6%	48/392 12.2%
(博陽会)	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(株) 善世会	(社) 博陽会	(株) 善世会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(株) 善世会
北部	4/21 19.0%	62/239 25.9%	4/24 16.7%	58/209 27.8%	4/23 17.4%	61/209 29.2%	4/22 18.2%	61/237 25.7%	5/25 20.0%	62/235 26.4%	5/26 19.2%	62/232 26.7%
(七峰会)	(株) 大与	(社) つがる三和会	(株) 大与	(社) つがる三和会	(株) 大与	(社) つがる三和会	(株) 大与	(社) つがる三和会	(株) 大与	(社) つがる三和会	(株) 大与	(社) つがる三和会

※ 西部地域包括支援センターの担当圏域の大部分が、特定事業所集中減算の対象外地区となる振興山村指定地域である。

弘前市地域包括支援センターにおける
包括的支援業務及び介護予防支援業務の公正・中立性評価基準

1 趣旨

地域包括支援センターにおける包括的支援業務及び介護予防支援業務の公正・中立性評価基準については、この評価基準に基づき実施する。

2 対象サービス種類

介護予防・日常生活支援総合事業における次のサービスを対象とする。

(1) 訪問型サービス

(訪問介護相当サービス、生活支援サービスⅠ・Ⅱ)

(2) 通所型サービス

(通所介護相当サービス、生きがい型デイサービス、通所型サービスC)

※地域型デイサービスは、住民主体型のサービスであるため対象外とする。

3 評価方法

(1) 訪問型サービス

$$\frac{\text{月ごとの紹介率最高法人の訪問型サービス計画の件数}}{\text{月ごとの訪問型サービス計画の総数}} = A \quad \left[\begin{array}{l} \leq 50\% \rightarrow \text{問題なし} \\ > 50\% \rightarrow \text{問題ありと推定} \end{array} \right. \quad \text{【判定基準数値】}$$

(2) 通所型サービス

$$\frac{\text{月ごとの紹介率最高法人の通所型サービス計画の件数}}{\text{月ごとの通所型サービス計画の総数}} = A \quad \left[\begin{array}{l} \leq 50\% \rightarrow \text{問題なし} \\ > 50\% \rightarrow \text{問題ありと推定} \end{array} \right. \quad \text{【判定基準数値】}$$

上記により、判定基準数値を超過し「問題ありと推定」された地域包括支援センターに対し、そのような状況になった理由について、ヒアリングを実施する。

ただし、弘前市西部地域包括支援センターについては、担当圏域の大部分が特別地域加算の対象地区となる振興山村指定地域であり、特定集中減算対象地区から除外されるが、「公正・中立性の観点から居宅介護支援事業所の特定集中減算の基準値80%を訪問型サービス及び通所型サービスの判定基準数値とする。」

令和2年度包括的支援事業実績

【相談件数】

()内は独居高齢者数

(単位:人,件)

地域包括支援センター	人口 (R3.3.31現在)	高齢者数 (R3.3.31現在)	65歳以上 単身世帯数 (R3.3.31現在)	来所		電話		その他		R2年度合計		R元年度合計	
				実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	26,342	8,151	2,758	109 (30)	136 (39)	349 (95)	427 (131)	19 (6)	26 (7)	477 (131)	589 (177)	460 (95)	572 (127)
第二	19,174	6,576	2,096	47 (16)	52 (16)	248 (72)	262 (82)	0 (0)	0 (0)	295 (88)	314 (98)	336 (107)	362 (121)
第三	30,813	10,341	4,098	47 (20)	49 (20)	549 (234)	572 (245)	9 (3)	9 (3)	605 (257)	630 (268)	666 (267)	701 (283)
東部	33,149	8,696	2,730	40 (13)	51 (20)	383 (126)	503 (169)	3 (3)	3 (3)	426 (142)	557 (192)	430 (139)	532 (180)
西部	14,978	5,341	1,419	55 (13)	67 (13)	177 (41)	235 (66)	9 (1)	9 (1)	241 (55)	311 (80)	211 (40)	262 (59)
南部	29,210	10,295	3,252	26 (3)	35 (6)	483 (164)	507 (174)	43 (18)	46 (21)	552 (185)	588 (201)	600 (201)	646 (215)
北部	13,395	5,146	1,418	78 (19)	88 (23)	246 (53)	293 (72)	14 (3)	20 (5)	338 (75)	401 (100)	338 (39)	366 (47)
合計	167,061	54,546	17,771	402 (114)	478 (137)	2,435 (785)	2,799 (939)	97 (34)	113 (40)	2,934 (933)	3,390 (1,116)	3,041 (888)	3,441 (1,032)
延べ数の構成比(%)					14.1%		82.6%		3.3%		100%		

【相談者の区分】

()内は独居高齢者数

(単位:件)

地域包括支援センター	本人		家族		介護支援専門員		介護サービス事業所職員		関係機関		その他		R2年度合計		R元年度合計	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	68 (31)	92 (47)	166 (30)	197 (39)	57 (5)	70 (8)	31 (10)	35 (10)	132 (48)	166 (64)	23 (7)	29 (9)	477 (131)	589 (177)	460 (95)	572 (127)
第二	31 (5)	34 (8)	97 (23)	107 (26)	41 (18)	43 (20)	22 (3)	22 (3)	97 (35)	101 (37)	7 (4)	7 (4)	295 (88)	314 (98)	336 (107)	362 (121)
第三	70 (39)	71 (39)	204 (50)	216 (54)	60 (21)	61 (21)	52 (27)	55 (28)	205 (112)	213 (118)	14 (8)	14 (8)	605 (257)	630 (268)	666 (267)	701 (283)
東部	44 (20)	64 (31)	157 (32)	210 (47)	25 (8)	31 (12)	33 (9)	40 (10)	141 (59)	184 (77)	26 (14)	28 (15)	426 (142)	557 (192)	430 (139)	532 (180)
西部	16 (6)	22 (8)	100 (14)	126 (16)	17 (6)	24 (9)	23 (6)	30 (13)	76 (21)	97 (32)	9 (2)	12 (2)	241 (55)	311 (80)	211 (40)	262 (59)
南部	62 (23)	64 (23)	242 (50)	265 (59)	31 (6)	34 (8)	20 (9)	20 (9)	173 (83)	180 (87)	24 (14)	25 (15)	552 (185)	588 (201)	600 (201)	646 (215)
北部	33 (12)	37 (16)	120 (15)	143 (22)	52 (7)	57 (7)	22 (6)	25 (9)	93 (29)	117 (39)	18 (6)	22 (7)	338 (75)	401 (100)	338 (39)	366 (47)
合計	324 (136)	384 (172)	1,086 (214)	1,264 (263)	283 (71)	320 (85)	203 (70)	227 (82)	917 (387)	1,058 (454)	121 (55)	137 (60)	2,934 (933)	3,390 (1,116)	3,041 (888)	3,441 (1,032)
延べ数の構成比(%)		11.3%		37.3%		9.4%		6.7%		31.2%		4.0%		100%		

【相談内容】(延べ数) ()内は独居高齢者数

(単位:件)

地域包括支援センター	介護の方法 介護用品 介護機器	介護保険 制度	保健 医療 福祉	認知症関係	権利擁護					介護者の 離職防止	その他	R2年度 合計	R元年度 合計
					高齢者虐待	成年後見制度	措置支援	困難事例対応	消費者被害				
第一	9 (2)	398 (108)	186 (68)	84 (19)	実11人 12 (2)	実17人 17 (3)		1			8 (3)	715 (205)	677 (149)
第二	6 (1)	234 (65)	42 (16)	42 (11)	実4人 4	実9人 9 (8)			1 (1)		4 (3)	342 (105)	387 (127)
第三	5 (2)	472 (185)	110 (56)	96 (40)	実10人 10 (1)	実6人 6 (6)		1 (1)				700 (291)	737 (297)
東部	19 (5)	252 (64)	166 (62)	96 (48)	実7人 7 (2)	実6人 12 (4)			1	2 (1)	11 (9)	566 (195)	538 (181)
西部	30 (1)	180 (32)	43 (18)	62 (10)	実2人 2	実7人 7 (4)		2			34 (16)	360 (81)	303 (63)
南部	6 (1)	436 (122)	21 (9)	32 (18)	実11人 12	実9人 9 (6)		2 (2)			70 (43)	588 (201)	651 (216)
北部	12 (3)	225 (36)	71 (28)	45 (12)	実4人 4	実7人 12 (4)		2	1 (1)	2	51 (27)	425 (111)	376 (48)
合計	87 (15)	2,197 (612)	639 (257)	457 (158)	実49人 51 (5)	実61人 72 (35)	0 (0)	8 (3)	3 (2)	4 (1)	178 (101)	3,696 (1,189)	3,669 (1,081)
構成比(%)	2.4%	59.4%	17.3%	12.4%	1.4%	1.9%	0.0%	0.2%	0.1%	0.1%	4.8%	100%	

6

【訪問件数】 ()内は独居高齢者数

(単位:人,件)

地域包括支援センター	人口R3.3.31現在	高齢者数R3.3.31現在	実態把握		総合事業の対象者		支援を要する高齢者		R2年度合計		R元年度合計	
			実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	26,342	8,151	353 (112)	353 (112)	94 (28)	451 (146)	33 (4)	233 (112)	480 (144)	1,037 (370)	586 (140)	1,044 (284)
第二	19,174	6,576	302 (73)	302 (73)	134 (49)	329 (117)	139 (48)	253 (90)	575 (170)	884 (280)	558 (177)	897 (315)
第三	30,813	10,341	200 (88)	200 (88)	212 (91)	1,198 (630)	238 (106)	998 (565)	650 (285)	2,396 (1,283)	680 (289)	3,128 (1,371)
東部	33,149	8,696	163 (42)	163 (42)	126 (41)	374 (126)	164 (49)	390 (140)	453 (132)	927 (308)	398 (117)	732 (238)
西部	14,978	5,341	377 (59)	377 (59)	71 (23)	230 (70)	53 (20)	133 (43)	501 (102)	740 (172)	364 (80)	660 (172)
南部	29,210	10,295	657 (170)	657 (170)	258 (123)	713 (346)	373 (141)	799 (413)	1,288 (434)	2,169 (929)	1,142 (404)	2,076 (916)
北部	13,395	5,146	348 (72)	348 (72)	192 (26)	366 (58)	86 (34)	202 (102)	626 (132)	916 (232)	695 (122)	867 (155)
合計	167,061	54,546	2,400 (616)	2,400 (616)	1,087 (381)	3,661 (1,493)	1,086 (402)	3,008 (1,465)	4,573 (1,399)	9,069 (3,574)	4,423 (1,329)	9,404 (3,451)
延べ数の構成比(%)				26.5%		40.4%		33.2%		100%		

【相談件数の平成30年度～令和2年度実績比較】

※単位:人・件

	来所						電話						その他						合計					
	H30年度		R元年度		R2年度		H30年度		R元年度		R2年度		H30年度		R元年度		R2年度		H30年度		R元年度		R2年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	115	149	123	165	109	136	354	417	328	397	349	427	14	15	9	10	19	26	483	581	460	572	477	589
第二	62	70	58	63	47	52	293	336	264	282	248	262	9	16	14	17	0	0	364	422	336	362	295	314
第三	107	131	123	133	47	49	525	576	498	521	549	572	78	82	45	47	9	9	710	789	666	701	605	630
東部	63	79	76	85	40	51	355	454	346	438	383	503	5	5	8	9	3	3	423	538	430	532	426	557
西部	72	88	67	80	55	67	133	188	128	165	177	235	12	14	16	17	9	9	217	290	211	262	241	311
南部	54	65	82	96	26	35	584	625	488	519	483	507	30	35	30	31	43	46	668	725	600	646	552	588
北部	69	70	65	77	78	88	300	319	255	271	246	293	26	28	18	18	14	20	395	417	338	366	338	401
合計	542	652	594	699	402	478	2,544	2,915	2,307	2,593	2,435	2,799	174	195	140	149	97	113	3,260	3,762	3,041	3,441	2,934	3,390

【相談者の平成30年度～令和2年度実績比較】

※単位:件

	本人						家族						介護支援専門員						介護サービス事業所職員					
	H30年度		R元年度		R2年度		H30年度		R元年度		R2年度		H30年度		R元年度		R2年度		H30年度		R元年度		R2年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	52	60	53	69	68	92	171	210	174	213	166	197	64	80	65	77	57	70	66	70	31	32	31	35
第二	45	58	29	31	31	34	115	137	114	122	97	107	60	68	55	59	41	43	46	48	27	27	22	22
第三	115	126	89	91	70	71	264	296	227	246	204	216	48	55	66	69	60	61	73	75	51	52	52	55
東部	45	66	56	78	44	64	177	228	154	197	157	210	30	36	28	40	25	31	37	38	33	36	33	40
西部	14	25	22	30	16	22	92	114	83	99	100	126	23	33	16	28	17	24	22	25	18	18	23	30
南部	69	77	56	58	62	64	237	269	257	289	242	265	52	57	40	42	31	34	95	96	33	33	20	20
北部	32	33	34	40	33	37	140	149	131	143	120	143	38	40	41	42	52	57	54	54	18	18	22	25
合計	372	445	339	397	324	384	1,196	1,403	1,140	1,309	1,086	1,264	315	369	311	357	283	320	393	406	211	216	203	227

	関係機関						その他						合計					
	H30年度		R元年度		R2年度		H30年度		R元年度		R2年度		H30年度		R元年度		R2年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	119	148	122	154	132	166	11	13	15	27	23	29	483	581	460	572	477	589
第二	93	106	103	113	97	101	5	5	8	10	7	7	364	422	336	362	295	314
第三	198	225	225	235	205	213	12	12	8	8	14	14	710	789	666	701	605	630
東部	119	155	141	162	141	184	15	15	18	19	26	28	423	538	430	532	426	557
西部	57	82	65	80	76	97	9	11	7	7	9	12	217	290	211	262	241	311
南部	208	219	201	211	173	180	7	7	13	13	24	25	668	725	600	646	552	588
北部	108	116	90	97	93	117	23	25	24	26	18	22	395	417	338	366	338	401
合計	902	1,051	947	1,052	917	1,058	82	88	93	110	121	137	3,260	3,762	3,041	3,441	2,934	3,390

【相談内容(延べ件数)の平成30年度～令和2年度実績比較】

※単位:件

	介護の方法 介護用品 介護機器			介護保険制度			保健医療福祉			認知症関係			権利擁護						その他			合計				
													(再掲)高齢者虐待													
	H30年度	R元年度	R2年度	H30年度	R元年度	R2年度	H30年度	R元年度	R2年度	H30年度	R元年度	R2年度	H30年度	R元年度	R2年度	H30年度	R元年度	R2年度	H30年度	R元年度	R2年度	H30年度	R元年度	R2年度	H30年度	R元年度
第一	7	10	9	472	411	398	71	165	186	40	52	84	10	31	30	2	11	12	7	8	8	607	677	715		
第二	4	6	6	300	258	234	86	59	42	15	34	42	23	23	14	5	6	4	2	7	4	430	387	342		
第三	12	3	5	556	472	472	140	137	110	96	93	96	29	32	17	13	14	10	13	0	0	846	737	700		
東部	35	10	19	312	284	252	101	150	166	90	68	96	17	22	20	9	5	7	6	4	13	561	538	566		
西部	27	14	30	195	193	180	56	42	43	32	37	62	23	7	11	8	4	2	7	10	34	340	303	360		
南部	18	11	6	556	487	436	43	36	21	34	40	32	41	32	23	21	17	12	47	45	70	739	651	588		
北部	5	6	12	316	245	225	44	75	71	28	23	45	9	17	19	5	6	4	26	10	53	428	376	425		
合計	108	60	87	2,707	2,350	2,197	541	664	639	335	347	457	152	164	134	63	63	51	108	84	182	3,951	3,669	3,696		

【訪問件数の平成30年度～令和2年度実績比較】

※単位:件

	実態把握						総合事業の対象者						支援を要する高齢者						合計					
	H30年度		R元年度		R2年度		H30年度		R元年度		R2年度		H30年度		R元年度		R2年度		H30年度		R元年度		R2年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	526	526	428	429	353	353	96	392	122	482	94	451	26	64	36	133	33	233	648	982	586	1,044	480	1,037
第二	360	360	303	303	302	302	99	346	123	370	134	329	152	221	132	224	139	253	611	927	558	897	575	884
第三	224	224	233	233	200	200	213	1,408	226	1,487	212	1,198	199	976	221	1,408	238	998	636	2,608	680	3,128	650	2,396
東部	132	132	135	135	163	163	88	236	106	256	126	374	161	320	157	341	164	390	381	688	398	732	453	927
西部	256	256	231	231	377	377	78	369	86	317	71	230	45	155	47	112	53	133	379	780	364	660	501	740
南部	533	533	495	495	657	657	203	635	258	736	258	713	283	540	389	845	373	799	1,019	1,708	1,142	2,076	1,288	2,169
北部	394	394	395	395	348	348	240	698	175	274	192	366	67	98	125	198	86	202	701	1,190	695	867	626	916
合計	2,425	2,425	2,220	2,221	2,400	2,400	1,017	4,084	1,096	3,922	1,087	3,661	933	2,374	1,107	3,261	1,086	3,008	4,375	8,883	4,423	9,404	4,573	9,069

令和2年度地域包括支援センター収支決算状況

(1) 包括的支援事業

(単位:円)

		弘前市第一 地域包括支援 センター		弘前市第二 地域包括支援 センター		弘前市第三 地域包括支援 センター		弘前市東部 地域包括支援 センター		弘前市西部 地域包括支援 センター		弘前市南部 地域包括支援 センター		弘前市北部 地域包括支援 センター		合計	
収入	市委託料	20,945,000	74.2%	21,385,000	82.9%	28,969,000	76.9%	20,945,000	82.5%	20,945,000	90.0%	38,856,000	86.8%	26,505,000	85.5%	178,550,000	82.6%
	ケアマネジメント収入	7,294,400	25.8%	4,410,275	17.1%	8,688,481	23.1%	4,426,760	17.4%	2,325,700	10.0%	5,886,700	13.2%	4,483,600	14.5%	37,515,916	17.4%
	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	15,000	0.1%	12,000	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	27,000	0.0%
	収入合計	28,239,400		25,795,275		37,657,481		25,386,760		23,282,700		44,742,700		30,988,600		216,092,916	
支出	人件費	23,796,296	85.4%	21,403,973	83.0%	34,307,886	89.8%	18,412,654	72.5%	19,586,460	84.1%	30,508,348	68.2%	20,978,637	67.7%	168,994,254	78.1%
	事務費	1,437,000	5.2%	1,683,620	6.5%	2,236,068	5.9%	2,177,936	8.6%	695,907	3.0%	3,775,212	8.4%	1,532,425	4.9%	13,538,168	6.3%
	管理費	320,000	1.1%	267,682	1.0%	762,136	2.0%	1,059,594	4.2%	1,000,333	4.3%	1,200,780	2.7%	917,538	3.0%	5,528,063	2.6%
	委託料	2,000,000	7.2%	2,440,000	9.5%	909,578	2.4%	2,236,576	8.8%	2,000,000	8.6%	9,258,360	20.7%	7,560,000	24.4%	26,404,514	12.2%
	その他	300,000	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	1,500,000	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1,800,000	0.8%
	支出合計	27,853,296		25,795,275		38,215,668		25,386,760		23,282,700		44,742,700		30,988,600		216,264,999	

(2) 介護予防支援事業

(単位:円)

		弘前市第一 地域包括支援 センター		弘前市第二 地域包括支援 センター		弘前市第三 地域包括支援 センター		弘前市東部 地域包括支援 センター		弘前市西部 地域包括支援 センター		弘前市南部 地域包括支援 センター		弘前市北部 地域包括支援 センター		合計	
収入	ケアマネジメント収入	15,359,110	100.0%	12,327,385	97.2%	21,370,589	98.3%	9,490,180	96.5%	7,526,110	99.4%	22,743,010	99.9%	10,299,150	99.7%	99,115,534	98.8%
	その他	0	0.0%	358,990	2.8%	358,587	1.7%	348,000	3.5%	46,825	0.6%	13,200	0.1%	33,550	0.3%	1,159,152	1.2%
	収入合計	15,359,110		12,686,375		21,729,176		9,838,180		7,572,935		22,756,210		10,332,700		100,274,686	
支出	人件費	11,009,110	71.7%	9,008,774	71.0%	17,158,075	72.4%	4,072,843	33.7%	4,915,733	81.0%	16,797,602	67.3%	8,753,420	78.7%	71,715,557	67.7%
	事務費	750,000	4.9%	1,350,487	10.6%	1,490,710	6.3%	570,813	4.7%	170,654	2.8%	3,745,130	15.0%	280,738	2.5%	8,358,532	7.9%
	管理費	400,000	2.6%	165,183	1.3%	508,089	2.1%	35,000	0.3%	309,797	5.1%	1,191,213	4.8%	253,676	2.3%	2,862,958	2.7%
	委託料	3,000,000	19.5%	1,825,672	14.4%	4,245,790	17.9%	5,254,291	43.5%	673,227	11.1%	3,233,588	13.0%	1,831,779	16.5%	20,064,347	18.9%
	その他	200,000	1.3%	336,259	2.7%	292,030	1.2%	2,157,520	17.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2,985,809	2.8%
	支出合計	15,359,110		12,686,375		23,694,694		12,090,467		6,069,411		24,967,533		11,119,613		105,987,203	

令和2年度 地域包括支援センター事業実績

	地域課題	目標	目標に対する取組の評価
第一包括	<p>①認知能力の低下・精神疾患などにより、必要なサービスの利用に時間を要する。</p> <p>②身寄りが少ない、社会とのつながりが少ないために、緊急での体調不良時に支援を受けることができない。</p> <p>③認知症高齢者が多く、認知症の理解や介護力など相談支援が必要。</p> <p>④介護支援専門員を中心に、家族関係や介護負担軽減など虐待につながる要因の早期発見と包括との情報共有が必要。</p>	<p>①包括支援センターの機能の周知(認知症相談や総合相談支援機関として)、認知症の理解をすすめるためのサポーター養成講座・認知症カフェの開催</p> <p>②虐待ケースの事例検討などを通じて、介護支援専門員などサービス事業所との連携・対応</p> <p>③支援困難ケースでの関係機関との連携を図る</p>	<p>①包括支援センターのチラシを見直し、圏域内事業所101件、商業施設11件、金融機関5件、新規開業医2件を訪問し、配布並びに設置の依頼をすることができた。認知症サポーター養成講座は1回開催でき16名受講した。認知症カフェは小規模多機能事業所にて開催を計画していたが、コロナの影響で実施できていなかった。そのため、下期にコロナ禍でも実施できるよう開催場所や内容の見直しのための検討会を開催した。圏域内グループホームや小規模多機能事業所、看護小規模多機能事業所7事業所の協力を得て検討し、場所は生協会館を利用し「情報提供や学び」を主目的としたものから「相談や交流」を主目的とした居場所的な内容で、令和3年度5月から開催することとした。</p> <p>②虐待対応が12件(実人数11名)あり、うち6件は虐待事例として対応。警察・病院・介護支援専門員などの関係機関と連携し支援できた。精神疾患のある息子からの暴力行為が12件中5件と目立ち、連携強化や予防的介入の必要性を実感している。</p> <p>③民生委員・町会長・生活福祉課・障がい福祉課・介護支援専門員・サービス事業所・県社協(しあわせネットワーク)・弘前圏域権利擁護支援センター・警察・金融機関等と連携し支援を展開することができた。</p>
第二包括	<p>支援を要する高齢者が地域で生活するための支援体制を高める必要がある。</p> <p>認知症や介護保険制度に関する住民への知識の普及が不十分である。</p>	<p>1. 関係機関、サービス事業所、居宅介護支援事業所等多機関との連携を保ち情報共有することで見守り体制機能を高める。</p> <p>2. 高齢者のフレイル予防対策に配慮した健康寿命延伸の研修会等の実施。</p> <p>3. 地域住民を対象とした認知症、介護保険制度の研修会や、認知症サポーター養成講座の積極的な活用を図っていく。</p>	<p>①圏域介護支援専門員連絡会、民生委員定例会、公民館行事等に参加し関係づくりに努めた。民生委員と協力し、地域住民に弘前市安心カードの周知、配布を行い見守り体制の強化に努めた。</p> <p>②健康寿命延伸の研修会はコロナ禍によりできなかったが、フレイル予防対策として保健師が中心となりチラシを作成し、地域住民や関係機関等に配布し情報提供に努めた。</p> <p>③地域住民を対象とした介護保険制度及び健康増進や認知症予防に関する研修会は行えなかったが、弘前学院大学及び今年度初の試みとして小学校にて認知症サポーター養成講座を実施。</p>
第三包括	<p>①センターの活動が地域住民に見えにくい。</p> <p>②権利擁護(高齢者虐待・成年後見制度申立支援)の相談において、増加傾向にある複合的な課題を持つ世帯へのアプローチや支援の充足が必要。</p> <p>③センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加しているが、リーダー的役割を担って、地域を牽引するマンパワー(若い世代・ボランティア)が不足している。</p>	<p>①地域包括支援センターを地域住民に知ってもらう取り組みを行う。</p> <p>②ネットワーク構築の中でセンターの対応力向上を目指す。</p> <p>③若い世代やボランティアが活躍できる地域づくりを行う。</p>	<p>①当センターのパンフレットについて、地域住民にわかりやすいものにし、地域住民へのさらなる理解度と浸透性を高めるため、ワーキンググループを作り、検討する会議を開催することが出来た。金融機関や医療機関、スーパー等、これまで構築したネットワークを活かし、包括支援センターのパンフレット及び出張相談(事業名:高齢者お悩み相談室)のチラシを設置。チラシをみて来所した方や開催再開を待っていた声もあり、当センターが開催する事業が地域へ定着化してきた実感があつた。</p> <p>②成年後見制度の申し立て支援については、増加傾向にあり、特に在宅独居高齢者に対するの支援ネットワークの構築に必要性を感じている。高齢者虐待では、養護者が精神疾患など、8050問題が課題を複雑にしているケースがあり、分離後も後方支援や関係機関との連絡調整を密にし対応支援することが出来た。今後は、各関係機関が同じ方向性でより良い支援に向けて検討出来るよう、さらに相互の理解を深めた上で連携出来る機会が必要。</p> <p>③①において、大学生をワーキンググループのメンバーとし、若い世代に包括支援センターの役割について、また地域全体で高齢者を支えることの必要性についての理解を深めることが出来た。また、地域の一員として、意見をいただくことで、活躍できる機会を提供することが出来た。</p>
東部包括	<p>①②早期に専門職と繋がるための支援が必要である。</p> <p>③認知症に対する理解・協力体制が不足している。</p>	<p>①②支援を要する高齢者の心身状況や家族環境等について実態把握をして、早期に必要な支援をする。</p> <p>③福祉意識を高めるために、地域住民への認知症啓発活動を強化していく。</p>	<p>①②支援が必要な人の早期発見・早期対応につなげるために、圏域内の多様な場所を訪ねて地域包括支援センターの紹介をして周知を図った。本人やその家族だけではなく、市役所、警察、病院、施設、介護事業所等様々な箇所から広く相談を受け付けて、速やかに実態把握をした。その上で関係機関と連携し、課題の整理と必要な支援の調整をすることができた。地域ケア個別会議でも支援者の介入に拒否的な態度を示す高齢者に関する事例を取り扱った。引き続き、地域ケア会議の活用支援も行っていく。</p> <p>③地域住民の福祉意識を高めるための啓発活動を企画していたが、当法人と相手方の新型コロナウイルス対策により計画通りに進めることができなかった。しかし、地域の実態として、認知症についての理解不足や認知症カフェ・認知症サポーター養成講座の認知度が低いため、地域住民への啓発活動は発展させていく必要がある。住民に対し認知症カフェと認知症サポーター養成講座の周知を図るため、地域ケア推進会議を開催し検討している。そこでの助言提案をもとに来年度は計画通りに事業を進められるよう、体制を整備する。</p>
西部包括	<p>1)権利擁護、認知症、病気についての理解が乏しく、早期の相談に結びつかない。周知不足。</p> <p>2)包括、医療、介護ともに気軽に相談できる環境が整っていない。</p> <p>3)民生委員の交代で連携がスムーズにいかない可能性がある。</p> <p>4)地域の人達がサービス選びが難しい(どんなサービスが地域にあるかわからない)。</p>	<p>1)認知症サポーター養成講座を積極的に周知していく。(学校関係、企業等)</p> <p>2)専門職同士(包括、地域連携室、訪問看護、地域ケアマネ)が交流できる場を設定し、働きやすい環境を整備する。</p> <p>3)包括主任ケアマネが各居宅へ定期的なアプローチを実施。</p> <p>4)権利擁護について圏域施設に対し出前講座を企画する。</p> <p>5)地域への広報の仕方を検討する。(圏域公共施設や企業、病院、薬局等窓口へのパンフレット設置)</p> <p>6)民生委員と圏域事業所等との交流の場の設定(勉強会実施)。</p> <p>7)地域の社会資源マップの作成(地域の情報収集)。</p>	<p>1)圏域居宅介護支援事業所へ認知症サポーター養成講座のパンフレットを配布することが出来た。有料老人ホーム、法人職員、病院看護師実習者へ講座を実施した。下半期はコロナの大流行で学校や企業への周知は困難であった。ステップアップ講座は見学ができ、勉強することが出来た。来年度は、圏域での実施に取り組みたい。</p> <p>2)コロナ禍で専門職同士の交流の機会を計画することが出来なかった。コロナ禍でも、交流が出来る方法を検討していく必要がある。</p> <p>3)圏域居宅介護支援事業所を訪問し、制度についての質問や困難ケースの相談に対して助言するとともに、各事業所でのケアマネの状況を把握することが出来た。2月には、圏域ケアマネを招集して認知症ケアパスの勉強会を開催する予定であったが、コロナの感染拡大のため参加できず、資料での説明となる。居宅訪問を実施し、顔の見える関係の構築に努めていく必要がある。</p> <p>4)民生委員定例会やケア会議等でチラシを配布した。圏域新規有料老人ホーム、岩木民生委員からは、虐待の勉強会依頼あり、3密を避けて短時間で実施した。地域に対し、出前講座の継続したアプローチが必要である。</p> <p>5)公共施設への、パンフレット設置を行った。また、圏域75歳以上の高齢者実態把握を実施し、個別に包括の広報した。相談来所される方が、パンフレットを持参しているケースや、以前自宅に来てくれたので知っていたというケースもあった。まわっていない地域への周知の方法を検討していく。</p> <p>6)コロナ禍で民生委員定例会も自粛されていたり、圏域事業所も人との接触を控え、大勢で集まるのが困難だった為、交流の場をセッティングすることが出来なかった。東目屋民生委員から認知症ケアパスの勉強会を実施したいという意向が聞かれたが、今年度の実施には至らなかった。</p> <p>7)原案が完成し、各事業所へ配布して、利用者へも必要時情報提供することができた。各事業所への聞き取りの実施までは至っていない。</p>

	地域課題	目 標	目標に対する取組の評価
南部包括	<p>①虐待相談の増加に伴い、迅速な対応ができるようチーム作りや支援体制を強化する必要がある。</p> <p>②成年後見制度や日常生活自立支援事業(あつぷるハート)がスムーズに利用できるような取り組みや他の支援策を検討する必要がある。</p> <p>③身元引受人がいない高齢者の入院や施設の受け入れができるよう協力体制を作る必要がある。</p> <p>④閉じこもりや病気の重症化を防ぐために、買い物支援や通院手段を整える必要がある。</p>	<p>①②権利擁護について、地域住民や福祉関係者に情報提供する。相談対応時には、情報共有や支援方法を協議し関係機関と連携を図る。</p> <p>③独居高齢者や高齢者世帯の実態把握を行い、関係機関と家族や協力者の情報を共有できるようにする。</p> <p>④高齢者の移動支援について地域住民や福祉関係者と解決策を協議する。</p>	<p>①②『弘前市高齢者虐待防止マニュアル』を包括職員、圏域居宅、在介に配布し、相談対応時にマニュアルに沿って関係機関と情報共有し活用できた。成年後見制度の相談が9件あり、弘前圏域権利擁護支援センターや医療機関等と連携し申し立て支援を行った。コロナ禍のため、地域住民や福祉関係者へ権利擁護業務についての周知はパンフレット配布のみであった。圏域介護支援専門員連絡会で成年後見制度の勉強会を行った。</p> <p>③民生委員や警察署、行政からの相談で実態把握実施。身寄りがない高齢者や認知症のケースは、緊急連絡先の把握ができず支援者もいないため、体調不良時や被害妄想の対応など民生委員が苦慮している。</p> <p>④朝陽地区の地域課題についての意見や提案を文書にて聞き取り、民生委員と包括支援センターが連携し、買い物弱者となっている高齢者世帯の把握や支援が必要であることを確認した。</p>
北部包括	<p>①日常的な支援や緊急時の対応、施設入所や入院等の支援が難しい。</p> <p>②医療機関やスーパー等の情報、それに関わる移動手段を把握し、困っている方に対するの支援が必要。</p> <p>③居場所がないことで、閉じこもりがちになり、実態把握の遅れや病状が悪化してからの相談につながる。</p>	<p>①安心カード活用の推進、エンディングノート(これからノート)の活用、気軽に情報交換できる居場所づくり。</p> <p>②介護保険外サービスの把握、整理をする。</p> <p>③気軽に集まれる、情報交換できる居場所を作る(認知症カフェ・出張相談・集いの場)。</p>	<p>・地域包括支援センター事業の地域住民への周知のため、公的機関、公共施設、郵便局、農協、個人商店等を訪問してパンフレットの配布及び設置をしてもらうことで、地域包括支援センターの役割や事業周知につながるよう活動を行った。結果、年間の総合相談件数が前年度より53件増となった。</p> <p>・通院サポートや配食サービスなど、介護保険外サービスで対応できる事業者とのネットワーク構築を図り、居宅ネットワーク会議等の機会を活用して圏域の居宅介護支援事業所へも情報提供したことで、これらのサービスに繋がった高齢者もあり、地域の社会資源に乏しいという地域課題対応への一助となっている。</p> <p>・地域のなかで高齢者の集いの場となっている社会資源や活動について、高齢者の相談や認知症カフェの機会を活用して情報収集を行った。各地域に婦人会などの集まりはあるものの、そのような場への参加を好まない高齢者などは近隣との交流もほとんどなく、地域のなかで孤立しがちとなっている。特に高齢になってから移住して来た住人にとっては、既存のコミュニティーに馴染み入ることが難しい地域特性もあり、地域に馴染み入れない高齢者や性格的に人との交流に消極的な高齢者が孤立している状況である。そのような状況にある高齢者の把握と見守り支援についても地域課題として検討していく必要がある。</p>

(様式第1号)

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

職員配置 (R.3.3.31現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	3 人	ランチ数
	社会福祉士	2 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1 人	2 箇所
	主任ケアマネ	1 人			

令和 2 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 2 年度目標に対する取り組みの評価
地域の実態 ①「8050」問題、身寄りのない1人暮らしの高齢者が多く、必要な制度の利用が進まない。「50」対応の機関が明確ではない。 ②虚弱な高齢者が入院までに至らず、自宅で過ごすことができない場合の入所先がない。 ③認知症高齢者が多く、専門医への受診・相談は多いが、結びつかない。 ④介護サービスを利用しているが、虐待事案から金銭問題、認知症が原因(実人数10人中7名)となっているケースがある。	①包括支援センターのチラシを見直し、圏域内事業所101件、商業施設11件、金融機関5件、新規開業医2件を訪問し、配布並びに設置の依頼をすることができた。認知症サポーター養成講座は1回開催でき16名受講した。認知症カフェは小規模多機能事業所にて開催を計画していたが、コロナの影響で実施できていなかった。そのため、下期にコロナ禍でも実施できるよう開催場所や内容の見直しのための検討会を開催した。圏域内グループホームや小規模多機能事業所、看護小規模多機能事業所7事業所の協力を得て検討し、場所は生協会館を利用し「情報提供や学び」を主目的としたものから「相談や交流」を主目的とした居場所的な内容で、令和3年度5月から開催することとした。 ②虐待対応が12件(実人数11名)あり、うち6件は虐待事例として対応。警察・病院・介護支援専門員などの関係機関と連携し支援できた。精神疾患のある息子からの暴力行為が12件中5件と目立ち、連携強化や予防的介入の必要性を実感している。 ③民生委員・町会長・生活福祉課・障がい福祉課・介護支援専門員・サービス事業所・県社協(しあわせネットワーク)・弘前圏域権利擁護支援センター・警察・金融機関等と連携し支援を展開することができた。
地域課題 ①認知能力の低下・精神疾患などにより、必要なサービスの利用に時間を要する。 ②身寄りがない、社会とのつながりが少ないために、緊急での体調不良時に支援を受けることができない。 ③認知症高齢者が多く、認知症の理解や介護力など相談支援が必要。 ④介護支援専門員を中心に、家族関係や介護負担軽減など虐待につながる要因の早期発見と包括との情報共有が必要。	
目標 ①包括支援センターの機能の周知(認知症相談や総合相談支援機関として)、認知症の理解をすすめるためのサポーター養成講座・認知症カフェの開催 ②虐待ケースの事例検討などを通じて、介護支援専門員などサービス事業所との連携・対応 ③支援困難ケースでの関係機関との連携を図る	

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	総合事業の利用がスムーズにできる。必要時、介護申請など対応する。	①対象者への基本チェックリストの実施、アセスメント、計画書作成 ②モニタリング実施、必要時介護保険への移行支援	①受付後2週間以内 ②適宜	①新規64件 全例実施 ②介護保険への移行42件実施	①100% ②42件	①受付後2週間以内には全例対応でき利用につながってる。 ②モニタリングから状態の変化を的確にとらえ介護申請につなげることができた。	①引き続き受付後2週間以内の対応を行いたい。また地域の社会資源を含む情報提供しマネージメントできるように計画する。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	民生委員・関係機関との連携を図る	①民生委員への挨拶、定例会への参加 ②在宅介護支援センターと情報共有 ③警察・交番などへ挨拶・情報共有 ④圏域グループホーム、小規模多機能、地域密着型サービス運営推進会議参加	①各1回 ②月1回 ③各1回 ④2ヶ月1回	①4地区民生委員長挨拶を実施。和徳南地区定例会に参加した。時敏地区定例会への参加予定がコロナで中止となった。 ②7月から月1回実施 ③8/11宮園・9/24城東交番・11/24弘前警察署・12/2中央交番・1/26駅前交番と実施。 ④参加6回、他書類確認。	①挨拶:4地区実施。定例会:1か所参加。 ②9回実施 ③5回実施 ④6回参加	①民生委員地区会長への挨拶を実施。和徳南地区の定例会では三職種全員参加し活動状況の報告を行うことができた。他の地区はコロナの影響で参加が困難であった。 ②7月以降は定例開催ができ、3月にはZOOMでの会議を実施することができた。 ③圏域内交番4か所と弘前警察署生活安全課との情報共有を行い協働して対応することができた。 ④コロナの影響で書面での開催多かったが、状況が許す限り参加することができた。	①～④については引き続き実施するが、特に連携強化が必要な①④を計画する。 新たに商業施設や金融機関・津軽地域ケアネットワーク参加医療機関連携室との情報共有、マンション対象の相談会の開催など計画し地域や関係機関のネットワークを構築する。
イ 実態把握	在宅介護支援センターと協力し実施。民生委員・町会役員と連携し、情報共有を図る。	①民生委員・地域住民からの相談への対応、訪問 ②在宅介護支援センターからの情報を共有	①適宜 ②各事業所年間50件以上、月1回情報共有	①速やかに実施している。 ②幸陽荘:58件 たまち:127件実施。(昨年度までに訪問実施していた方がほとんど。) 情報共有: 9回	①15件実施 ②幸陽荘:58件 たまち:127件実施 共有 9回	①民生委員等からの相談には即日対応し、数日中には訪問することができている。 ②7月から月1回の情報共有を実施している。3月はZOOMでの会議を開催することができた。コロナの影響で伸び悩んでいる在介の実態把握についてさらなる連携が必要であり、来年度は相談会から実態把握につなげることができるよう連携を深めたい。	①は引き続き実施する。②を計画的に実施する。 在介との連携を強化し実態把握を行うことができるように計画する。
ウ 総合相談	総合相談窓口として、様々な機関からの相談対応、関係機関との連携を図るまた、相談しやすい窓口をめざす	①圏域事業所を中心に包括支援センターのPRと連携強化 ②相談内容から専門職や関係機関との連携を図る ③三職種での検討	①年1回 ②適宜 ③適宜	①包括パンフ等を圏域内事業所101件、商業施設11件、金融機関5件、新規開業医2件を訪問し、配布並びに設置の依頼した。 ②新規相談や懸案事項に関して各専門職の専門性を生かしたミーティングを行い対応し連携を図っている。 ③月1回以上検討している	①各業種年1回実施 ②適宜 ③12回	①包括パンフレットを見直し、圏域内事業所に訪問配布し周知した。 ②③相談内容が複雑化しているため、専門職の特性を生かした対応が重要になっている。日常的に実施できている。	①～③引き続き実施し、三職種の情報共有の強化と関係機関の連携、窓口の周知ができるように計画する。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	成年後見制度の活用促進	成年後見制度の周知と制度活用のための相談・支援	①専門機関の変更に伴い、圏域事業所への学習会の開催 ②民生委員など住民への周知	①年1回 ②年1回	①10/13圏域内居宅介護支援事業所対象に制度学習を実施。 ②10/15民生委員定例会にて周知した。1/20出前講座を設定したがコロナで中止となった。	①1回 ②1回	①圏域内居宅介護支援事業所対象に制度学習を実施し周知できた。また、3/11に年度内に包括で対応した事例について報告し意見交換することができた。 ②1か所民生委員定例会にて周知することができた。他に出前講座を設定したがコロナで中止となり、リモートでの学習会などの検討も必要。	年度末に圏域介護支援専門員対象に事例報告や意見交換の機会を来年度も実施していく。 地域住民対象に広報活動を実施し相談・申し立て支援を行うことを計画する。
イ	老人福祉施設等への措置の支援	措置を必要とするケースは、市役所と連携を図りながら対応する	情報の確認や市役所各部署と連携を図りながら、措置に向けて支援	随時	①実績なし	①なし	措置に至るケースはなかった。	継続して、発生時には市へ対応を求め関係部署と連携し対応できるように計画する。
ウ	高齢者虐待への対応	虐待者・被虐待者の支援を関係機関と連携を図りながら支援する	①虐待通報に対して、事実確認・市役所への報告など手順に応じて対応 ②虐待ケースの事例検討(三職種、圏域事業所)	①適宜 ②年1回以上	①手順に応じて対応を実施できた。 ②3/11圏域介護支援専門員対象に年度内の状況を報告し、事例検討した。	①相談12件 虐待認定6件 ②三職種:11回 圏域事業所1回	①精神疾患がある子から父母への暴力で養護者とはならず、その後精神科に入院や受診となったケースが目立った。養護者見極めの難しさを感じる。 ②圏域介護支援専門員対象に年度内の対応状況を報告し事例検討することができた。継続したい。	①継続して計画。②については個別ケース会議を開催し課題整理し支援方法を検討できるように計画する。
エ	困難事例への対応	地域住民や居宅介護支援事業所などからの相談に対応・支援	①地域住民や居宅介護支援事業所などからの相談・情報提供内容を検討し、同行訪問・担当者への助言 ②市役所など関係機関・専門機関への相談・調整 ③関係機関との定期的な情報共有	①・②・③適宜	①同行訪問は民生委員2件、在介3件、介護支援専門員2件実施。 ②③各種申請支援や医療機関との情報共有や受診調整等実施	①同行訪問 7件 ②行市役所等:72件 ③医療機関:75件	①民生委員・在介からの相談対応や同行訪問は実施できている。介護支援専門員から後見人申請について相談対応・同行訪問した。 ②③、①後に医療機関の受診調整や各種申請支援を実施できた。また、その他関係機関と連携を図りながら実施できている。 ①～③については今後地域におけるネットワーク構築の項目で対応。	まずは、困難事例についての定義を三職種で確認し共通認識とした上で三職種カンファレンスや地域ケア個別会議を開催し対応するように計画する。
オ	消費者被害の防止	市民生活センターなど関係機関への相談・連携を図り、被害者への対応、予防についての情報提供	①居場所・認知症カフェなどでの周知活動(市出前講座の利用) ②民生委員・地域住民との情報共有・連携	①・②適宜	①未実施 ②地域ケア推進会議・民生委員定例会・圏域内事業所にチラシを活用した周知を実施。	①0回 ②推進:1回 民生委員:1回 圏域内事業所101件	①についてはコロナ禍において開催すらできず、今後も不安定さは否めないため来年度は計画しない ②地域ケア推進会議参加者や民生委員定例会・圏域内事業所101件にチラシ配布し周知できた。	民生委員を通じて地域住民に最新情報を提供できるようにし、市民生活センターと連携して対応できるように計画する。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

	項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
			実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	圏域事業所の連携・交流が図れるよう支援	①介護事業所学習会、事例検討会を開催 ②地域ケア推進会議へ事業所に参加していただき、地域課題の共有と解決方法の検討	①・②年2回	①10/13圏域内居宅介護支援事業所学習会を実施 3/11圏域内居宅介護支援事業所虐待事例検討会を実施 ②9/15・2/16地域ケア推進会議実施。	①2回 ②2回	①②市から配布されたアクリル板やグッズを利用し感染症対策を最大限行いながら確実に実施することができた。①については、イの項目で計画することにする。 オンラインでの会議開催に向け、アンケートで環境について調査したが整備中の事業所が多かった。集合型とオンライン併用での会議開催をまずは実施したい。	感染症対策を十分に行いながら、地域ケア個別会議や推進会議を計画する。また、個別会議は困難事例や虐待事例なども含め随時開催できるように体制を検討し計画する。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	介護支援専門員が連携を図り、学習会などの機会を作りネットワークの構築を図る	①介護支援専門員の地域ケア会議見学・事例提供の依頼 ②介護支援専門員による事例検討会の開催	①年6回 ②年1回	①コロナ対応で三密を避けるため見学は中止した。事例提供の依頼は4件実施できた。 ②12/15事例検討会を実施3/11虐待事例検討会を実施	①事例提供依頼：4件 ②2件	①コロナで地域ケア個別会議を1回中止としたため、事例提供が4件の依頼にとどまっている。 ②12/15、3/11と実施することができた。 介護支援専門員連絡会の内容や開催頻度などを検討し、圏域内居宅介護支援事業所を3グループに分けて活動するよう10/13に意見交換し下期から活動を開始した。	リーダー・サブリーダー会議を軸に、介護支援専門員のニーズを把握した学習会や意見交換会を計画したい。
ウ	日常的個別指導・相談	介護支援専門員の個別相談窓口となり、個別事例に応じて対応する。	①介護支援専門員の個別相談窓口として、後方支援 ②サービス担当者会議への参加・助言をする	①・②適宜	①支援困難事例3件、後見人申請支援3件実施。 ②未実施	①6件 ②0件	①支援困難事例・後見人制度申請支援を中心に実施できている。引き続き実施する。 ②コロナの状況もありサービス担当者会議への参加は現実的ではなく事例もないため実施できていない。今後もコロナの終息は見込めないため、来年度は計画しない	個別相談や介護支援専門員対象の学習会や意見交換会を計画する。
エ	支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員からの相談内容について、包括支援センターの三職種や専門職・関係機関との連携を図る。	①介護支援専門員からの相談に対して、同行訪問と課題の明確化 ②関係機関との連携	①・②適宜	①同行訪問2件 ②三職種や関係機関と連携し支援できた。	①2件 ②三職種：11回 関係機関：266件	①金銭管理に課題がある方2件に同行訪問。後見人の申請を支援した。 ②三職種会議で事例共有を図り、関係機関とも連携し支援を行っている。地域ケア個別会議を活用し効率よく課題整理できるよう計画する。	同行訪問と後方支援の実施と、地域ケア個別会議の活用の提案を計画する。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	認知症初期集中支援チームへの相談や関係機関との連携を図る	①相談者への医療機関への情報提供 ②介護支援専門員・警察・民生委員など関係機関との連携 ③初期集支援チームへの相談	①・②・③適宜	①相談者へ7件 ②認知症初期集中支援チームより引継ぎを受けた事例について関係機関と連携し対応。 ③支援対象になるかどうかの相談を行った事例あり。	①7件 ②1件 ③2件	①相談者から認知症初期集中支援チームの詳細についての問い合わせ相談あり。周知されている。 ②引継ぎ事例について関係機関と連携し対応することができた。 ③気兼ねなく相談することができた。 ①～②については実施可能であるが件数表記しづらい内容であるため介護支援専門員や地域住民向けの広報にシフトしたい。	認知症初期集中支援チームや認知症高齢者たぐいまサポート事業についての広報や認知症初期集中支援チームとの相談や連携を計画する。
イ 認知症の人や家族への支援	認知症の症状の理解や介護などの相談窓口を設置	①認知症カフェの運営(圏域協力機関との連携) ②認知症の人と家族の会の参加 ③認知症支援推進員の活動	①月1回 ②・③適宜	①未実施 ②7/26 1名参加 ③たぐいまサポート事業の紹介や認知症介護者教室の企画運営を担っている。	①0件 ②1回 ③紹介:24件 会議参加:3回	①介護施設での実施を計画していたが、コロナの影響で外部の人が入室できない状況があり、実施できていない。内容について再検討した。 ②認知症の人と家族の会への参加から相談者を居住地包括支援センターに1例引継ぐことができた。 ③たぐいまサポート事業を周知することができ登録につながっている。	感染症対策を十分に行った認知症カフェの周知や開催を計画する。
ウ 知識の普及	認知症についての知識の普及を図る	①認知症サポーター養成講座の開催 ②たぐいまサポート訓練(認知症声かけ訓練)の実施 ③キャラバンメイト養成講座受講	①年3回以上 受講者50名以上 ①年1回 ①1名以上	①金融機関対象に10/2実施16名受講 ②未実施 ③1名受講	①1回 ②0回 ③1名受講	①コロナの影響で思うように活動できず1回にとどまった。 ②は今年度サポーター養成講座を受講した金融機関対象に実施していきたい。 ③1名受講できたため、今後もサポーター養成に努めていく。 認知症に関する相談が増えているが、コロナの影響で認知症サポーター養成講座の開催が伸び悩んでいる。今後は地域づくりの視点で開催団体の拡大を目標とし、周知活動や感染症対策したうえで若い世代も含めた認知症サポーター養成講座の実施を計画したい。	認知症サポーター養成講座の周知と開催を計画する。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議を開催し、地域課題の把握 ②地域ケア推進会議を開始し、地域住民やサービス事業などが課題解決に向けて話し合う機会を作る	①個別会議を開催 ②推進会議を開催 ③在宅介護支援センター民生委員と情報共有し、地域課題の把握・解決策の検討	①年4回 ②年2回 ③適宜	①個別会議3回 ②推進会議2回 ③7月から月1回在介との情報共有を実施。各地区民生委員長訪問4回実施。	①3回 ②2回 ③在介9回 民生委員4回	①コロナの影響で予定より少ない開催となっている。参加者を制限し開催しているため、後日改めて助言をいただくなど工夫して実施でき、課題解決の方向性を見出すことができた。 ②計画通り実施。 ③民生委員定例会での密集を避けるため会長訪問で地域課題の把握に努めた。 今年度実施できなかった自立支援型の地域ケア個別会議を来年度積極的に呼びかけ計画したい。	地域ケア個別・推進会議の開催と自立支援型の地域ケア会議の実施に向けた呼びかけを計画する。

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

- ①認知症を背景とした、近所トラブル・徘徊後行方不明・物とられによる公的機関への通報などが続出しているが、当事者が受診を拒否するケースが多く個別支援に苦慮している。
- ②マンション入居者の高齢化に伴い、活動性が低下し閉じこもりがちになり住民同士のかかわりが希薄化している。
- ③ペットの引き取り先がないために、入院・入所を拒否するケースがある。また、入所後の自宅に猫が繁殖し近所から苦情が出ている。
- ④入院患者の面会制限の影響で、高齢者世帯での見取りが増えているが、生活スタイルや状態の変化を受け止めて対応することが難しく、支援者の強力なサポートが必要となっている。

【地域課題】

- ①高齢者世帯が多く早期に認知症症状に気づくことができないため、早期相談に結び付かない。
- ②マンション入居者が、孤立化し問題が顕在化しにくい状況がある。
- ③地域や飼い主の飼育に関する知識不足がある。また、一時預かりや保護団体などの情報が不足している。
- ④老々介護での見取りは、支援者の強力なサポートが必要となっている。

【地域での対応方針】

- ①コロナ禍でも対応できる認知症カフェの再開や、若い世代も含めた認知症サポーター養成講座やただいまサポート訓練などを引き続き実施する。
- ②居場所を増やすことで、問題を早期に把握し孤独感が解消され閉じこもり防止につなげることができるようにする。
- ③「これからノート」のペット欄の活用を圏域介護支援専門員や包括職員で促し意識づけする。また、地域に対し行政と協力し広報活動を行う。
- ④介護支援専門員が事業所を越えて相談しやすい環境づくりや、地域住民・医療・介護・保健・福祉の専門職等との連携を強化する。

【市、関係団体への提言】

- ①ペットの正しい飼育方法について広報や出前講座などで周知していただきたい。
- ②ペットの一時預かりや保護団体の情報を集約し公開していただきたい。

(様式第1号)

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

職員配置 (R.3.31現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	3 人	ランチ数
	社会福祉士	1 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	0 人	2
	主任ケアマネ	1 人			

令和 2 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 2 年度目標に対する取り組みの評価
地域の実態 ・閉じこもりによる活動性の低下は在宅生活の継続を困難としている。 ・孤立や支援を要する高齢者への地域でのサポートが不十分。 ・地域住民が認知症高齢者への対応方法や支援方法に困難を感じている。	①圏域介護支援専門員連絡会、民生委員定例会、公民館行事等に参加し関係づくりに努めた。民生委員と協力し、地域住民に弘前市安心カードの周知、配布を行い見守り体制の強化に努めた。 ②健康寿命延伸の研修会はコロナ禍によりできなかったが、フレイル予防対策として保健師が中心となりチラシを作成し、地域住民や関係機関等に配布し情報提供に努めた。 ③地域住民を対象とした介護保険制度及び健康増進や認知症予防に関する研修会は行えなかったが、弘前学院大学及び今年度初の試みとして小学校にて認知症サポーター養成講座を実施。
地域課題 支援を要する高齢者が地域で生活するための支援体制を高める必要がある。 認知症や介護保険制度に関する住民への知識の普及が不十分である。	
目標 1. 関係機関、サービス事業所、居宅介護支援事業所等多機関との連携を保ち情報共有することで見守り体制機能を高める。 2. 高齢者のフレイル予防対策に配慮した健康寿命延伸の研修会等の実施。 3. 地域住民を対象とした認知症、介護保険制度の研修会や、認知症サポーター養成講座の積極的な活用を図っていく。	

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)						
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	介護予防・日常生活支援総合事業について趣旨を説明し、本人の自立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるよう支援する。又、一般介護予防事業など多様なサービスの情報提供を行う。	あらゆる機会を捉えて介護予防・日常生活支援総合事業を推奨し、希望者には基本チェックリストを実施し該当者には適切、円滑な介護予防サービス支援計画書を作成することでスムーズな利用を図る。	都度	①通所C利用者 ②事業対象者	①実5名 ②実90名 (3月末時点での利用実績のある事業対象者)	①②共に十分な説明をし趣旨のご了解を得た上で一連の流れに沿って取り組んで行けるよう支援する。通所Cのサービスが終了した方へは身体、生活機能が維持できるようフォローアップしていく。今後も介護予防・日常生活支援総合事業の啓発に努め、又健康教室を開催する等フレイル予防対策を進める。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	地域、各関係機関との関係づくり、ネットワーク作りに努める。インフォーマルサービスの把握の活用にも努める。	①民生委員定例会への参加。 ②町会主催の行事参加や、地域住民の会合などを把握し、関係者からの情報を収集する。 ③圏域内のグループホーム、地域密着型サービス、小規模多機能型居宅介護の運営推進会議に参加。 ④シルバーハウス生活相談会に参加する。	①定例会各地区年1回(藤代・西・城西地区) ②随時 ③運営推進会議年42回 ④城西2丁目城西5丁目各年2回	①藤代地区・西地区・城西地区の民生委員定例会に後期1回参加。 ②藤代公民館運営委員会に参加。 ③④については実施されなかった。	①定例会三地区各1回 ②2回 ③④0回	①コロナ禍の影響により前期は活動を自粛していたが、後期からは感染対策を行いながら定例会に参加、当センターの取り組みについて紹介できた。 ②コロナ禍で地域の行事開催が制限される中、可能な限り参加し関係づくりに努めた。 ③④新型コロナウイルス感染症の影響で、今年度は全ての会議が中止となり参加出来なかった。	①②民生委員定例会や地域の行事には積極的に参加し、地域状況の把握や情報交換、包括支援センターの周知を行っていく。 ③④グループホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型サービス運営推進会議への参加。
イ 実態把握	地区住民や、民生委員、その他関係機関からの情報提供により実態把握に努める。	在宅介護支援センターと連携しながら、地区住民や関係機関からの情報提供により実施する。又、安心カードの配布やエンディングノートの活用も併せて周知していく。	①在宅介護支援センター連絡会年4回 ②実態把握年間250件	圏域内での包括支援センターと在宅介護支援センターとの連絡会を今年度は4回予定通りに行った。	①年4回 ②実態把握年間302件	在宅介護支援センターとの連絡会を通じて、対応が困難だったり見守りが必要な事例に対して情報共有をしながら対応方法について検討できた。	引き続き圏域の在宅介護支援センター、関係機関と連携を図りながら取り組んでいく。
ウ 総合相談	総合相談窓口としての役割を周知していく。多様な相談内容に対して的確な状況把握を行い、相談内容に即したサービス又は、制度に関する情報提供、適切な機関への紹介等を行う。	地域の集まりに積極的に参加し、包括支援センターの活動を周知していく。様々な相談内容に対して、迅速に対応していけるよう職員間で情報を共有し調整していく。	随時	新規相談や懸案事項に関して、各専門職の専門性を生かしたミーティングを行い、情報を共有しながら対応。	新規295 継続19 延べ314	情報を共有しながらミーティングを行い、適切な関係機関へ引継ぎ、紹介などが出来た。	多機関からの相談内容に対して、情報提供や関係機関の紹介・連携を図る。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	成年後見制度の活用促進	民生委員定例会や町会等主催の行事、地域密着型サービスの運営推進会議等で成年後見制度の説明を行う。	各関係機関との連携、正しい情報の提供、必要の際の申立の援助を行う。	随時	①相談 ②市長申立 ③親族申立 ④民生委員定例会での周知	①9件 ②2件 ③1件 ④3件	①成年後見制度の内容から申立方法まで相談があり対応した。 ②③引き続き、必要時申立援助を行う。 ④民生委員定例会では行えたが、地域の行事、運営推進会議等は中止となって行えなかった。	成年後見制度の周知、相談対応、必要時の申立援助を行っていく。
イ	老人福祉施設等への措置の支援	緊急対応が必要な高齢者に対しては市に状況を報告し、協議しながら対応する。	老人福祉施設等への措置が必要な場合は市に報告し実施を求める。	随時	対象事例なし	0回	措置に至るケースはなかった。	必要時には市に実施を求める。
ウ	高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待が疑われる際には速やかにマニュアルに沿って対応する。	養護者による高齢者虐待が疑われる際には市に報告し、協議しながらマニュアルに沿って対応していく。	随時	虐待対応	相談4件中虐待認定3件	虐待認定2件が同居の障害を抱えている息子からの虐待だった。経済的に独立して生計を立てられない子供を支援する必要がある。 1件がアルコールによる暴力だった。	支援を拒否し相談窓口にもつながらず虐待者である子供をどうするのか自治体レベルで検討が必要である。 アルコールを止める気がない虐待者に対しての、支援の検討が必要である。
エ	困難事例への対応	速やかに事実を確認、関係者間で協議し、対応する。	地域ケア会議等を活用し、個別課題の解決、対応力強化をはかる。	随時	困難事例相談、対応	0件	困難事例はなかった。	困難事例がある場合は地域ケア会議等を活用し解決、対応力の強化をはかっていく。
オ	消費者被害の防止	市民生活センター、青森県消費者センターと連携を図り、予防に努める。	各関係機関との情報共有を行い予防に努める。被害が疑われた場合は速やかに対応する。	随時	①相談、対応 ②民生委員定例会での消費者センターの周知	①消費者被害1件 ②3件	①送り付け商法が1件あり、対応する。市民生活センターとの情報共有等を行った。 ②民生委員定例会で周知を行った。	引き続き消費者被害が疑われる際には迅速に対応していく。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	地域の介護支援専門員が多職種・多機関との連携や協働しやすい体制を構築する。	多職種・多機関合同の研修会や地域ケア会議を開催し、意見交換のできる場を設定する。	①合同研修会 年:1回 ②地域ケア会議:7回 (個別5回、推進2回)	①圏域関係機関合同研修会 《生活困窮者自立支援に関する研修》 ②地域ケア会議開催	①0回 ②地域ケア個別会議5回 地域ケア推進会議2回	①多職種を参集した合同研修会を予定していたがコロナ禍で実施できなかった。 ②7月以降計画通り地域ケア会議を開催。推進会議は規模を縮小して実施。	多機関合同での研修会を計画。相互に意見交換のできる場を設定する。 地域ケア個別会議・地域ケア推進会議の開催を計画。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	地域の介護支援専門員相互の情報交換が行える場を設定し、介護支援専門員のネットワークの構築やその活用を図る。	地域の介護支援専門員を参集して定期的に連絡会を開催する。	連絡会 年:6回	介護支援専門員が相互に意見交換のできる場を設定。	開催回数 5回 7月・9月・11月・1月・3月	意見交換の場を設定することで介護支援専門員相互の連携や共有が図られている。	連携強化や情報共有を目的として今後も定期的に開催を計画。
ウ	日常的個別指導・相談	専門的な見地から個別指導や相談対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できるように支援する。	日常的な連携に加え、定期的な連絡会等を通して、相談しやすい環境を整える。資質向上を目的として研修会の実施や制度、施策等に関する情報提供を行う。	①連絡会 年:6回 ②地域ケア個別会議 年:5回	①圏域介護支援専門員を対象とした連絡会を開催。	①開催回数 5回 ②地域ケア個別会議5回 地域ケア推進会2回	連絡会や地域ケア会議などを通して、相談しやすい環境を整える事で日常的に連携が図られている。	介護支援専門員の業務が円滑に実施できるよう、連絡会や研修会を計画。
エ	支援困難事例等への指導・助言	支援困難事例を抱える介護支援専門員の不安を軽減し、効果的な支援を行う。	①相談内容に応じて各専門職の専門性を活かして対応する。 ②地域ケア会議を開催して多職種・多機関と連携の下、具体的な支援方針を検討する。	①随時 ②必要時	①介護支援専門員からの相談件数 ②地域ケア個別会議の開催 ③支援困難事例に対して居宅介護支援事業所の介護支援専門員と同行訪問。	①45件 ②5回 ③対象者5名	相談内容に応じ、三職種で協議し、各専門職の専門性を活かして助言し、課題解決に努めている。又、介護支援専門員が支援に困難を呈している事例に対して、地域ケア個別会議、多職種連携の提案や同行訪問を行い、介護支援専門員の不安が軽減されるよう努めている。	必要に応じて同行訪問を行い、状況によっては地域ケア会議を開催し、多職種・多機関と連携の下で具体的な支援方針を検討する。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	関係機関との連携	①認知症疾患医療センターや認知症協力医療機関、認知症サポート医との連携を維持し、研修会や会議等も活用して、関係性を築いていく。 ②ケアパスや認知症初期集中支援チームを地域住民や関係機関に周知し、協力していく。	①認知症関連の研修会の開催。 ②認知症地域支援推進員連絡会や会議に参加する。	①7月頃 ②随時	①認知症研修会 ②認知症地域支援推進員連絡会に参加 ③初期集中支援チームとの連携	①開催なし ②7回 ③3回	①コロナ禍で包括独自の認知症関連の研修は出来なかったが、市や他の弘前市地域包括支援センターと連携し、認知症介護者教室を実施した。 ②認知症地域支援推進員の会議に参加し、関係機関との連携を図っている。 ③初期集中支援チームと連携し、認知症高齢者の支援にあたった。	①②ともに引き続き認知症疾患医療センターや認知症協力医療機関、認知症サポート医との連携を維持し研修会、会議等を活用し関係性を築く。 ③初期集中支援チームの周知、及び利用促進と認知症ケアパスに準じた支援をする。来年度も初期集中支援チームとの連携協力体制を図っていく。
イ	認知症の人や家族への支援	①認知症の疑いのある方に対しては、認知症疾患医療センター、認知症協力医療機関、認知症初期集中支援チームと連携し、適切な医療や介護サービスにつなげていく。 ②家族や本人へは、介護に関する相談、支援を行い又、認知症の人と家族のつどいや病院の家族会、認知症カフェを紹介していく。	認知症の研修会や認知症の人と家族のつどいに参加し、情報交換する。	①認知症の人と家族のつどい参加:年1回 ②相談は随時	①認知症の人と家族のつどい参加 ②相談は随時行っている。 ③認知症初期集中支援チームと協力連携 ④認知症介護者教室	①2回 ②41名 ③対象者2名 ④3回	①②家族の会参加や認知症疾患医療センター、認知症協力医療機関との連携により治療に結びつける事が出来た。 ③認知症初期集中支援チームと連携し認知症高齢者の支援にあたった。	①今後も病院、関係機関と連携し必要に応じ適切な医療ルートにのせ、状態に応じて介護サービスにつなげていく。認知症と家族の会参加予定あり。 ②相談対応は継続して行っていく。 ③今後も初期集中支援チームの対応を要する症例については、連携し積極的活用をはかる。
ウ	知識の普及	①認知症サポーター養成講座を開催し、サポーター増を目指す。	①住民や企業・職域団体、学校に対してサポーター養成講座についての案内を行い、受講を働きかけていく。	①広報活動 ・藤代地区 ・西地区 ・城西地区 目標サポーター数 80名 開催回数 3回以上	①広報活動を学校、藤代公民館運営委員会、民生委員定例会にて行った。 ②サポーター養成講座実施	①6回 ②サポーター数 140名 開催回数 3回	①地域住民、民生委員、大学生、事業所に講座を積極的に案内した。結果、大学生、小学生がサポーター養成講座を受講した。 ②大学生113名 小学生27名受講した。	①今後、認知症疾患患者の増加が予測されるため、サポーター養成講座についての案内を拡大していく。(町会、企業、学校等)

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議は定例開催と支援困難事例への対応としての随時開催を行う。 ②地域密着型サービスの運営推進会議や地域の行事、会合等を通して住民からニーズの把握を行う。	①地域ケア個別会議、地域ケア推進会議の開催。	①地域ケア個別会議:5回 その他都度 ②地域ケア推進会議:2回	①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議	①5回 ②2回 (8月・2月)	①個別課題解決、地域課題発見のための会議を行った。 ②地域課題検討を目的とした会議を行った。 ③新型コロナウイルス対策を十分に配慮し行うことができた。	①計画した地域ケア個別会議に加え、必要時都度地域ケア会議を開催する。 ②地域ケア推進会議で把握された課題を整理して検討する。また、地域の行事等に積極的に参加して住民の高齢者対策のニーズの把握に努める。 ③今後も研修等に参加し、対応力のスキル向上に努める。

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

- ・認知症による被害妄想出現やそれによる他者への迷惑行為が多くなっている。また、外出時の自己管理能力低下によるトラブルの危険性も多くなっている。
- ・介護者が高齢化しており、介護力は弱くなっている。また、介護の介入へ消極的な家族の例や介護者就労のため支援者不在の症例が増えている。
- ・病識の欠如、身体機能低下傾向、転倒リスクの高さ、引きこもり状態になっている例が多くなっている。

【地域課題】

- ・認知症高齢者を地域で支えるための地域づくりや体制構築が必要。
- ・認知症に対する知識の普及を図る必要がある。
- ・相談内容が複合的・多様化してきているため行政サイドとして内容に沿った振り分け機能の役割をもつ窓口が必要。
- ・緊急時の支援体制を構築する必要がある。
- ・健康増進の重要性について地域住民・関係機関へ啓発していく必要がある。

【地域での対応方針】

- ・地域住民の認知症に対する知識を深め対応力を向上させる必要がある。
- ・複合化・多様化している相談に対して、地域の高齢者を支える支援者が相談できる機関を知る必要がある。
- ・地域住民のフレイル予防への関心を高める。

【市、関係団体への提言】

- ・支援を拒否し相談窓口にもつながらぬ高齢の親に対し、虐待者となってしまっている引きこもりや精神疾患の子供をどうするのか、自治体レベルで検討が必要である。
- ・重層的な課題を抱える家族等への総合的(複合的)な支援対応窓口の設置が必要。《(高齢・障害・児童)(ダブルケア・8050)》

(様式第1号)

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

職員配置 (R.3.3.31現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	6 人	ランチ数
	社会福祉士	2 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	人	2 箇所
	主任ケアマネ	3 人			

令和 2 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 2 年度目標に対する取り組みの評価
<p>地域の実態</p> <p>①地域住民より、センターの名称を聞いたことはあるが、役割や事業内容が見えにくいとの声がある。</p> <p>②単身、高齢者のみ、家族が遠方在住、8050問題を抱えた世帯の支援が増加、背景には、家族意識の変化、家族のパワレス等の要因がある。</p> <p>③センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加している。(大学・一部学校・郵便局・銀行・薬局・スーパー・町会連合会等)</p> <p>地域課題</p> <p>①センターの活動が地域住民に見えにくい。</p> <p>②権利擁護(高齢者虐待・成年後見制度申立支援)の相談において、増加傾向にある複合的な課題を持つ世帯へのアプローチや支援の充足が必要。</p> <p>③センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加しているが、リーダー的役割を担って、地域を牽引するマンパワー(若い世代・ボランティア)が不足している。</p> <p>目標</p> <p>①地域包括支援センターを地域住民に知ってもらう取り組みを行う。</p> <p>②ネットワーク構築の中でセンターの対応力向上を目指す。</p> <p>③若い世代やボランティアが活躍できる地域づくりを行う。</p>	<p>①当センターのパンフレットについて、地域住民にわかりやすいものにし、地域住民へのさらなる理解度と浸透性を高めるため、ワーキンググループを作り、検討する会議を開催することが出来た。金融機関や医療機関、スーパー等、これまで構築したネットワークを活かし、包括支援センターのパンフレット及び出張相談(事業名:高齢者お悩み相談室)のチラシを設置。チラシをみて来所した方や開催再開を待っていた声もあり、当センターが開催する事業が地域へ定着化してきた実感があった。</p> <p>②成年後見制度の申し立て支援については、増加傾向にあり、特に在宅独居高齢者に対する支援ネットワークの構築に必要性を感じている。高齢者虐待では、養護者が精神疾患など、8050問題が課題を複雑にしているケースがあり、分離後も後方支援や関係機関との連絡調整を密にし対応支援することが出来た。今後は、各関係機関が同じ方向性でより良い支援に向けて検討出来るよう、さらに相互の理解を深めた上で連携出来る機会が必要。</p> <p>③①において、大学生をワーキンググループのメンバーとし、若い世代に包括支援センターの役割について、また地域全体で高齢者を支えることの必要性についての理解を深めることが出来た。また、地域の一員として、意見をいただくことで、活躍できる機会を提供することが出来た。</p>

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	総合事業のスムーズな利用に向けた支援を行う。	制度の説明、基本チェックリストを実施、地域の社会資源を含む情報を提供し、マネジメントをする。	2週間以内	制度の説明、基本チェックリストを実施、該当者には、意向を確認しケアマネジメントを行った。	事業対象者数 実285名	総合事業利用希望者に対し、一般介護予防事業や地域の社会資源の紹介も併せて行っており、「高齢者健康トレーニング教室」「パワリハ運動教室」「筋力向上トレーニング教室」に参加しているという声が聞かれている。また、「ゴミ出しサポート事業」などの活用希望の声もある。	アセスメント、スクリーニングを丁寧に行い、自立支援も視野に入れながら、多様なサービスの情報提供を行い、対応する。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	①関係機関、住民組織と連携しやすい関係作りを行う。 ②地域情報の収集・整備を行う。 ③介護予防についての知識を広げ、地域高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを実施する。	①民生委員児童委員協議会定例会など地域の集会に参加する。 ②ア・いきいき生活情報リストの更新 イ・関係機関、関係者のネットワークについて情報を整理する。 ③既存の住民主体の活動に協力する。	①年5回以上 ②ア・年1回 イ・年1回 ③随時	①一大・二大・三大・文京地区民児協定例会、文京地区町会連合会に参加。 ②ア・配食サービスにおいて1回更新。 イ・民生委員や町会連合会、関係機関についての情報について整理実施。 ③住民主体の通いの場(事業名:びいちの会)に参加。	①年7回(うち民児協定例会4回、町会連合会3回) ②ア・イ年各1回 ③年1回	①新型コロナウイルス感染拡大のため、一大・三大地区はセンターの活動報告、消費者被害等のパンフレットを書面にて配布し伝達。文京・二大地区は定例会参加。各会長と良好な関係を維持している。 ②ア・配食サービスについて更新、関係機関へ情報提供。各関係機関から独自に情報収集ができると声が多く、今年度でいきいき生活情報リストの更新は終了。 ③新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止が多かった。参加できた活動では参加者への介護予防への意識を高めていけるように情報提供、運動実施をサポート出来た。	①新型コロナウイルス感染拡大予防対策を取りながら、関係機関、地域住民組織の活動に参加、連携や関係づくりを行う。 ②活用目的などを明確にして、情報を整理、更新する。 ③新型コロナウイルス感染拡大の影響により、住民主体の活動が滞る可能性があり、運営する地域住民や参加者が工夫して、主体的に実施できるようサポートを行い、地域の活動として定着、継続できるようにする。
イ 実態把握	高齢者の孤立・孤独死防止、支援を要する高齢者の早期発見・早期対応を行う。	①高齢者の心身の状況や家族の状況等について実態把握を行う。 ②相談が出にくい特定の地域(松森町)に関して、地域診断を含めた実態把握を行う。	①②年間150件	①相談対応等した方や昨年度訪問した方を中心に実施。 ②65歳以上の松森町住民に対して10月～12月に訪問、28名から聞き取りできた。	①年間200のうち独居88件 ②年1回	①実態把握では半数近くが独居世帯。元気な時から関わることの重要性が増している。 ②包括を認知している方が多かったが、自立されている高齢者が多く相談に至らず。元気な内からつながりを作る工夫が必要。今後は地域を限定せずに実態把握を行う。	独居、高齢者世帯を中心に実態把握を行い、元気な内から早期に繋がることで、各地域の特徴の把握に努める。
ウ 総合相談	①相談窓口の機能強化、アウトリーチを継続する。 ②地域の金融機関、郵便局、医療機関などに相談窓口の広報活動を行う。 ③センターのパンフレットの見直しを検討する。	①一大・二大地区、三大地区、文京地区で出張相談(事業名:高齢者お悩み相談室)を実施継続する。 ②センターのパンフレットやチラシの設置協力を依頼する。 ③地域住民、ボランティア、大学生等の意見を反映させたパンフレットの作成検討。	①合計12回(各地区4回) ②年30カ所 ③年1回	①新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催自粛。9月から再開、一大・二大地区会場は、新型コロナウイルスの感染防止のため使用できず。3カ所ですべて1回実施。三大地区(取上公民館)3件、文京地区(中野公民館)1件、(松原公民館)2件の相談。 ②金融機関、郵便局、医療機関、美容室、町会連合会にてチラシやパンフレットの設置依頼。 ③地域ケア推進会議にて検討を実施した。	①合計年3回(三大地区1回、文京地区2回、一大二大地区は未実施) ②20機関に対して3回実施、町会連合会で2回実施 ③年2回	①町会連合会の協力もあり、混乱なく広報、開催が出来た。開催を待っていたと相談者の声もあり、お悩み相談室や包括の相談窓口としての機能が地域に定着したと実感。 ②センターのパンフレットや出張相談(事業名:高齢者お悩み相談室)のチラシを持参することで、広報や開催の周知につながっている。また、各町会長と良好な関係で連携維持出来ている。 ③地域住民に対し相談等につながるよう、地域住民、関係機関、大学生などで構成したワーキングメンバーで検討。地域目線での意見を反映したパンフレットの検討が出来た。若い世代に対しては高齢者に対する関心を高めることができた。	①一大、二大地区の開催場所は、別の場所での開催を調整し各地区1回ずつ開催。 ②③改定したセンターのパンフレットやチラシの設置依頼、広報活動を継続。また設置後の反響や状況等を確認、評価していく。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	成年後見制度の活用促進	①成年後見制度の広報活動を行い、制度の普及啓発を図る。 ②成年後見制度の活用が必要な場合は、相談、申し立てにつながるよう支援する。	①ア・地域高齢者集会、民生委員児童委員協議会定例会で広報イ・出張相談(事業名:高齢者お悩み相談室)来所者へ手渡す。 ②相談、申し立ての支援を行う。	①ア・年5回イ・月1回 ②随時	①ア・民児協定例会にて配布、広報。イ・パンフレットを相談者へ配布、活用している。 ②市社協、成年後見支援センターと連携、支援している。	①ア・年4回イ・年3回(6件配布) ②相談6件申立済7件支援中4件	①新型コロナウイルス感染拡大の影響にて広報する機会が減少。積極的、継続的な広報が必要。 ②相談件数は増加傾向。申立支援では支援できる親類がいない高齢者の施設入居のケースが多い。在宅独居高齢者の申立支援ケースは支援ネットワークの構築が必要。	①新型コロナウイルス感染予防対策を取りながら、関係機関、住民組織の活動に参加し広報、出張相談(事業名:高齢者お悩み相談室)にて配布広報を継続する。 ②債務整理や親族間でのトラブル等の課題の多いケースに対しての対応力向上に努める。
イ	老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合には、弘前市の関係部署と連携を図り、対応する。	弘前市関係部署、受け入れ措置施設と連携を図り対応する。	随時	コアメンバー会議にて分離保護の方針が決まったケースで、措置施設と調整を図るが、高齢者の拒否が強く、分離措置には至らなかった。	0件	養護者が精神障がい者で緊急性を要したが措置対応には至らず、保護しなければならない認知症高齢者が拒否した場合の対応の困難さを感じたケースあり。	措置を要するケースが発生した場合には、弘前市の関係部署と連携し対応する。
ウ	高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待に係わる通報等を受けた後は、速やかに対応する。	①弘前市の虐待対応マニュアルに基づき、関係部署と連携を図り対応する。 ②必要に応じて、個別ケース会議を開催、支援方法を検討する。	①②随時	①通報を受けた際には、速やかに対応に努め支援している。 ②緊急性あり、市主催の虐待対応ケース会議に出席、関係機関と今後の方針を検討。その他、その他必要に応じて関係者招集にて会議開催。	①年10件(うち虐待認定4件) ②年3回	①速やかに実態把握に努め支援している。身体的虐待3件、心理的虐待とネグレクト1件。うち1件は分離保護の必要性あり。 ②養護者が精神疾患、8050問題が課題を複雑化。分離後も後方支援や関係機関との連絡調整を要し、支援ネットワークの確立が急務。	①虐待対応マニュアルに基づき、関係部署、関係機関と連携を図り対応する。分離措置は関係機関と事前に協議対応する。 ②支援方針に係る重要な判断は、関係機関が連携し、組織的な判断ができるよう必要に応じて虐待対応ケース会議を開催又は参加する。
エ	困難事例への対応	事実確認後、課題を把握し、援助の方向性(支援策)を関係者で協議する。	地域ケア個別会議を開催、支援を阻害している要因、課題を整理、支援方法を検討する。	随時	困難事例は、センター内で検討、地域ケア個別会議を随時開催している。	年1回	多職種で共有、検討することで支援の方向性を決めることが出来ている。	随時、対応していく。困難事例では地域ケア個別会議を開催し、課題を整理し支援方法を検討していく。
オ	消費者被害の防止	市民生活センターと連携を図り、電話や窓口にて消費者被害に関する情報を把握し、民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパーなどへ情報提供などを行う。	①地域高齢者集会、民生委員児童委員定例会、在宅介護支援センター連絡会などで情報提供、予防啓発する。 ②出張相談(事業名:高齢者お悩み相談室)開催時にパンフレット設置。	①年10回 ②月1回	①新型コロナウイルス感染予防に努めるため、最新情報を紙面で提供。市内で詐欺被害が連続発生、警察の予防啓発チラシを訪問時等で配布・情報発信。 ②パンフレットを設置、来所者に配布、必要時に活用。	①年3回 ②年3回(三大地区1回、文京地区2回)	①市民生活センターや警察署から情報提供を受け、地域住民や協力機関へ注意喚起を行うことが出来た。 ②来場者に配布。目に触れる工夫を行い対応できた。	①引き続き関係機関や地域住民組織の活動等に参加、または書面により、消費者被害に関する情報発信を情勢に適した形で行い、予防啓発を図る。 ②消費者被害を身近に感じてもらえるようパンフレットの配布を継続する。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が、関係機関とスムーズな連携ができるよう支援する。	圏域の介護支援専門員のニーズに基づき、虐待、自立支援リハビリに関する研修会を企画・実施する。	年2回	虐待についての研修は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面にて開催。自立支援に向けたリハビリについての研修会、令和3年度介護報酬改定についての内容で研修会を実施する。	年3回	虐待については、虐待が疑われる事例があれば、抱え込まずに包括に相談するよう理解、促進に繋げることが出来た。自立支援を念頭に置いたケアマネジメントの作成はセラピストと積極的に連携が必要であることを確認できた。法改正についての説明し情報を共有することが出来た。	介護支援専門員のニーズに基づき、次年度は「虐待について」の研修会、弘前市ボランティア支援センターの方を講師に迎え「社会資源について」の研修会の2回実施予定。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	①圏域の介護支援専門員と連携を強化する。 ②日常業務について意見交換できる場を設定する。 ③圏域の主任介護支援専門員と連携し、スキルアップできる企画を協働で検討、実施する。	①介護支援専門員の人数を把握する。 ②地域課題や昨年度介護支援専門員からの要望に基づき意見交換会を実施する。 ③主任介護支援専門員連絡会を開催、勉強会、情報交換会等を実施する。	①上半期 ②年1回 ③年4回	①圏域内介護支援専門員40名(うち主任介護支援専門員15名) ②民生委員との意見交換は、書面にて意見収集。 ③9月はファシリテーションについて、1月は、ストレスとの向き合い方、3月は介護報酬改定について情報交換を実施。	①年1回 ②年1回 ③年3回	①地域課題の整理等協力を得ることが出来ている。 ②書面にて民生委員と介護支援専門員双方から連携についての意見や要望を確認することが出来た。 ③「ファシリテーションについて」の研修会では、講義やグループワークを通し学びを深められた。「ストレスとの向き合い方について」は、新型コロナウイルス感染防止のため急遽中止となった。事前に実施していた自己覚知を目的に実施したエゴグラムに対して臨床心理士から個々にアドバイスを受けた。介護報酬改定については質問事項をまとめ市に確認している。	①連携しながら地域の活動に活かしていく。 ②各地区1回ずつ、意見交換会を企画、開催予定。 ③圏域内の主任介護支援専門員と連携し、スキルアップ出来る企画を協働で検討し、計画実施する。
ウ	日常的個別指導・相談	地域ケア個別会議を活用し、個別支援の中で、気付きや学びが得られるよう支援する。	介護支援専門員相互、多職種からの助言を得られるよう地域ケア個別会議を開催する。	年7回	新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、7月より地域ケア個別会議を再開。必要時には、随時開催で対応している。	年7回 うち定期6回 随時1回	地域ケア個別会議を通して多職種による多角的な視点からの助言や連携を取りながら支援が出来、新たな気づきに繋がっている。	定期開催のほか、介護支援専門員から依頼があれば必要に応じて随時、開催を実施していく。
エ	支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員への効果的な支援を行う。	①同行訪問、関係機関とのネットワークを活かし、具体的な支援方針を検討、後方支援を行う。 ②困難事例については、地域ケア個別会議の活用を提案、実施する。	①②随時	①②同行訪問までには至らなかったが、関係者で今後の支援について検討、今後の支援が効果的に実施されるよう支援している。	①随時 ②年1回	①②効果的な支援が展開されるよう意識した助言、支援を随時行っている。支援者と関係者との間に捉え方のずれがあり、効果的な支援が難しくなっている事例もあった。アプローチ方法や気づきを促す支援の工夫、研鑽をしていく必要がある。	①同行訪問やセンターのネットワークを活かし支援をしていく。 ②多角的な視点で支援方針を定められるよう地域ケア個別会議を提案、実施する。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	①認知症地域支援推進員として、地域の関係機関、認知症疾患医療センターと連携・ネットワーク作りを行う。 ②認知症初期集中支援チームと連携する。	①ア・圏域内キャラバン・メイト連絡会を実施する。 イ・認知症施策、ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ、認知症高齢者たぐいまサポート事業について広報する。 ②訪問支援対象者について、情報共有、支援協力をする。	①ア・年1回 イ・随時 ②随時	①ア・新型コロナウイルスの感染拡大防止により、圏域内のキャラバン・メイトと一緒に企画実施していた事業の開催を見合わせたことから、未実施となる。 イ・出張相談(事業名:高齢者お悩み相談室)や認知症カフェ(事業名:橙燦カフェ)、民児協定例会の参加者へ配布。 ②相談を行い、情報共有し、介入が必要か検討依頼している。	①ア・未実施 イ・年8回 ②随時	①ア・地域の関係機関やキャラバン・メイトとの連携・ネットワーク作りは必須であり、より良い関係を維持構築できるよう努める必要がある。 イ・認知症カフェ、認知症高齢者たぐいまサポート事業、認知症ケアパスなど、地域住民に浸透するよう継続的な広報が必要。 ②初期集中支援チームへ必要時相談しながら、認知症の方や家族へのより良い関わりを検討することが出来ている。また意見交換会に出席、対象となるケースやチームとの連携について理解を深めた。	①地域の関係機関、キャラバン・メイト、学生、弘前市ボランティア支援センターと連携し、認知症カフェ(事業名:橙燦カフェ)や認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ講座等を協働で実施する。 ②認知症初期集中支援チームへ随時相談し、支援方針に沿って情報交換しながら、支援を実施する。 ③元気な時からの関係構築が図られる取り組みを実施継続していく。
イ 認知症の人や家族への支援	①認知症者や家族、地域住民が集い、学びや情報交換できる場を提供する。 ②認知症者や家族に対して相談・支援を行う。	①ア・認知症カフェ(事業名:橙燦カフェ)を定期開催する。 イ・認知症カフェ振り返り・評価をする。 ②認知症者、家族に対する相談会の企画、検討を行う。	①ア・年10回 イ・下半期 ②随時	①ア・新型コロナウイルス感染拡大防止の為、会場を弘前学院大学から稔町会館へ変更。時間短縮、参加者は人数を制限、ミニ講話と質問・相談受付のみの縮小版で開催。 イ・運営スタッフと開催を振り返り、評価実施。 ②ア・認知症地域支援推進員として、『認知症介護者教室』企画・実施メンバーとして参加。 イ・認知症地域支援推進員として地域ケア個別会議へ参加する。	①ア・年1回 イ・年1回 ②ア・年7回 イ・年1回	①新型コロナウイルス感染拡大防止の為、上半期は見送っていたが、開催を望む声が聞かれ、感染状況を見ながら、縮小版で実施し、運営スタッフや講師と連携を図り、混乱なく実施できた。「薬と認知症について」の講話では、多くの質問があり、開催内容を工夫しながら、継続的に実施することが必要と感じた。 ②認知症施策推進に向けて協力することができた。	①新型コロナウイルス感染予防に留意し時間を縮小して実施。運営スタッフとして構築できた若い世代とのネットワークを維持しながら、地域住民、認知症当事者が専門職と早い段階で出会える場所としての役割を担っていくことが出来るよう再開、継続していく。 ②市内の認知症地域支援推進員と連携・協力していく。
ウ 知識の普及	①認知症サポーター養成講座について、広報、開催の働きかけを行う。 ②若い世代に認知症の理解を広げ、地域の高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを企画、実施する。	①認知症サポーター養成講座を開催する。 ②認知症カフェ、認知症高齢者声かけ模擬訓練(認知症高齢者たぐいまサポート訓練)など企画運営を協働で行う。	①ア・年5回以上 イ・目標人数100人 ②随時	①弘前学院大学の学生に向けて実施。 ②認知症カフェ(事業名:橙燦カフェ)に弘前学院大学生が参加。他の学生向けに検討していた企画は新型コロナウイルスの影響により未実施。	①ア・年1回 イ・16名 ②年1回	若い世代へ認知症の理解を普及することで親世代や地域への波及効果を期待している。	①講座開催に向けて広報を行うと共に、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、積極的に実施する。 ②開催に向けて関係機関との調整を行っていく。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議は定期開催と随時開催を設定、個別支援と地域課題の抽出を図る。 ②地域ケア推進会議は、目的別に関係者を招集し実施する。 ③地域住民、民生委員等関係組織に会議参加の呼びかけを行う。 ④自立支援に向けたケースの検討を促す。	①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議 ③地域の関係組織、会議参加者に趣旨説明を丁寧に行う。 ④圏域の介護支援専門員へ呼びかけを行う。	①年7回 ②年7回 ③随時 ④随時	①定期、随時開催。 ②ア・地域課題の整理(地域代表者参集) イ・地域住民への発信についての会議。認知症カフェ運営についての会議 ③民児協で地域ケア会議について紹介。 ④事例提供の際に声掛けを実施。	①年7回(定期6回、随時1回) ②ア・年1回 イ・年5回 ③年4回 ④年2回	①地域課題の把握につながっている。民生委員や地域住民の参加については工夫が必要。 ②ア・地域課題を事業運営として実施していくために実施。 イ・当センターの周知や広報の一環として地域住民にわかりやすいパンフレット作成のために、グラフィックデザイナー、民生委員やヒロガクインクルージョン(大学生)等で検討、作成する。 ③④今後も継続的に周知、依頼をしていく。	①計画通り実施、随時開催も積極的に開催していく。 ②課題抽出、整理、共有について研鑽し、事業内容の発展、事業運営に反映できるよう実施する。 ③民児協に参加した際等、会議への参加の呼びかけを行う。 ④自立支援に向けたケースを依頼し実施していく。

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

- ①公的サービスでは補うことが出来ないサービスを必要としている高齢者が増加
- ②単身、高齢者のみ、家族が遠方在住、8050問題を抱えた世帯の支援が増加(家族意識の変化、家族のパワレス等が要因)
- ③介護支援専門員と医療機関の間で退院後の支援の方向性に認識のズレがあり、連携がスムーズにとれない
- ④センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加(大学・一部学校・郵便局・銀行・薬局・スーパー・町会連合会等)
- ⑤地域住民より、センターの名称を聞いたことはあるが役割や事業内容が見えにくいとの声がある

【地域課題】

- ①ボランティア等の社会資源の把握が十分ではなく、活用につながらないため、把握・活用できる為の情報を得る必要がある
- ②権利擁護(高齢者虐待・成年後見制度申請支援)の相談において増加傾向にある複合的な課題を持つ世帯へのアプローチや支援の充足、身寄りのない方への支援のスキルを身に付ける必要がある
- ③医療と介護連携の不足があるため、積極的な相談や密なコミュニケーションをとることができるように機会や仕組みが必要である
- ④センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加しているが、リーダー的役割を担って、地域を牽引するマンパワー(特に若い世代・ボランティア)が不足しており、継続的働きかけが必要である
- ⑤センターの活動が地域住民に見えにくいいため、広報が必要である

【地域での対応方針】

- ①地域包括支援センターを地域住民に知ってもらう取り組みを行う。
- ②ネットワーク構築の中でセンターの対応力向上を目指す。
- ③若い世代やボランティアが活躍できる地域作りを行う。

【市、関係団体への提言】

- ①医療と介護連携がスムーズにできる仕組みづくり
- ②認知症サポーターの活用
- ③身元保証人がいなくても入院入所ができる仕組みづくり
- ④介護保険では対応できない社会資源の開発

(様式第1号)

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

職員配置 (R.3.3.31現在)	保健師	1 人	予防給付プラン担当	1 人	プランチ数
	社会福祉士	2 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	2 人	
	主任ケアマネ	1 人			1

令和 2 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 2 年度目標に対する取り組みの評価
<p>地域の実態</p> <p>①介護サービスの利用や支援者の介入に対して拒否的な態度を示す高齢者・家族が多い。 ②急変時等の備えが不十分な住民が多い。 ③一人暮らしの認知症高齢者の見守りを介護支援専門員が抱え込んでいることが多い。</p> <p>地域課題</p> <p>①②早期に専門職と繋がるための支援が必要である。 ③認知症に対する理解・協力体制が不足している。</p> <p>目標</p> <p>①②支援を要する高齢者の心身状況や家族環境等について実態把握をして、早期に必要な支援をする。 ③福祉意識を高めるために、地域住民への認知症啓発活動を強化していく。</p>	<p>①②支援が必要な人の早期発見・早期対応につなげるために、圏域内の多様な場所を訪ねて地域包括支援センターの紹介をして周知を図った。本人やその家族だけではなく、市役所、警察、病院、施設、介護事業所等様々な箇所から広く相談を受け付けて、速やかに実態把握をした。その上で関係機関と連携し、課題の整理と必要な支援の調整をすることができた。地域ケア個別会議でも支援者の介入に拒否的な態度を示す高齢者に関する事例を取り扱った。引き続き、地域ケア会議の活用支援も行っていく。 ③地域住民の福祉意識を高めるための啓発活動を企画していたが、当法人と相手方の新型コロナウイルス対策により計画通りに進めることができなかった。しかし、地域の実態として、認知症についての理解不足や認知症カフェ・認知症サポーター養成講座の認知度が低いため、地域住民への啓発活動は発展させていく必要がある。住民に対し認知症カフェと認知症サポーター養成講座の周知を図るため、地域ケア推進会議を開催し検討している。そこでの助言提案をもとに来年度は計画通りに事業を進められるよう、体制を整備する。</p>

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェックリスト該当者に係る ケアマネジメント	介護予防日常生活支援総合事業について説明し、本人の自立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるよう支援する。	①必要な方が総合事業を利用できる様に、圏域内の様々な資源に総合事業の周知をする。 ②希望者には基本チェックリストを実施し該当者には適切な支援を行う。	①20ヶ所以上年1回 ②受付から1週間以内	①圏域内の全ての調剤薬局、病院、居宅介護支援事業所、公民館、金融機関、農協、郵便局、温泉施設、埋容院、民生・児童委員に対して周知した。また、パンフレットの設置を依頼した。 ②希望者には基本チェックリストを実施し、1週間以内に申請した。セルフケアの重要性が理解できる様に充分説明した。	①52ヶ所に対して各1回ずつ実施 ②実99名。内新規に基本チェックリスト実施者13名。要介護認定者11名。	①必要な方が総合事業を利用できる様に、事業の周知を図った。人事異動等があるため、引き続き周知をする必要がある。 ②十分な説明をし、了解を頂いた上で速やかにケアマネジメントを行った。適切なサービスを利用し、セルフケアとして習慣化されるよう支援する必要がある。	介護予防日常生活支援総合事業について説明し、本人の自立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるよう支援する。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	地域におけるネットワーク構築	関係機関、住民組織と顔の見える関係づくり。	①民生委員・児童委員定例会への参加。 ②関係機関と協同して地域住民向けの勉強会や座談会を実施する。 ③関係機関と共に既存の住民主体の活動に参加する。	①豊田地区、東地区、堀越地区に年1回 ②年2回 ③年2回	①豊田地区、東地区、堀越地区の民生・児童委員に対して、気になる高齢者を把握した際は、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼した。 ②未実施。 ③未実施。	①豊田地区、東地区、堀越地区に年1回 ②0回 ③0回	①民生委員からの相談が20件あった。気になる高齢者を把握した際は、地域包括支援センターにつないでもらっている。 ②③毎年参加している住民主体の集まりが中止になる等、実施することができなかった。	住民が相談しやすいよう専門職と住民が顔の見える関係をつくる必要がある。 新型コロナウイルス感染症対策をして、計画通り実施する。
イ	実態把握	①支援を要する高齢者の早期発見に向けたネットワークの構築を図る。 ②支援を要する高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握をして、早期に必要な支援をする。	①ア圏域内の関係機関に実態把握の説明をし、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼する。 ①イ城東在宅介護支援センターと共に既存の住民主体の活動に参加して実態把握の説明をし、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センター若しくは在宅介護支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼する。 ②相談を受け付けたら、速やかに訪問して実態把握する。	①ア20ヶ所以上に年1回 ①イ年2回 ②1週間以内、年100件	①ア圏域内の全ての調剤薬局、病院、居宅介護支援事業所、公民館、金融機関、農協、郵便局、温泉施設、理容院、民生・児童委員に対して、気になる高齢者を把握した際は、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼した。また、パンフレットの設置を依頼した。 ①イ未実施。 ②速やかに訪問して実態把握した。	①52ヶ所に対して各1回ずつ実施。 ①イ0回。 ②東部地域包括支援センター133件。城東在宅介護支援センター30件。	①②住民が医療、福祉、権利擁護等適当な関係機関とつながれるようになるために、実態把握ができるネットワークをつくる必要がある。	①②関係機関への周知の他、住民と顔の見える関係を作れるように取り組み、支援を要する高齢者の早期発見に向けたネットワークの構築を図る。 新型コロナウイルス感染症対策をして、計画通り実施する。
ウ	総合相談	様々なネットワークを通じて相談受付ができるように、地域包括支援センターの宣伝を強化して、住民に対して地域包括支援センターの周知を図る。	圏域内の関係機関に地域包括支援センターの事業を説明し、パンフレットの設置を依頼する。また、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼する。	20ヶ所以上に年1回	イの①に同じ。	イの①に同じ。	①相談内容に応じた関係機関と連携して対応した。住民が相談しやすいよう専門職と住民が顔の見える関係をつくる必要がある。 ②職員間で情報共有し、関係機関と連携して対応している。	①地域包括支援センターの広報と関係機関、住民と顔の見える関係を作れるように取り組む。 ②継続。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	成年後見制度の活用促進	パンフレットで周知しつつ、介護事業者を対象とした研修会を開催して理解を深める。	①関係機関に制度の説明をする。 ②介護事業者を対象とした研修会を開催して制度の活用に対する理解を深める。 ③制度の利用が必要な事例に対しては、申し立ての支援をする。	①20ヶ所以上に年1回 ②1回 ③随時	①1ア①に同じ。 ②未実施。 ③制度の利用が必要な事例に対しては、申し立ての支援をした。	①1ア①に同じ。 ②0回。 ③後見開始申立1件。保佐開始申立1件。実人数5人。	①介護支援専門員や金融機関等、周知した関係機関は、パンフレットの内容は把握していた。事例報告を通して成年後見人の権限や役割について具体的に伝えていく必要がある。 ②3月に関係機関向けの研修会を準備していたが、中止した。 ③審判確定後も関係者と連携して支援している。	パンフレットで周知しつつ、関係者に対しては研修会を開催し理解を深める。 新型コロナウイルス感染症対策をして、計画通り実施する。
イ	老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合は、弘前市の関係部署と連携を図りながら対応する。	①関係機関に地域包括支援センターの周知を行い、気になる高齢者を把握した際の連絡について協力を依頼する。 ②相談に対しては関係部署と連携を図りながら対応する。	①20ヶ所以上に年1回 ②随時	①1ア①に同じ。 ②措置を要するケースは把握しなかった。	①1ア①に同じ。 ②0件。	周知を図った関係機関には協力の意向を示して頂けた。	①圏域内の関係機関に地域包括支援センターの周知を行い、気になる高齢者を把握した際の連絡について協力を依頼する。 ②措置を要するケースが発生した場合は、弘前市の関係部署と連携を図りながら対応する。
ウ	高齢者虐待への対応	高齢者虐待防止の周知を図る。	①イの①に同じ ②虐待通報があった場合は、高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応をする。	①イの①に同じ ②随時	①1ア①に同じ。 ②高齢者虐待防止対応マニュアルに沿った対応をした。	①1ア①に同じ。 ②通報7件。	①養護者による高齢者虐待の相談窓口として認知されていた。 ②虐待を確認し、助言対応した事例が3件。担当課と連携して対応した。	①圏域内の関係機関に地域包括支援センターの周知を行い、気になる高齢者を把握した際の連絡について協力を依頼する。 ②継続。
エ	困難事例への対応	①速やかに事実を確認、関係者で協議し対応する。 ②圏域の介護支援専門員が困難事例に対応するために地域ケア会議を活用できる体制を整備する。	①地域ケア会議を活用し個別課題の解決と対応力の強化を図る。 ②介護支援専門員に地域ケア会議の活用を呼びかける。	①随時 ②全居宅介護支援事業所に対して随時	①地域ケア個別会議を開催。 ②圏域内全居宅介護支援事業所に周知。地域ケア会議の活用を呼びかけた。	①5回。 ②各1回。	①地域ケア個別会議を活用して個別課題の解決と対応力の強化を図った。 各専門職や関係機関と役割分担した。介護支援専門員とその事例の支援につながった。	①速やかに事実を確認、関係者で協議し対応する。 ②圏域の介護支援専門員が困難事例に対応するために地域ケア会議を活用できる体制を整備する。
オ	消費者被害の防止	消費者被害に関する最新の情報を把握し、住民に伝達する体制をつくる。	①市民生活センターから最新の情報を得て、住民組織に提供する。 ②気になる高齢者を発見した際は、地域包括支援センターや市民生活センターを紹介する様に関係機関に協力を依頼する。 ③消費者被害に関する相談には、市民生活センターと連携して必要な対応をする。	①豊田地区、東地区、堀越地区に年1回 ②関係機関20ヶ所以上 ③随時	①②1ア①に同じ。 ③相談対応後、市民生活センターに報告。	①2ア①に同じ。 ②1ア①に同じ。 ③1件。	①②③消費者被害に関する相談が潜在していることは想定できる。支援につながる様、活動する必要がある。	消費者被害に関する最新の情報を把握し、住民に伝達する体制をつくる。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	包括的・継続的なケア体制の構築 介護支援専門員に必要な関係機関との連携体制を構築する。	①圏域内の主任介護支援専門員と介護支援専門員を把握する。 ②介護支援専門員が中心となって、連絡会で取り上げる内容を決定、開催する。	①9月まで ②年5回	①圏域内の主任介護支援専門員と介護支援専門員を把握した。 ②介護支援専門員が中心となって、介護支援専門員連絡会で取り上げる内容を決定した。	①4月に1回。 ②5回。	①②介護支援専門員同士のネットワークと関係機関との連携体制を構築した。	①②勉強会、事例検討会、関係者との意見交換会を実施して、介護支援専門員同士のネットワークと関係機関との連携体制の構築を図る。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用 ①介護支援専門員のネットワークを活用して、地域ケア会議を開催する。 ②圏域内の介護支援専門員と連携して、圏域内の介護支援専門員がスキルアップできる企画を検討、実施する。	①介護支援専門員に地域ケア会議の内容について説明する。 ②介護支援専門員連絡会で、事例検討、勉強会、情報交換、意見交換を行う。必要に応じて、連絡会の内容に応じた専門機関等にも参加と協力を仰ぐ。	①年4回 ②年5回	①圏域内の全居宅介護支援事業所に周知した。 ②勉強会、情報交換会を開催した。	①4月に書面で通知。他、連絡会の度に周知。 ②勉強会2回。情報交換会3回。	①介護支援専門員が関わっている事例で地域ケア会議を開催した。具体的な助言提案とモニタリングが自立支援につながった。 ②圏域内の介護支援専門員と一緒に企画、実施した。連絡会の内容に応じた関係機関にも参加と協力をいただいた。介護支援専門員のスキルアップと連絡体制の構築につながった。	①地域ケア会議を活用できる様に支援する。 ②介護支援専門員連絡会により、介護支援専門員のスキルアップと連絡体制の構築を図る。
ウ	日常的個別指導・相談 専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できる様に支援する。	①担当者を書面で通知する。 ②ケアプランの指導や助言、サービス担当者会議の開催を支援する。	①5月まで ②随時	①圏域内の全居宅介護支援事業所に書面で通知した。 ②ケアプランの指導助言、担当者会議の開催支援を随時。	①4月に1回。 ②ケアプラン随時。担当者会議4回。	①周知したことで相談対応がスムーズに行われている。 ②担当者会議の開催支援により、事例に必要な連携体制をつくることのできた。	専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できる様に支援する。
エ	支援困難事例等への指導・助言 介護支援専門員が抱える支援困難事例について、関係機関と連携して支援する。	各専門機関や関係機関と連携して課題を整理して具体的な支援方針を検討する。また、必要に応じて地域ケア会議を開催して、個別課題の解決と対応力の強化を図る。	随時	各専門職や関係機関と連携して支援した。	7事例。	各専門職や関係機関と役割分担した。介護支援専門員とその事例の支援につながった。	必要に応じて地域ケア個別介護を開催する。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	関係機関との連携	認知症地域支援推進員として、地域や関係機関との連携・ネットワークづくりを行う。	地域の関係機関に認知症ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ、認知症サポーター養成講座、介護者教室の説明をする。更に、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターに連絡もしくは地域包括支援センターを紹介をしてもらえる様に協力を依頼する。	20ヶ所に年1回以上	1ア①に同じ。	1ア①に同じ。	住民や関係機関が認知症ケアパスを利用すること等により、認知症初期集中支援チームや認知症カフェ、認知症サポーター養成講座を活用できる様に、啓発が必要。	認知症地域支援推進員として、地域や関係機関との連携・ネットワークづくりを行う。
イ	認知症の人や家族への支援	認知症について情報交換や相談ができる他、住民教育の場として認知症カフェを開催する。	①認知症カフェを開催する。	①年2回	泉野多目的コミュニティ施設で実施。	1回。	9月に開催した認知症カフェには町会長と町会役員の2名が参加。3月は中止した。認知症カフェに参加する住民が増えないため、地域ケア推進会議で参加者を増やすための意見・情報交換をして、具体的な助言や提案をいただいた。	地域ケア推進会議の内容を参考に、認知症カフェの開催場所、内容、チラシ、周知の方法を見直す。
ウ	知識の普及	認知症サポーター養成講座の開催団体の拡大を図る。	①認知症サポーター養成講座を周知する。 ②認知症サポーター養成講座を開催する。	①20ヶ所以上に年1回 ②3回開催。90名養成	①ア①に同じ。 ②認知症サポーター養成講座を開催。	①1ア①に同じ。 ②1回。14名養成。	①②認知症サポーター養成講座の開催団体が増えないため、地域ケア推進会議で参加者を増やすための意見・情報交換をして、具体的な助言や提案をいただいた。	①②地域ケア推進会議の内容を参考に、認知症サポーター養成講座のチラシ、周知の方法を見直す。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	地域ケア個別会議は定期開催と随時開催を設定して、地域課題の抽出と個別の支援をする。	①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議	①6回 ②3回	①地域ケア個別会議。 ②地域ケア推進会議。	①5回。 ②3回。	①各専門職と地域ケア個別会議を開催して、具体的な対応策について検討した。 ②下半期の地域ケア推進会議はアンケートにより行った。出席者の立場から自由な意見や提案をして頂いた。	①地域ケア個別会議は定期開催と随時開催を設定して、地域課題の抽出と個別の支援をする。 ②出席者の立場から自由な意見や提案をして頂き、事業の企画や発展に生かす場とする。
7 地域包括支援センターで把握した地域課題							
【地域の実態】 家族、地域住民の認知症理解が不足している。 個別課題の多様化・複雑化から支援者の連携が不十分である。 緊急時(入院、契約、医療同意)に備えていない住人が多い。 薬の管理ができていない住人が多い。 効果的なセルフトレーニングが分からない住人が多い。							
【地域課題】 認知症介護に対して介護者の負担や不安、孤立などの問題がある。 認知症と認知症の支援について知らない住人が多い。 独居や家族がいないなどの支援が困難となりやすいケースにおいて、支援者が行き詰まりや限界を感じやすいという問題がある。 専門職への相談や助言が得られがたく効果的な支援につながりにくい。							
【地域での対応方針】 住民に対し認知症理解促進や社会資源の啓発が必要である。 地域包括支援センターが、高齢者に関する相談窓口として住民が理解、活用できるように広報活動を強化する。 関係機関とのネットワークを活用して、座談会や研修会を開催する。認知症カフェ(土曜の音楽カフェ)の参加者を増やす。 認知症サポーター養成講座の開催団体を増やす。 医療と福祉の連携強化が必要である。 住民と専門職の座談会の参加者を増やす。 成年後見制度(後見人の役割と申立て前後の連携)の研修を開催する。							
【市、関係団体への提言】							

(様式第1号)

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

職員配置 (R.3.3.31現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	2 人	ランチ数
	社会福祉士	1 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1 人	
	主任ケアマネ	1 人			1

令和 2 年度の活動方針(地域課題・目標)		令和 2 年度目標に対する取り組みの評価
地域の実態 1)虐待事例や困難ケースの家族等から、どこに相談していいかわからなかったという声が聞かれた。(地域の意識は、介護が必要になった時に急遽困りごとになり、普段はチラシなど見る意識もなくパンフレットでセンターの意味が通じない) 2)状態悪化してからの新規相談が増えている。(悪性新生物、認知症の相談が全体の4割) * 行方不明者の事例が発生した。 3)介護従事者が日々さまざまなストレスを感じて介護、支援している実態がある。 4)事例が少ない病気や制度について理解不足で支援や説明に困る。訪問看護を上手く活用できていない。 5)民生委員より、包括や圏域事業所と交流の機会を持ち顔の見える関係作りがしたいと意見が出ている。 6)地域のフォーマル、インフォーマルサービスの情報がわからず、支援に困難が生じている。	令和 2 年度目標に対する取り組みの評価 1)圏域居宅介護支援事業所へ認知症サポーター養成講座のパンフレットを配布することが出来た。有料老人ホーム、法人職員、病院看護師実習者へ講座を実施した。下半期はコロナの大流行で学校や企業への周知は困難であった。ステップアップ講座は見学ができ、勉強することが出来た。来年度は、圏域での実施に取り組みたい。 2)コロナ禍で専門職同士の交流の機会を計画することが出来なかった。コロナ禍でも、交流が出来る方法を検討していく必要がある。 3)圏域居宅介護支援事業所を訪問し、制度についての質問や困難ケースの相談に対して助言するとともに、各事業所でのケアマネの状況を把握することが出来た。2月には、圏域ケアマネを招集して認知症ケアパスの勉強会を開催する予定であったが、コロナの感染拡大のため参集できず、資料での説明となる。居宅訪問を実施し、顔の見える関係の構築に努めていく必要がある。 4)民生委員定例会やケア会議等でチラシを配布した。圏域新規有料老人ホーム、岩木民生委員からは、虐待の勉強会依頼あり、3密を避けて短時間で実施した。地域に対し、出前講座の継続したアプローチが必要である。 5)公共施設への、パンフレット設置を行った。また、圏域75歳以上の高齢者実態把握を実施し、個別に包括の広報した。相談来所される方が、パンフレットを持参しているケースや、以前自宅に来てくれたので知っていたというケースもあった。まわっていない地域への周知の方法を検討していく。 6)コロナ禍で民生委員定例会も自粛されていたり、圏域事業所も人との接触を控え、大勢で集まるのが困難だった為、交流の場をセッティングすることが出来なかった。東屋民生委員から認知症ケアパスの勉強会を実施したいという意向が聞かれたが、今年度の実施には至らなかった。 7)原案が完成し、各事業所へ配布して、利用者へも必要時情報提供することができた。各事業所への聞き取りの実施までは至っていない。	
地域課題 1)権利擁護、認知症、病気についての理解が乏しく、早期の相談に結びつかない。周知不足。 2)包括、医療、介護ともに気軽に相談できる環境が整っていない。 3)民生委員の交代で連携がスムーズにいかない可能性がある。 4)地域の人達がサービス選びが難しい(どんなサービスが地域にあるかわからない)。		
目標 1)認知症サポーター養成講座を積極的に周知していく。(学校関係、企業等) 2)専門職同士(包括、地域連携室、訪問看護、地域ケアマネ)が交流できる場を設定し、働きやすい環境を整備する。 3)包括主任ケアマネが各居宅へ定期的なアプローチを実施。 4)権利擁護について圏域施設に対し出前講座を企画する。 5)地域への広報の仕方を検討する。(圏域公共施設や企業、病院、薬局等窓口へのパンフレット設置) 6)民生委員と圏域事業所等との交流の場の設定(勉強会実施)。 7)地域の社会資源マップの作成(地域の情報収集)。		

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェックリスト該当者に係る ケアマネジメント	1)介護予防、日常生活支援総合事業対象者への対応を迅速に行う。また、各関係機関との連携をする。 2)基本チェックリストの分析を行い、地域の実情を知る。	1)状態確認や事業の説明にてマネジメントを実施する。サービス事業所との連携を図る。 2)昨年度の事業対象者の状態を分析し、健康に対する意識付けや予防の必要性を周知する。	1)都度(相談受付・対応時) 2)上半期(分析) 下半期(周知)	1)相談時は、迅速に対応しマネジメントを実施し、事業所との連携を図ることが出来た。 2)事業対象者の基本チェックリストのまとめをし、実態把握の際、周知に努めた。	1)新規の事業対象者:23件 2)1回	1)2)相談、マネジメント件数は23件で、運動器低下、閉じこもり、認知のケースが多かった。認知症の講座や地域で実施している運動教室等への参加の重要性が明らかになったが、コロナ禍で研修等開催できず周知が困難だった為、実態把握を通し個別に周知した。健康に対する意識や予防の周知は課題となる。	コロナ禍で自宅に閉じこもるケースもあり、心身の機能低下や認知症状態の悪化が懸念される。実態把握を強化し、地域の民生委員や町会長等からの情報も得ながら、個別訪問を実施し、健康状態の把握や予防の必要性を周知継続していく。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	地域におけるネットワーク構築	1)各関係機関との連携強化。 2)圏域社会資源マップの作成(社会資源の情報パンフレット等収集していく)	1) ・全機関へ包括支援センターの会議等案内行う。 ・敬老会や文化祭で相談窓口開設する。 ・町会長、民生委員会議への参加。 ・老人クラブ訪問。・各町会の湯つこの日訪問。 ・圏域公共施設、銀行、郵便局、スーパー、病院、薬局等へのパンフレット設置と説明。 2)1)の機関訪問時、情報収集を継続する。	1)随時 2)随時	1) ・地域ケア会議等の案内はすべての圏域機関へ行った。 ・敬老会、地域イベント、老人クラブ、会議等中止で参加できず。 ・圏域公共施設へポスターにパンフレットを入れて設置していただくことが出来た。 2)弘前市内社会資源となる所へ電話して情報収集し、マップを完成させて圏域事業所へ配布した。	1) ・随時 ・0回 ・5カ所 2) 随時	1)・4月にケア会議案内等を配布した。敬老会、文化祭、町会長会議は中止となった。民生委員定例会は状況を見て出席できた。町会長から講話等の依頼、高齢者見守り支援で一層連携強化したいという意向を聞くことができた。今年度は会議等ではなく、ケースの相談を通して個々に連携を図った。 ・パンフレットの設置は、コロナの状況を勘案し公共機関のみにした。 2)情報収集に時間がかかったが、完成することが出来た。弘大教授より、学生も協力できるとお話を頂けたが、独自に資源マップを完成した。配付先からは助かりますとの声が聞かれた。	1) ・どのような状況下におかれても対応できるよう準備し、相互関係が崩れないように連携を強化していく。 ・コロナの状況をみてパンフレット設置場所を拡大し、包括の広報に努めていく。 2)社会資源マップが活用できているかのアンケートを実施し、修正をかけていく。
イ	実態把握	在宅介護支援センター(ランチ)との連携を強化し、実態把握に努める。	看護師が訪問し、一人一人の身体状況や生活状況を把握し、地域診断も行っていく。	毎月(随時)	75歳以上の高齢者リストの対象者を中心に岩木地区は4町会、東目屋地区は在宅介護支援センターと同行して11町会を回り、生活状況の聞き取りを実施した。	実態把握件数 377件	東目屋地区は75歳以上の高齢者の実態把握を終了することが出来た(不在の際はパンフレット配布)。介護申請の相談を受けたり、そういう所があったと分からなかったという声も聞かれ、包括と在介の広報・周知にも繋がった。 岩木地区は4町会に留まったが、岩木庁舎との連携により相談ルートは明確になっている。75歳以上の高齢者の中でも、訪問が必要な方をピックアップして実態把握する必要があるという課題が残った。	東目屋地区は、一人暮らしや問題のある世帯、見守りが必要な方の精査を行って実態把握を実施していく。 岩木地区は、民生委員と情報交換の場を設け、支援が必要なケースを見極めて実態把握を行っていく。 *聞き取り調査の実施や広報活動を継続し、地域診断を行っていく。
ウ	総合相談	1)3職種が密に連携を図り、切れ目なく対応出来る様にし、内容に応じ、情報提供、関係機関の紹介等を行う。また、他機関への情報提供等スムーズに行えるようにする。 2)窓口の周知	1)毎朝のミーティングとシステムの活用で包括全体の情報を統一し、内容に応じ、他機関との連携を図る。 2)圏域施設、関係機関等、包括を周知できる窓口へパンフレット設置のお願いをしていく。	1)毎日 2)随時	1)ミーティングやシステムを活用して包括内の情報共有を行い、切れ目ない対応に努めた。他機関には相談内容に応じて随時、情報提供を行っている。 2)岩木庁舎や医療機関、薬局にパンフレットを設置した。	1)毎日 2)随時(3ヶ所にパンフレット設置)	1)ケースを包括全体で情報共有することで、担当職員不在時にも統一した対応が出来た。新規相談の半数以上が介護申請し、6割が要介護状態。疾患は認知症が最も多く、更に医療機関や居宅介護支援事業所との連携を強化する必要がある。 2)コロナ禍で、設置場所を増やすことも懸念され今年度は3か所にとどめた。定期的に配布状況等を確認した。(パンフレット設置で案内がしやすいと評価が得られた。)	1)包括内の情報共有を継続して実施していく。 また、困難ケース等は随時カンファレンスも行って対応策を検討し、他機関との連携を強化していく。 2)継続して実施していく。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	1)相談者に分かりやすい説明ができる知識を習得する。 2)制度の普及啓発活動を継続する。	1)成年後見制度、意思決定支援など権利擁護に関する研修へ参加する。 2)話題提供できる資料を持参し、各会議や集会等で広報する。	1)2回程度 2)3回	1)弘前圏域権利擁護支援センターの説明会に参加した。 2)制度周知に活用できる資料を作成したが、周知に至らなかった。	1)1回 7月2日 2)0回	1)成年後見の申立支援の相談時、弘前圏域権利擁護センターと連携し、スムーズに申立ができた。 2)裁判所の発行するパンフレットを基に資料作成を行えたが、周知までは至らなかった。	1)様々な学びの手段を活用し、さらなるスキルアップを図る。 2)作成した資料を活用して、実態把握や各種会議、つどいの場などで話題提供を兼ねて周知する。
イ 老人福祉施設等への措置の支援	弘前市担当部署、関係機関との連携をさらに強化し対応を図る。	措置の必要性の要否を随時、市と確認しながら対応する。	・随時	・認知症で帰宅が困難なケースを、市と連携し入院対応した事案が1件あったが、措置事案はなし。	・0回	・困難ケースでは様々な対応策を検討し、その中でグループホーム、特養への措置も検討されたが、認知症疾患医療センター対応で入院となった。適宜、市と連携を図り対応できた。	・必要なケースが発生した場合は、措置の必要性の要否を随時、市担当課と確認・協議しながら対応していく。
ウ 高齢者虐待への対応	1)速やかに市やその他機関等と綿密な連携を図る。 2)圏域事業所への虐待に関する知識の普及。 3)西部圏域の社会福祉士のスキルアップの促進。	1)速やかに事実確認と包括内で情報共有し、市とも密に連携を図る。 2)虐待防止研修を実施する。 3)圏域の社会福祉士を把握し、権利擁護に関する勉強会を開催する。	1)随時 2)2回 3)1回	1)R2年5月に1件。 R2年6月に1件。 2)有料老人ホーム、岩木地区民生委員から依頼あり、実施した。 3)社会福祉士名簿の作成を開始した。勉強会はできなかった。	1)2件 2)2回 3)0回	1)親族や近隣住民から虐待疑いの通報をうけ、速やかに市と連携して支援を行う事ができた。 2)民生委員の意見から、虐待における地域での理解の重要性を改めて確認できた。虐待の研修を定期的に行うことが必要だと感じた。 3)圏域社会福祉士の名簿を作成し始めたが、完成には至っていない。	1)来年度も計画継続する。 2)広報活動を継続し、地域住民等にも活動内容の周知を図る。 3)社会福祉士名簿を作成後、勉強会等のニーズを確認する予定。
エ 困難事例への対応	1)事実確認を行い、関係機関と連携しながら対応する。 2)活用できる制度について知識を習得する。 (包括職員のスキルアップ)	1)包括内カンファレンスで問題や課題を整理し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催して支援策を検討する。 2)各種研修会へ参加する。	1)随時 2)随時	1)介護支援専門員の後方支援として、包括内カンファレンスを実施し対応した。2ケースは地域ケア個別会議も開催した。 2)感染症拡大防止の観点から、参加しなかった。	1)3件 2)0回	1)介護支援専門員からの相談が増えている。包括内カンファレンスで課題整理し、適宜、担当介護支援専門員と連携した。個別ケア会議を通して支援方法を検討することで、ニーズの共有が出来た。 2)感染症の影響で参加できなかったが、オンライン開催が増えてきたこともあり参加していく。	1)困難事例の解決に向けて適切な連携を図るため、関係機関の役割を整理し、対応に活かしていく。 2)参加手段に応じて、積極的に研修に参加していく。
オ 消費者被害の防止	情報収集を行い、周知を強化する。	・消費生活センターの研修参加や、インターネットも活用して情報収集する。 ・色々な機会を利用して、得た情報を提供する。	・随時 ・2~3回	・消費生活センターの研修は不参加だったが、消費生活センター訪問時やインターネットから情報収集し周知を行った。 ・情報共有システムへのアップロードや実態把握時のチラシ配布により、情報提供した。	・随時 ・適宜	・「特別定額給付金を増やしてあげる」と電話があったと圏域居宅から情報があり、圏域の各事業所へ周知を行った。また、実態把握時、「いろんな電話がきて怖い」と聞かれ身近な問題だと気付かされた。消費者被害防止のためには、情報収集と、収集した情報の積極的周知が必要である。	・今後も継続的な周知活動を行う。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	包括的・継続的なケア体制の構築 各関係機関が切れ間なく支援できる連携体制を構築する。	・地域ケア推進会議の開催。 各関係機関、多職種、地域の方が多く参加できるように各町会へ回覧や包括スタッフが研修等へ参加時広報する。	・年2回 随時	年度初めに年間予定を民生委員、町会長に配布し、各事業所にも広報した。新型コロナ感染拡大により、実施はできなかった。地域住民の声を聴く為、実態把握で個別に聞き取りを行った。	・推進会議 3回 ・広報 1回 ・実態把握 岩木:9地区 東目屋:11地区	各関係機関へ会議の広報を行い、趣旨を理解して頂くことが出来たが、コロナ禍で推進会議を実施する事は出来なかった。代わりに、実態把握で聞き取りを行う事で地域の声を聴くことが出来た。また、広報を行った結果、警察や病院、農協、上下水道部等、関係機関からの相談が増えてきている。	推進会議は、コロナの感染状況等を見ながら開催を検討していく。また、実態把握を継続し、地域課題の分析を行っていく。各関係機関へ個別訪問を行い、意見交換等が出来る体制を作る。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用 1)圏域の介護支援専門員との連携を強化していく。 2)ネットワークの構築と地域課題把握など行う。	1)圏域の主任介護支援専門員、介護支援専門員の人数等を把握し、名簿を作成する。 2)ケアマネ会議(ケアマネず倶楽部)の勉強会に参加して、情報交換・情報収集をする。	1)年2回 2)年2回	1)今年度の名簿を作成した。 2)ケアマネ会議は書面にて開催された。2月に包括主催で勉強会を企画したが、コロナ感染拡大防止の為、実施できず。	1)2回 2)ケアマネ会議1回 勉強会0回	1)圏域内介護支援専門員34名、うち主任介護支援専門員10名の状況等を把握することが出来、連携がしやすくなった。 2)ケアマネ会議では書面にて質問や意見等を聴くことができ、介護支援専門員から「情報交換や勉強会等を行ってほしい」という声が聞かれた。	1)圏域拡大に伴い、各事業所の主任介護支援専門員、介護支援専門員の状況等を把握し、連携を強化していく。 2)ケアマネ会議から依頼を受けた際は、勉強会を包括主催で実施していく。(各事業所へオンライン環境を確認しながら実施)
ウ	日常的個別指導・相談 介護支援専門員へのサポートができる体制を作り、個別指導や相談等の対応支援を行う。	定期的に圏域の居宅介護支援事業所へアウトリーチし、各居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と連携する。	随時	定期的に圏域の居宅介護支援事業所を訪問し、包括主催の出席講座や、ただいまサポート事業等の情報を提供した。また、各事業所の現状確認等も行った。	事業所訪問回数 延べ31回	居宅介護支援事業所へアウトリーチしたことで、介護保険制度や介護予防支援、普段聞けない事などの質問も多く聞かれた。事業所訪問時、「家族が理解してくれないケース等は一緒に対応してほしい」という声が聞かれた。気軽に相談できる環境を作っていく必要がある。	圏域の居宅介護支援事業所(主任介護支援専門員、介護支援専門員)へ継続したアウトリーチを行い、包括の役割等を周知して情報共有や意見交換等を行いながら、相談しやすい環境を整え、支援を行っていく。
エ	支援困難事例等への指導・助言 介護支援専門員の支援の幅が広がる様、指導、助言していく。	地域ケア個別会議、色々な会議等での支援や個別での相談に応じていく。	個別ケア会議 4回 ケアマネ会議(ケアマネず倶楽部) 2回 随時	コロナ感染拡大防止の為、年間スケジュールを一部変更し、地域ケア個別会議を開催した。ケアマネ会議は書面にて開催となった為、相談支援には至らず、個別相談対応となった。	個別ケア会議 4回 ①7月30日 ②8月27日 ③9月16日 ④12月16日 ケアマネ会議 1回 相談対応7件	介護支援専門員との同行訪問や後方支援を行い、解決できない問題も、関係機関(市、裁判所、医療機関、障害福祉関係機関、弘前圏域権利擁護センター等)と連携を図る事で解決していくことが出来た。介護支援専門員から「相談できる機関の幅が広がり、助かった」との声も聞かれた。	コロナ感染状況を確認しながら、地域ケア個別会議の開催、ケアマネ会議への参加を通して、介護支援専門員と交流を増やして相談に応じていく。多職種・機関との連携対応できるように、相談内容に応じて三職種の専門性を活かし支援していく。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	1) 認知症地域支援推進員の活動を強化する。 ・認知症ケアパスと地域包括支援センターの機能について圏域関係機関へ周知し、連携・ネットワーク作りを行う。 2) 受診困難ケースは認知症初期集中支援チームとの連携を図る。	1) 居宅介護支援事業所向けの、認知症ケアパス研修会を企画する。 ・圏域企業等へ弘前市認知症ガイドブック概要版と包括パンフレットを配布し、周知を図る。また、認知症地域支援推進員連絡会や研修へ参加する。 2) 初期集中支援チームと連携、情報共有する。	1) ・1回 ・10回 ・適宜 2) 随時	1) ・認知症ケアパス、初期集中支援チームの研修会を書面会議で実施。 ・居宅介護支援事業所へ訪問、民生委員定例会に参加し周知した。 ・認知症地域支援推進員連絡会とすいしんいんオンラインセッションに参加した。 2) 連携ケースはなかった。	1) ・1回(書面会議):20名参加 ・各1回 ・連絡会:7回 すいしんいんオンラインセッション:4回 2)0回	1) ・認知症ケアパスの研修会を書面にて開催した。 ・周知活動の一つの結果として、民生委員から「認知症ケアパスの内容について詳しく知る機会がほしい」という意見が聞かれた。今後も周知活動を継続する。 ・オンラインセッションに参加し推進員の役割を考えるきっかけになった。包括内での認知症地域支援推進員の定例会議を検討していきたい。 2) 受診困難ケースは、包括と医療機関とで連携して対応にあたった。	1) ・感染症の状況に応じ、会議のスタイルを柔軟に変更しながら、研修会や勉強会を実施していく。 ・包括内推進員定例ミーティングを発足し、認知症サポーター養成講座やステップアップ講座、勉強会等の企画を行う。 2) 対応困難ケースにおいて、初期集中支援チームと連携していく。
イ 認知症の人や家族への支援	1) 認知症の人と家族の会と連携強化する。 2) 本人や家族の不安や負担を軽減する。	1) 認知症の人と家族のつどいへ参加し、情報共有、情報収集を行う。 2) 認知症ケアパスやたぐいサポート事業、安心カード、認知症の人と家族の会、ふれあい介護者教室等の情報を提示する。	1) 2回 2) 適宜	1) 3月に開催された認知症の人と家族のつどいに参加した。 2) 相談や訪問時、必要な方へたぐいサポート事業や安心カードの情報提供を行った。	1) 1回 3月14日 2) 随時	1) 入院中の本人と会えない家族の辛さなど、コロナ禍での家族の率直な思いを聞くことができた。 2) たぐいサポート事業は4名登録。安心カードは12名に配布。「話を聞いて安心した」といった言葉が聞かれた。周知の結果、民生委員や介護支援専門員から事業の問合せがあり、対応した。 行方不明事例が発生しており、サービス利用等に繋がっていない認知症高齢者の支援に課題がある。	1) 新型コロナの感染状況をみながら来年度も参加し、情報共有および情報収集に努める。 2) 認知症状で生活に困っている方を精査し、重症化に至る前の支援に繋げていく。
ウ 知識の普及	1) 認知症サポーター養成講座を実施し、認知症サポーターを増やす。 2) 認知症サポーターのフォローアップを行う。	1) ・各町会や団体、学校や企業等へ訪問しPRする。 ・認知症サポーター養成講座を開催する。 2) 認知症ステップアップ講座を開催する。	1) ・随時 ・3回(30名程度) 2) 1回(10名程度)	1) ・圏域内の居宅介護支援事業所へチラシを配布した。 ・有料老人ホーム、実習生、社会福祉法人の新入職員向けに開催した。 2) 実施できず。医療福祉大で開催されたステップアップ講座を見学した。	1) ・随時 ・3回 7月21日(16名参加) 10月14日(2名参加) 3月29日オンライン開催(8名参加) 2) 0回 見学1回	1) ・企業や学校へのPRは出来なかったが、今年度実施したうち1回はZOOMを活用し、初めてオンラインで開催することが出来た。今後、オンラインでも開催できる事を含め周知する必要がある。 ・認知症に関する相談件数が増加し、要介護状態に進行してから相談されている事が多い。早期対応の必要性など、地域住民の認知症に対する理解が不足している。 2) 民生委員より、定例会で認知症について勉強したいと希望あり。来年度、実施に向けて計画していく。	1) ・オンラインでも開催することを含めて、企業や学校、町会等に対してPRを行う。 ・認知症に対する理解を深めるため、地域住民を対象とした認知症サポーター養成講座を企画していく。 2) 来年度も計画継続し、民生委員を対象に認知症サポーターステップアップ講座の開催を計画する。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	1) R1年度に上がった課題を分析し、地域ケア推進会議を開催し課題解決に向けた取り組みをする。 2) 地域ケア個別会議を通して課題の把握に努める。 3) ケアマネ会議(ケアマネんず倶楽部)が開催する研修への参加と連携。 4) ふれあい介護者教室・座談会の補助。	1) 地域ケア推進会議 2) 地域ケア個別会議 運営会議 3) ケアマネ会議(ケアマネんず倶楽部)に参加する。 4) 在宅介護支援センター主催のふれあい介護者教室・座談会運営、企画の支援を行う。	1) 2回 2) 4回 1回 3) 2回 4) 2回 (岩木地区、東目屋地区)	1) コロナ禍の為、参加者を招集できず。書面での会議に切り替えて開催できた。 2) 個別会議は年間計画を一部変更して実施。 3) ケアマネ会議の研修講師を務め、認知症に係る各事業の周知が出来た。 4) 感染症の影響で、実施できなかった。	1) 3回 2) 4回 3) 1回 4) 0回	1) 地域の方を招集しての会議は実施出来なかった為、実態把握を通して地域の実態や困り事を聞きとり、地域課題抽出することが出来た。 2) 身寄りが居ない支援困難なケースが増えてきている。 ・包括職員のスキルアップを目的とした包括内勉強会を6回実施し、ケア会議の見直しを行い、次年度の開催方法を検討出来た。 3) コロナ禍で対面研修ができず。認知症ケアパス、ただいまサポート事業、初期集中支援チームについて資料を介護支援専門員等へ配布し、勉強になったと意見を頂いた。	・不特定多数の参加が見込まれる会議等は、様々な開催手法を検討し、地域づくりにつながる機会を確保していく。 ・新しい生活様式に対応した、各種会議や教室の開催手法を検討する。

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

<p>【地域の実態】</p> 1) 一切がかわりたくないと思われ拒否される事例が発生している。 2) 急に食べなくなった、寝て起きられなくなった、幻聴幻覚の症状が出ている等重度化してからの相談が増えている。認知症高齢者の一人歩き事例が発生した。 3) 圏域介護支援専門員から、事例が少ない病気や制度について理解不足の為、医療とどうかわかっていいかわからない、また、訪問看護を上手く活用できていないという意見が聞かれた。 4) 民生委員より、包括や圏域事業所と交流の機会を持ち顔の見える関係作りがしたいと意見が出ている。 5) パンフレットが少しずつ活用されてきている。 6) 感染症の影響で、集まって行う事業や会議の多くが開催できない状態となった。
<p>【地域課題】</p> 1) 身寄り、保証人、引き受け人がいない、緊急連絡先が不明で施設入所がスムーズにいかない。 2) 認知症、病気についての理解が乏しく、早期の相談に結びつかない。センター事業周知不足。 3) 圏域居宅介護支援事業所と医療や訪問看護との連携が弱い。 4) 民生委員の交代あったが、コロナ禍で信頼関係が築けていない。 6) 会議や事業の開催可否がコロナ禍に左右されてしまう。 7) 特定の人に介護が集中すると、介護負担に繋がる。
<p>【地域での対応方針】</p> 2) 認知症サポーター養成講座・ただいまサポートを積極的に周知していく。(学校関係、企業、町内会等) 3) 専門職同士(包括、地域連携室、訪問看護、地域ケアマネ)が交流できる場を設定し、働きやすい環境を整備する。 4) 民生委員と圏域事業所等との交流の場の設定(勉強会実施)。 5) 地域への広報の仕方を検討する。(圏域公共施設や企業、病院、薬局等窓口へのパンフレット設置) 6) 会議や事業実施の方法として、感染症対策はもちろん、新しい会議形式の環境構築も含め、参加しやすい環境を整備する。 7) ふれあい介護者教室等で介護者やその家族へ勉強会や相談会を開催する。
<p>【市、関係団体への提言】</p> 1) 身寄り、保証人、引き受け人がいない、緊急連絡先が不明な人の施設入所受入、入院の契約、必要物品の準備等支援困難なケースのサポート体制(支援方法)を構築する必要がある。

(様式第1号)

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

職員配置 (R3.3.31現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	4 人	ランチ数
	社会福祉士	3 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1 人	3
	主任ケアマネ	2 人			

令和 2 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 2 年度目標に対する取り組みの評価
地域の実態 ①高齢者虐待の相談件数が、増加傾向にある。認知症、家族が精神疾患、老老介護が背景にある。 ②金銭管理が必要な認知症高齢者が増え、成年後見の相談が増加している。 ③身元引受人不在などで、独居高齢者の入院、入所の支援が難しい。 ④バス路線の廃止(薬師堂、乳井地区)や距離的な問題(相馬地区)で受診や買い物に困っている高齢者が増えている。	①②『弘前市高齢者虐待防止マニュアル』を包括職員、圏域居宅、在介に配布し、相談対応時にマニュアルに沿って関係機関と情報共有し活用できた。成年後見制度の相談が9件あり、弘前圏域権利擁護支援センターや医療機関等と連携し申し立て支援を行った。コロナ禍のため、地域住民や福祉関係者へ権利擁護業務についての周知はパンフレット配布のみであった。圏域介護支援専門員連絡会で成年後見制度の勉強会を行った。 ③民生委員や警察署、行政からの相談で実態把握実施。身寄りがいない高齢者や認知症のケースは、緊急連絡先の把握ができず支援者もいないため、体調不良時や被害妄想の対応など民生委員が苦慮している。 ④朝陽地区の地域課題についての意見や提案を文書にて聞き取り、民生委員と包括支援センターが連携し、買い物弱者となっている高齢者世帯の把握や支援が必要であることを確認した。
地域課題 ①虐待相談の増加に伴い、迅速な対応ができるようチーム作りや支援体制を強化する必要がある。 ②成年後見制度や日常生活自立支援事業(あつぷるハート)がスムーズに利用できるような取り組みや他の支援策を検討する必要がある。 ③身元引受人がいない高齢者の入院や施設の受け入れができるよう協力体制を作る必要がある。 ④閉じこもりや病気の重症化を防ぐために、買い物支援や通院手段を整える必要がある。	
目標 ①②権利擁護について、地域住民や福祉関係者に情報提供する。相談対応時には、情報共有や支援方法を協議し関係機関と連携を図る。 ③独居高齢者や高齢者世帯の実態把握を行い、関係機関と家族や協力者の情報を共有できるようにする。 ④高齢者の移動支援について地域住民や福祉関係者と解決策を協議する。	

45

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェックリスト該当者に係る ケアマネジメント	総合事業のスムーズな利用に向け相談から利用、卒業までの支援を行う。	希望者へ基本チェックリストを実施し、該当者に適切に介護予防ケアマネジメントを行う。	受付後2週間以内	①総合事業新規申請 ②生きがい型サービス新規 ③生活支援サービス新規 ④通所型サービスC利用	① 107件 ② 59名 ③ 22名 ②③併用8名 ④実人数 20名 延べ 31名	通所型サービスCの実施場所は主に整骨院。昨年度と比較し総合事業全体の利用者数は減少している。原因はコロナ禍の影響が大きいと考えられる。	コロナ禍で引きこもりがちになっている方も多いため、事業所では感染予防対策をしていることを説明し総合事業について周知していく。相談時には迅速に訪問し、社会資源を含めた必要なサービスへ繋げる。該当者には適切なケアマネジメントを行い、介護予防支援を行っていく。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	地域におけるネットワーク構築	地域の関係機関や地区民生委員などと顔の見える関係作り。相談支援についての連携を図りながらネットワークを構築する。インフォーマルサービスについての把握に努める。	①民生委員定例会出席。圏域7地区。 ②出前講座の実施。 ③地域密着型サービス(GH、デイ、小規模多機能)の運営推進会議出席。 ④包括支援センターパンフレット配布。 ⑤南部圏域GH連絡会開催。	①年7回 ②随時 ③GH9事業所×6回、デイ6事業所×2回 ④目標30ヶ所 ⑤年2回	①桔梗野、文京地区民生委員定例会に出席し活動報告した。 ②若葉町会、清水地区社協から依頼があるも、コロナ禍のため中止。1月に1回実施。 ③運営推進会議に出席。 ④公民館、交流センターへ包括のパンフレットを持参。 ⑤コロナ禍のためアンケート実施。	①定例会2回 ②出前講座1回 ③GH9回 ④パンフレット20枚×4ヶ所 ⑤GH連絡会開催なし。	①民生委員定例会2ヶ所に出席。地域ケア会議や運営推進会議で顔合わせし連携しやすい関係が出来てきている。 ②健康づくりサポーター対象に出前講座実施できた。 ③コロナ禍のため中止する事業所も多かったが、開催した会議では地域住民及び関係機関と情報共有した。 ④パンフレット持参し、来館者が見やすい場所に設置してもらっている。 ⑤コロナの影響下での支援方法について各GH職員にアンケート実施。結果を郵送し情報共有した。	各地区の民生委員、医療、介護の関係者とスムーズに連携できるよう関係作りを行う。
イ	実態把握	地域住民や民生委員、関係機関からの情報提供により、65歳以上の高齢者の実態把握に努める。	①地域住民、民生委員などからの情報提供により、迅速に訪問する。 ②在宅介護支援センターとの連携、ランチ会議開催。	①包括、各プランチの目標年間50件以上 ②年4回	①民生委員からの相談が14件あり、訪問し状況を把握。上下水道部から水漏れや料金滞納などの相談あり、認知症や生活困窮のケースの対応を行った。 ②ランチ会議の他、月1回実績報告時に情報共有した。	①実態把握142件在介(3ヶ所)515件合計657件 ②ランチ会議3回	①実態把握は前年度に比べ増加。民生委員や上下水道部からの実態把握の依頼あり、同行訪問しスムーズな対応ができた。 ②ランチ会議で気になる高齢者や消費者被害などの情報を共有し在介と同行訪問した。緊急時の連絡先の把握ができていないケースが多いため今後把握していく必要がある。	地域住民や関係機関と情報共有し支援を要する高齢者の発見、対応を行う。必要時にすぐに対応できるよう緊急連絡先の把握や安心カードの活用促進。
ウ	総合相談	総合相談窓口として、様々な相談に対応する。内容により、適切な機関へ繋げる。	①地域の集まりに積極的に参加し、地域包括支援センターの活動を周知していく。公民館などにパンフレットを設置してもらう。 ②職員間で情報共有し、それぞれの専門性を活かして対応する。	①②随時	①桔梗野、文京地区民生委員定例会に出席し、活動状況と相談窓口をPRした。 ②新規相談が485件(包括単独)あり、相談内容をミーティングにて情報共有し、困難ケースに関しては週1回三職種で対応状況を確認した。	①民生委員35名にパンフレット配布と包括のPR。 ②パンフレット20枚×4ヶ所(交流センター、公民館) ③週1回	①民生委員定例会や出前講座などでパンフレット配布し包括のPRをした。圏域変更もあり、今後も周知を図る。 ②相談件数は昨年度と比較して減少。コロナの影響が考えられる。高齢者虐待、キーパーソン不在、生活困窮、認知症の対応が難しく、関係機関との連携の必要性を感じる。	相談窓口としての包括支援センターの周知を図る。相談対応を迅速、丁寧に行い、困難ケースは職員間で情報共有し、専門性を生かした対応を検討する。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見 制度の活 用促進	成年後見制度の周知と制度活用のための相談・支援。	①弘前圏域権利擁護支援センターと連携し、申し立て支援を行う。 ②グループホーム運営推進会議出席時、制度をPRする。	①随時 ②年1回以上	①成年後見制度の相談が9件あり、うち6件弘前圏域権利擁護支援センターへ相談。 ②コロナ禍のため運営推進会議の中止もありPR出来なかった。	①相談9件 申し立て2件(後見、保佐各1) ②なし	①個別会議開催5件。認知機能が低下しキーパーソン不在で金銭管理や契約が困難になり申立に至ったケースが大半を占める。認知症と被害妄想が相まって申立への本人の受け入れが悪く滞っているケースも散見される。 ②GHからの相談はなかった。	成年後見制度の相談時や必要と判断されるケースには、関係機関と連携し対象者の意志を尊重しながらスムーズに活用できるよう申立支援を行う。 成年後見制度の周知と職員の研鑽を図る。
イ 老人福祉 施設等へ の措置の 支援	措置を要するケースが発生した際は、市の関係部署と連携し、対応していく。	情報の確認や市の関係部署と連携を図りながら、措置に向けて支援していく。	随時	ケースなし	0件	措置に至るケースはなかった。	措置を要するケースが発生した際は、市の関係部署と連携し、対応していく。
ウ 高齢者虐 待への対 応	虐待が疑われる際は『高齢者虐待防止対応マニュアル』に沿って対応していく。	①通報があった際は、速やかに訪問し事実確認後、市と情報共有する。 ②必要に応じてケース会議を開催し支援方法を検討する。	①② 随時	①主担副担の2人で訪問し、マニュアルに沿って事実確認し市と情報共有。 ②事実確認したケースで分離後にカンファレンスに出席し今後の対応を確認した。	①虐待相談 12件 ②ケース会議 1件	①身体7件、心理6件、経済2件(重複あり)そのうち分離が図られたものは3件。マニュアルに沿って関係機関と情報共有できた。 ②ケース会議に至らなかった事例でも、状況に応じて関係機関と協議し対応方法を確認した。	虐待が疑われる際は『高齢者虐待防止対応マニュアル』に沿って対応していく。 地域住民へ包括が高齢者虐待相談窓口であることを周知する。
エ 困難事例 への対応	事実確認後、問題を把握し、援助の方向性や支援策を関係者で協議する。	地域ケア個別会議を開催し、課題を整理し、支援方法を検討する。 介護支援専門員の後方支援をする。	①定例7回、随時 ②月1回以上三職種会議開催 ③適宜	①介護支援専門員の困難ケースについて支援方法を検討。随時は成年後見制度について方向性を協議。 ②困難ケース対応状況を週1回ミーティング時に確認し情報を共有。 ③介護支援専門員から困難事例の相談時は、状況に応じて同行し対応。	①定例4回 随時4回 ②対応状況確認週1回 ③介護支援専門員からの相談 困難事例 14件 同行10件	①多職種からの助言で支援の方向性を見いだせたもの、本人の支援拒否で長期化しているケースがある。随時は成年後見申立に係るものが全てを占める。弘前圏域権利擁護支援センターからの助言をいただき、着地点や役割分担を明確にすることができた。 ②情報共有することで担当職員が不在時でも必要な対応ができた。 ③困難事例の相談は成年後見制度、虐待、認知症。必要に応じて同行訪問し、後方支援できた。	事実確認後、問題を把握し、必要時地域ケア個別会議を開催。援助の方向性や支援策を関係者で協議する。 事業所内で困難事例の情報共有を図る。
オ 消費者被 害の防止	市民生活センターと連携し、消費者被害に関する情報を把握する。被害者が出た際は、市へ報告し再度被害に遭わないよう防止に努める。	①市民生活センターから情報を受け、地域住民へ周知を図る。 ②各種会議などで、被害事例の情報提供をし、防止を呼び掛ける。	①②適宜	①②弘前警察署より、詐欺被害のパンフレットの提供あり、民生委員定例会や介護支援専門員、ランチ会議で配布し注意喚起した。	①②民生委員35名、居宅12か所、在介3か所	①②例年に比べ頻度は減少したものの、各種会議等でパンフレットを配布。その他、認知機能が低下している高齢者宅に配布した。消費者被害の相談は今年度はなかった。	市民生活センター、警察署と連携し、消費者被害に関する情報を把握する。被害者が出た際は、市へ報告し再度被害に遭わないよう防止に努める。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が他職種・他機関と連携しやすい体制を構築する。	他職種・他機関と連携を図るため、地域ケア個別会議や地域推進会議を開催する。	地域ケア会議開催 個別定例7回 推進2回	困難ケースについて支援方法を検討。文書にて1回開催。感染症予防対策をして3回開催。多職種から助言。推進は1回はアンケートにて課題の共有を図った。1回は感染症対策し実施。	地域ケア個別会議 定例4回 推進会議2回	コロナ禍で例年通りの実施が出来ない中でも書面を用いての連携は有効であった。下半期は対策し開催。推進会議では町会や民生委員、病院、薬局、警察に加え新たに市水道部や銀行、ホームセンター、圏域の介護支援専門員とともに地域課題を共有することができた。	圏域の介護支援専門員が地域住民や関係機関と連携できる体制を作る。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	圏域の介護支援専門員同士が意見交換できる場として、定期的に連絡会を開催し、相互の連携を図る。	リーダー・サブリーダー計3名に連絡会の回数、内容など提案してもらう。介護支援専門員のニーズにあった勉強会を企画する。	連絡会年4回	居宅12事業所の介護支援専門員の中からリーダー、サブリーダーを決定。コロナ禍の対応方法や、成年後見制度の勉強会を行った。次年度の計画についても話し合っている。	圏域介護支援専門員連絡会3回	中止の初回は書面を用いて連携を図った。後の3回は事前にアンケートを取り時間を短縮する等の工夫を含め、新型コロナウイルス感染症対策を行い開催することができた。市支給の亚克力板等も有効活用した。圏域居宅事業所の関心の高いテーマで勉強会、情報交換の機会を作ることができた。	圏域介護支援専門員が中心になり、勉強会や情報交換の場を企画できるよう支援する。
ウ	日常的個別指導・相談	圏域の介護支援専門員の相談窓口の継続と個別事例に対する相談支援。	日常的な連携に加え、定期的な連絡会の開催で相談しやすい環境を整える。	勉強会年1回(連絡会に含む)	アンケートを元に勉強会のテーマを介護支援専門員連絡会のリーダー、サブリーダーで話し合い、関心が高まっている成年後見制度に決定。計画通り11月の連絡会にて実施。	勉強会1回	第3回介護支援専門員連絡会にて市福祉総務課より講師を招き、成年後見制度について勉強会を行った。実際に制度利用を検討、または開始となっているケースを担当する介護支援専門員もおり理解を深めることができたとの感想聞かれた。	自立支援型地域ケア個別会議を開催し、介護予防マネジメント力向上に努める。
エ	支援困難事例等への指導・助言	支援困難事例を抱える介護支援専門員への効果的な支援を行う。	①必要に応じて、地域ケア会議を開催する。 ②同行訪問などケースに応じて対応する。 ③三職種で対応できない時は専門の相談窓口へ繋ぐ。	①②③適宜	①地域ケア個別会議で助言をもらった民生委員、駐在所へ介護支援専門員と同行訪問し情報共有した。 ②③虐待、成年後見制度、認知症の相談あり、介護支援専門員と情報共有しながら助言や同行訪問した。	①地域ケア個別会議 定例4回 随時4回 ②介護支援専門員からの困難事例の相談14件	①定例開催では居宅介護支援事業所の困難事例を取り上げ多職種からの助言をもとに対応を検討。3か月後を目安にモニタリング結果を共有した。 ②③介護支援専門員とともに対応し、関係機関との連絡・調整含め支援している。	支援困難事例について三職種で情報共有し、適切な助言を行う。必要時は同行訪問やケース会議を開催し支援策を検討する。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	①認知症疾患医療センターや精神科病院、認知症サポート医、かかりつけ医と連携し、会議や研修会なども活用して関係性を築いていく。 ②認知症ケアパスや認知症初期集中支援チームについて、地域住民へ周知する。	①認知症地域支援推進員を中心に研修会などに参加する。相談者の医療機関へ情報提供をする。 ②出前講座などで市の認知症ガイドブックを地域住民へPRする。	①②適宜	①研修会への参加 ②民生委員定例会、介護支援専門員連絡会にてたぐいまサポート事業について説明。 出前講座を下半期1回 行い、講話、寸劇を通して認知症について説明を行なった。	① 0 回 ② 民生委員35名 圏域の居宅介護支援事業所12か所 出前講座1回	①コロナ禍で研修会の開催が中止になり参加する機会がなかった。 ②民生委員、健康作りサポーターへたぐいまサポート事業の周知、認知症の理解を図ることができた。	地域住民や関係機関と協力し、認知症カフェを企画する。
イ 認知症の人や家族への支援	①認知症の方や介護者、家族の相談に応じ、関係機関と連携を図る。 ②GHの地域貢献を目的に、社会資源との連携を図る。	①受診や介護相談の支援。認知症の人と家族のつどいへの参加。 ②圏域で活動している「弘前暮らしの保健室」(会場清水交流センター)の催事に協力する。	①随時 ②年数回	①家族からの相談は病院受診やサービス利用へ繋げた。キーパーソン不在の場合、病院受診支援を行うケースもあった。 ②「弘前暮らしの保健室」の活動がコロナ禍のため休止。GHも外出自粛のため連携を図ることができなかった。	①認知症の相談32件 うち家族からの相談17件 ② 0 回	①歯科医院など医療機関や民生委員、介護支援専門員からの相談があり、認知症でキーパーソン不在、金銭管理や契約が困難になり、成年後見制度や日常生活自立支援事業(あつふるハート)利用へ繋げている。 ②「弘前暮らしの保健室」へのGHの参加がなかった。	認知症カフェを企画し、認知症の人や家族が、情報交換できる場を設定する。包括を周知することで、介護離職を防止する。
ウ 知識の普及	①認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターの増加を図る。 ②包括職員のキャラバンメイトの養成。 ③高齢者たぐいまサポート訓練を開催し、地域住民が認知症帰宅困難者に遭遇した際に協力出来るようにする。	①地域住民、企業、学生など講座の案内を行い、参加を働きかける。 ②キャラバンメイト養成講座の受講。 ③高齢者たぐいまサポート訓練の実施。	①目標年間5回、受講者80名 ②1人以上 ③年1回	①コロナ禍のため積極的な働きかけができず開催できなかった。 ②キャラバンメイト養成講座を三職種1名受講。 ③高齢者たぐいまサポート訓練は実施できなかった。		①コロナ禍でサポーター養成講座の依頼がなく開催できなかった。 ②三職種7人中6人がキャラバンメイトとなり、今後の活動に活かしていきたい。 ③高齢者たぐいまサポート訓練は実施出来なかったが、地域住民が認知症の人の対応に苦慮している実態がある為地域の支援者を増やす必要がある。	認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座を開催しサポーターを増やす。 地域住民へ認知症の理解やひとり歩きの方への対応をレクチャーし知識の普及を図る。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議に住居組織の参集を図り、個別支援と地域課題の把握をする。 ②地域ケア推進会議を開催し、地域住民やサービス事業所などが課題解決に向けて話し合う機会を作る。 ③自立支援型のケア会議を開催し、本人の自立支援や重度化防止を図る。	①地域ケア個別会議開催 ②地域ケア推進会議開催 ③圏域の介護支援専門員および包括のプランナーに呼び掛ける。	①定例7回、 ②年2回 ③随時	①地域ケア個別会議開催 ②地域ケア推進会議開催 ③自立支援型地域ケア個別会議	①定例4回 ②推進2回 ③自立支援型0回	①上半期はコロナの影響もあり中止を余儀なくされたが、下半期は計画通り開催し地域課題候補抽出に繋がった。 ②地域住民、民間企業の出席により、多職種の視点から地域課題を検討することができた。 ③自立支援に向けたケース検討が行われていない為、介護支援専門員に事例提供を促していく。	圏域の介護支援専門員に声掛けし、定期的に地域ケア個別会議を開催する。自立支援や個別ケースの課題を整理し、地域課題候補を抽出する。 地域ケア推進会議を開催し、多職種と連携し地域課題を明確化する。

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

- ①民生委員や薬剤師より、認知症の人が増えているが、うまく受診や介護サービスに結び付いていないので困っているという意見がある。
- ②キーパーソン不在の高齢者の金銭管理の担い手がない。家族関係が希薄で急変時や入院時に連絡先がわからないので関係機関からの相談が多い。

【地域課題】

- ①地域住民が認知症の人の対応に苦慮しているため、認知症を理解した地域の支援者を増やす必要がある。
- ②キーパーソン不在の高齢者が適切な制度に繋がるまでの間、金銭管理やライフラインを維持するための支援体制を整える必要がある。

【地域での対応方針】

- ①地域住民が認知症を理解し正しい対応ができるようにする。
- ②包括と民生委員が協力して、高齢者の見守りや実態把握を行い、困りごとを把握し支援できるようにする。

【市、関係団体への提言】

- ・広報や水道料金支払い用紙の裏などに、認知症や介護に関する情報などを掲載し高齢者等が理解できるようにする。
- ・地域で活動できる人材(住民ボランティア等)の発掘や育成を行い、地域住民による見守りネットワークの体制を充実させる。

(様式第1号)

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

職員配置 (R.3.3.31現在)	保健師	1 人	予防給付プラン担当	2 人	ランチ数
	社会福祉士	2 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	0 人	4 箇所
	主任ケアマネ	1 人			

令和 2 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 2 年度目標に対する取り組みの評価
<p>地域の実態</p> <p>①特に、独居高齢者や家族が疎遠の方に関して、健康であるときは生活に問題ないが、何か支援が必要となった時に、対応や支援が困難な状況となる。</p> <p>②圏域内に医療機関がなく、スーパー等も少ない。配食サービスも距離の問題(配達圏域外)からお断りされている。交通手段も不便であり、通院しづらい、買い物しづらい地域である。</p> <p>③気軽に集まれる、情報交換できる居場所がない。</p> <p>地域課題</p> <p>①日常的な支援や緊急時の対応、施設入所や入院等の支援が難しい。</p> <p>②医療機関やスーパー等の情報、それに関わる移動手段を把握し、困っている方に対しての支援が必要。</p> <p>③居場所がないことで、閉じこもりがちになり、実態把握の遅れや病状が悪化してからの相談につながる。</p> <p>目標</p> <p>①安心カード活用の推進、エンディングノート(これからノート)の活用、気軽に情報交換できる居場所づくり。</p> <p>②介護保険外サービスの把握、整理をする。</p> <p>③気軽に集まれる、情報交換できる居場所を作る(認知症カフェ・出張相談・集いの場)。</p>	<p>・地域包括支援センター事業の地域住民への周知のため、公的機関、公共施設、郵便局、農協、個人商店等を訪問してパンフレットの配布及び設置をしてもらうことで、地域包括支援センターの役割や事業周知につながるよう活動を行った。結果、年間の総合相談件数が前年度より53件増となった。</p> <p>・通院サポートや配食サービスなど、介護保険外サービスで対応できる事業者とのネットワーク構築を図り、居宅ネットワーク会議等の機会を活用して圏域の居宅介護支援事業所へも情報提供したことで、これらのサービスに繋がった高齢者もあり、地域の社会資源に乏しいという地域課題対応への一助となっている。</p> <p>・地域のなかで高齢者の集いの場となっている社会資源や活動について、高齢者の相談や認知症カフェの機会を活用して情報収集を行った。各地域に婦人会などの集まりはあるものの、そのような場への参加を好まない高齢者などは近隣との交流もほとんどなく、地域のなかで孤立しがちとなっている。特に高齢になってから移住して来た住人にとっては、既存のコミュニティに馴染み入ることが難しい地域特性もあり、地域に馴染み入れない高齢者や性格的に人との交流に消極的な高齢者が孤立している状況である。そのような状況にある高齢者の把握と見守り支援についても地域課題として検討していく必要がある。</p>

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェック リスト該 当者に 係る ケアマ ネジ メント	介護予防を目的とし、総合事業、通所C、筋力向上トレーニング教室、パワリハ運動教室の活用を促し、利用に繋げる。	①相談内容に応じ、サービス内容の説明を行う。希望者には基本チェックリストの実施を行い、総合事業へ繋げる。 ②通所C、筋力向上トレーニング教室、パワリハ運動教室の周知を行う。	①随時 ②随時	①総合事業に関する制度説明、チェックリスト実施等の対応をした。 ②相談者のニーズに合わせ、一般介護予防事業の情報提供をした。民生委員や町会長の定例会、居宅ネットワーク会議での広報チラシの配布と説明を実施。	①事業対象者の支援件数:実人数150名 ②相談:随時 定例会:各4回 会議:1回	①総合事業の利用促進については、総合相談から個別のニーズに応じて基本チェックリストの実施を行い、総合事業の利用に繋げている。 ②一般介護予防事業については、総合相談や定例会、会議等において周知を図っているが、新型コロナウイルスの影響もあり、年間を通じて相談等から実際の利用に繋がったケースはなかった。	総合相談により対象者のニーズを総合的に捉えることで適切なマネジメントを行い、心身機能の維持向上を図れるよう、総合事業の利用に繋げる等の支援を行う。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	地域の行事、各種会議に参加したり、挨拶に回することで、地域にある関係機関と連携の取りやすい関係を作る。	下記会議等への参加と挨拶。 ①民生委員定例会。 ②町会長定例会。 ③公民館会議。 ④高杉民児協会議(腫の会)。 ⑤サンアップル在介主催地域交流会。 ⑥看護小規模サンアップル主催交流会。 ⑦グループホーム・看護小規模運営推進会議。 ⑧郵便局、農協、公民館、出張所。	①年2回(4地区) ②年2回(4地区) ③年3回 ④年3回 ⑤年4回 ⑥年2回 ⑦年36回(6カ所) ⑧随時	①②地区定例会出席。 ③実施なし。 ④第1回会議に出席。 ⑤『弥生・折笠地区の方との交流会』に参加。 ⑥実施なし。 ⑦1) GH大森、2) GHさくら、3) 看護小規模多機能ホームサンアップル。 ⑧圏域4地区の出張所及び公民館及び駐在所、郵便局(高杉、鬼沢、裾野、十腰内、小友、新和)、JA(弘前北支店、十腰内支店)、瑞風園、個人商店2ヶ所、美容室2ヶ所。	①各地区1回ずつ ②北辰地区2回、船沢地区2回、新和地区2回、裾野地区1回 ③未開催 ④1回 ⑤2回 ⑥未開催 ⑦1) 3回 2) 3回 3) 4回 ⑧パンフレットの配布、設置	①②④⑤⑦⑧各種会議への出席や関係機関への挨拶回りにて、センターの役割や事業について説明を行い、連携体制の構築を目指した取り組みをしている。民生委員や町会長、農協、郵便局、商店など地域住民の身近な存在である機関や社会資源からの相談が少ない状況から、個人商店や地域的美容室などへの事業周知とパンフレット配布にも取り組んだ。⑧の関係機関については、各所10部(新和出張所のみ40部)ずつパンフレットの配布と設置を行った。	近隣住民や地域資源である個人商店など、地域住民の身近な存在からの相談等に繋げていくため、個人商店(地区住民の集いの場となっている商店もある)、理容店や美容院(北辰中学校区8ヶ所、新和中学校区9ヶ所、船沢中学校区4ヶ所、裾野中学校区3ヶ所と地区人口に対する理容室・美容室の割合が高く、地域住民に関する情報も多く持っている)への事業周知活動とパンフレットの配布、設置を拡大していく。また、民生委員との連携体制基盤の整備を進めていくため、民生委員児童委員協議会定例会への出席回数を増やし、困難ケース等への支援連携を働き掛けていく。
イ 実態把握	在宅介護支援センターと実態把握者のリストの共有を行い、効果的に実態把握ができるようにする。	①実態把握。 ②包括・在宅介護支援センターの連携会議において実態把握者の共有を図る。	①年間 北辰50件 船沢50件 新和50件 裾野50件 包括50件 ②年7回	①在宅介護支援センターと連携しながら、随時実態把握を実施。 ②4月、11月、1月は新型コロナウイルスの影響により中止。6月、8月、9月、12月(書面会議)、2月(書面会議)、3月に会議を実施し、情報共有を図った。	①北辰: 31件、船沢: 50件、新和: 56件、裾野: 50件、包括: 161件 ②6回(うち書面会議2回)	①昨年度の実態把握状況や関係機関からの相談等を踏まえて実態把握を実施した。後期高齢者リスト等を活用した未登録高齢者世帯の訪問を行うことで、担当圏域におけるアウトリーチにも取り組んだ(年間で新規高齢者世帯51件を訪問)。 ②在介連絡会の他、必要に応じて話し合いを行うことで連携を図っている。	在宅介護支援センターと連携、情報共有しながら、継続した安否確認と合わせ、後期高齢者リストを活用したアウトリーチを目的とした実態把握も継続的に取り組んでいく。
ウ 総合相談	①②相談内容、対応方法についてセンター内で共有し、必要な関係機関等と連携を図る。 ③④地域包括支援センターの周知と気軽に相談できる場としての機能を目指す。 ⑤障がい福祉分野とのネットワーク構築を目指す。	①相談対応/記録。 ②包括内ミーティング会議。 ③北部圏域内での出張相談。 ④高杉地区における集いの場としての看護小規模多機能ホーム等の活用。 ⑤指定特定相談支援事業所への挨拶周りで訪問。	①随時 ②毎日 ③年4回(4地区) ④年3回 ⑤随時	①②毎朝のミーティングや三職種会議で情報共有と検討を実施。 ③認知症カフェ(北部圏域カフェ)にて出張相談を併設。 ④新型コロナウイルス感染防止対策にて未実施。 ⑤近隣の指定特定相談支援事業所と弘前市障害者生活支援センターを訪問してネットワーク構築を図った。	①随時 ②毎朝 ③3回 ④未実施 ⑤2事業所を訪問	①②ミーティングや三職種会議等で情報共有や支援に関する検討を行うことで、共通認識を持ちながら支援対応した。 ③認知症カフェ(北部圏域カフェ)で併設実施。 ④新型コロナウイルスの影響で未実施。 ⑤対象者の家族等の障がいに係るケースも増加傾向にあり、障がい支援関連機関との連携ケースも増えており、そのなかでのネットワーク構築も進めることができた。	家族の障がいなどの複合的課題を抱えるケースの表出も増加傾向にあり、地域への地域包括支援センターの事業周知と合わせ、定期的な出張相談の実施による相談機能の強化を図る。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	成年後見制度の活用促進	①成年後見制度、日常生活自立支援事業について支援を行う。 ②権利擁護の知識や理解を深めるために、リーフレット等利用し、地域交流会や会議等で普及活動をする。	①成年後見制度申し立て等支援 ②リーフレット等を使用し、交流会や会議等で説明をする。	①随時 ②随時	①弘前圏域権利擁護支援センターと連携しながら、申立てに関する支援を実施。 ②総合相談において、後見申立てが必要と判断されるケースにおいて、リーフレットの活用により後見制度の説明を実施。	①申立: 4件、申立支援: 7件 ②4件	①総合相談やケアマネからの相談により申立支援に繋がっている。後見申立てが必要と判断されるケースは増加傾向にある。 ②後見申立てが必要と判断されるケースにおいて、家族等への後見制度の説明を行っており、うち2件について後見及び保佐の審判に繋がった。	家族やケアマネからの相談の他、実態把握や定期訪問等で申立てが必要と判断されるケースがあれば都度対応していく。また、成年後見制度の活用促進に向け、地域の介護支援専門員を対象とした成年後見制度理解のための勉強会を実施する。
イ	老人福祉施設等への措置の支援	市や関係機関と連携し、措置が必要かどうか情報共有を図り、速やかに対応する。	措置が必要なケースについては、関係機関等と連携して対応する。	随時	該当ケースなし。	該当なし	在宅高齢者短期入所事業での対応ケースが1件あったが、措置該当ケースはなかった。	措置の要否について適切に判断し、措置が必要と判断されるケースについては、行政や関係機関と連携しながら、速やかに対応していく。
ウ	高齢者虐待への対応	①弘前市虐待マニュアルに基づき、市や関係機関と連携を図り、速やかに対応する。 ②他圏域の地域包括支援センターと高齢者虐待ケースを共有し、支援方法についての理解を深める。	①高齢者虐待相談・虐待の疑いの情報提供受けての対応。 ②他圏域の地域包括支援センターの社会福祉士連絡会での事例検討会を通じ、支援方法の理解を深める。	①随時 ②1回以上	①ケアマネ及びサービス提供先事業所からの相談対応あり。 ②10月に社会福祉士連絡会の開催があったが、新型コロナウイルス感染防止対策のため不参加。	①前年度事案の最終: 2件、当該年度対応: 3件、当該年度事案の最終: 3件 ②該当なし	①地域包括支援センターの支援ケース1件、サービス提供先事業所からの相談ケース1件、ケース担当ケアマネからの相談1件の養護者による高齢者虐待ケースの対応あり。いずれも年度内に最終している。	関係機関等からの情報提供の他、実態把握や定期訪問により虐待が疑われるケースについては、虐待対応マニュアルに基づいた対応を行う。また、行政や関係機関との連携を密に取りながら対応していく。
エ	困難事例への対応	困難事例解決に向け、センター内での協議や関係機関との情報共有を行い、支援について検討する機会を持ちながら対応する。	①困難事例について、三職種で支援方法等について検討して対応する。 ②事例検討が必要なケースにおいては、地域ケア会議を開催することで支援について検討する機会を設ける。	①随時 ②随時	①三職種会議にて支援検討のうえ対応した。 ②年間計画外の地域ケア会議での検討に至ったケースはなかった。	①随時 ②該当なし	①該当事例については、三職種カンファレンスでの検討を通じ、必要に応じて行政や関係機関と連携を図りながら対応している。	該当事例については、三職種カンファレンスによる事業所内でのケース検討などを通じ、必要に応じて関係機関等と連携しながら支援対応していく。
オ	消費者被害の防止	市民生活センター(消費生活相談)と連携しながら情報収集し、各会議等において情報提供していく。	市民生活センターから情報収集を行い、各種会議において情報の発信をする。	随時	①相談対応ケースについて、在宅連絡会や町会長定例会にて情報提供した。 ②関係機関からの相談対応。	①連絡会: 1回、定例会(船沢、新和、北辰): 各1回。 ②2件	①在介連絡会(9/4)、町会長定例会(船沢12/4、新和12/15、北辰12/16)で情報提供。 ②関係機関より利用者宅への訪問販売や送り付け商法に関する相談あり。対応について助言し、市民生活センターへも情報提供している。	市民生活センターより情報収集を行い、地域住民等へ消費者被害情報を発信することで未然防止を図る。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	圏域及び圏域に関連のある居宅介護支援事業所と関係機関が連携を図りやすいよう連携体制を構築する。	多職種を参集した地域ケア会議(個別、推進)の開催。	①地域ケア個別会議(3回) ②地域ケア推進会議(1回)	①地域ケア個別会議の開催。 ②地域ケア推進会議の開催	①3回(うち書面会議1回) ②1回	①地域ケア個別会議での事例並びに地域課題候補の検討を通じ、多職種の相互ネットワーク形成に取り組んだ。 ②地域ケア推進会議では地域関係者も交えて討議形式での検証を行うことで、これまで抽出されていなかった地域課題が抽出された。地域ケア個別会議も含めた会議形式の再考が必要と考える。	支援が必要な高齢者に対し、介護支援専門員等の専門職と民生委員や町会などの地域関係者が、地域ケア会議での関わりを通じた連携体制を構築できるよう取り組む。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	①圏域居宅、及び他町村居宅との連携体制の構築を支援する。 ②勉強会や情報交換できる場を設定し、介護支援専門員同士のネットワークを構築できるよう支援する。	①居宅ネットワーク会議の開催(勉強会、情報交換)。 ②北部圏域内のケアマネ連絡会への参加。	①年4回 ②年2回	①居宅ネットワーク会議の開催。 ②弘前市北部地域居宅介護支援事業者連絡会への参加。	①4回(うち2回は書面会議) ②2回	①②会議での情報交換や勉強会を通じた、圏域の介護支援専門員相互の情報共有ネットワークの構築はされているが、日常的な相互連携体制の構築までには至っていない。	圏域の介護支援専門員同士が日常的に相談や情報共有できる体制の構築を図れるよう、会議等の機会を活用した相互の関係づくりを推進していく。
ウ	日常的個別指導・相談	介護支援専門員への個別指導・相談に対応し、円滑に業務が行えるよう支援する。	①個別相談 ②居宅ネットワーク会議	①随時 ②年4回	①成年後見申立てや虐待が疑われるケースなど、権利擁護に関する相談あり。 ②上半期に5年未満の介護支援専門員を対象としたプラン作成に関する勉強会を開催した。	①随時 ②情報交換会：1回、勉強会：1回、書面会議による情報交換：2回	①②居宅ネットワーク会議等の機会を利用し、介護支援専門員が相談しやすい関係性の構築に取り組んだ。圏域の介護支援専門員からの困難事例に関する相談もあり、同行支援や連携対応するなどの後方支援を行った。	地域包括支援センターの主任介護支援専門員が、圏域の介護支援専門員との会議や相談を通じた関わりからラポール形成を図り、相互連携や後方支援を円滑に行える関係づくりを推進する。
エ	支援困難事例等への指導・助言	①支援困難事例等に対して、介護支援専門員や関係機関等と情報共有を図り、解決に向かうよう支援する。 ②三職種で協議する機会を設け、事例解決に向けた支援、助言を行う。	①同行訪問や地域ケア会議の開催、関係機関等との連携強化。 ②三職種での検討や協議の機会を持ち、実際の支援に繋げていく。	①随時 ②随時	①関係機関等から相談があった際、必要に応じて同行訪問を行っている。 ②個別事例について、必要に応じて三職種カンファレンスを実施し、支援について検討を行い、対応している。	①随時 ②随時	①②複合的ケース等の支援においては、必要に応じて多職種連携にて対応できるよう支援コーディネートし、各機関が情報共有しながら支援を進めていける体制づくりに取り組んだ。	困難事例等について、地域の介護支援専門員から相談があった際には、地域ケア個別会議や個別のケース検討会議等による個別事例の検討機会を設けるなどして、後方支援に取り組んでいく。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	関係機関との連携	①他の認知症地域支援推進員と連携を図り、認知症介護者教室を始めとする認知症施策について取り組む。 ②認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センター等と連携を図る。	①認知症地域支援推進会議への参加。 ②事例についての相談や研修会への参加により連携を図る。	①随時 ②随時	①-1. 認知症地域支援推進員連絡会へ出席。 ①-2. 介護者教室への参加。 ②相談ケース及び研修参加はなかった。	①-1:5回、 ①-2:2回 ②相談ケース及び研修参加なし	①認知症地域支援推進員連絡会への出席の他、認知症地域支援推進員が認知症介護者教室(12/14、12/23)へ参加した。 ②令和2年度の連携事例なし。	他圏域の地域包括支援センター等の認知症地域支援推進員とも連携しながら、地域の認知症支援の充実を図り、必要に応じて精神科病院や認知症疾患医療センター等と連携し、認知症患者への支援に取り組む。
イ	認知症の人や家族への支援	認知症の当事者や家族が、認知症に関する相談や情報収集ができる場を提供し、必要に応じて受診やサービス利用に繋げていく。	①認知症関連の相談を受ける。 ②認知症の人と家族の会に参加する。 ③認知症カフェ(あぶるカフェ)への参加する。 ④認知症カフェ(北部圏域内)の企画、開催。	①随時 ②7月及び1月(市内包括輪番) ③月2回 ④4回/年	①総合相談での認知症関連相談の対応と支援。 ②輪番担当にて7月の会合に参加。1月は中止。 ③6月から9月までは月1回のペースで実施。10月以降は新型コロナウイルス感染状況を踏まえて中止。 ④裾野地区と新和地区で各1回ずつの実施。北辰地区は中止となった。	①45件 ②1回(7/26) ③4回 ④裾野地区1回(2/27)、新和地区1回(3/13)	①45件の認知症相談のうち、家族からの相談22件、ケアマネからの相談4件であった。必要に応じて受診に向けた支援をしている。家族からの認知症相談が増加傾向にある。 ②主任ケアマネが参加。当事者家族が専門職に相談できる機会となるよう対応した。 ③包括より各回2名ずつ参加。当事者や家族の参加があり、専門職と定期的に繋がりを持てる場としても活用している。 ④北辰地区及び船沢地区は新型コロナウイルス感染状況を踏まえて中止、裾野地区は2/27に認知症サポーター養成講座(9名の参加)、新和地区は3/13に介護予防体操(16名の参加)という内容でそれぞれ実施している。	家族や地域住民を対象とした認知症関連の勉強会や出張相談等を開催することで、認知症に対する地域や家族による介護機能の強化を図る。
ウ	知識の普及	認知症サポーター養成講座を実施する。	認知症サポーター養成講座の開催	年2回(年間目標人数20名)	裾野地区で開催した認知症カフェ(北部圏域カフェ)にて認知症サポーター養成講座を実施。	1回(年間養成者数9名)	認知症カフェ(北部圏域カフェ)の機会を活用し、裾野地区にて1回実施。9名の受講あり。船沢地区でも開催を計画していたが、公民館のイベント使用に関する制限があり、実施できなかった。	認知症カフェ(北部圏域カフェ)の機会を活用し、認知症サポーター養成講座を実施する。また、地域関係者等から開催依頼を受けて実施していく。

令和 2 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度実績		課題・評価	R 3 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	個別のケースを始めとした地域ケア個別会議、実態把握や相談支援、困難事例等を通じて、地域課題の抽出、共有、検討を多職種間で行う。	①地域ケア会議(個別) ②地域ケア会議(推進) ③実態把握・相談支援・困難事例等を通じて地域課題の検討を行う。	①3回 ②1回 ③随時	①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議 ③三職種カンファレンスでの個別事例検討を通じ、地域課題候補の抽出にも取り組んでいる。	①3回(うち書面会議1回) ②1回 ③随時	①地域ケア個別会議を通じ、地域課題候補の抽出を行っている。会議運営については、効果的な議論がされるよう、内容や進め方、会議の形式について検討、思考しながら進めた。効果的な会議運営については引き続き検討が必要である。 ②2/25に実施。討議形式の会議とすることで、これまで抽出されなかった地域課題の抽出があった。 ③三職種カンファレンスにおいて、潜在的な地域課題についても目を向けた検討をすることができた。	地域ケア会議や日常業務を通じた地域課題の抽出に引き続き取り組む。

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

<p>【地域の実態】</p> <p>①両親が高齢となり、障がいを持つ子の引きこもりなどの家庭内での問題が表出するケースが増えている。 ②郊外過疎地域であり、生活、福祉、医療、交通などの社会資源に乏しい地域である。 ③家族や親類、近隣住民との交流がほとんどない独居高齢者も多く、地域における互助機能が弱体化している。 ④圏域に暮らす地域住民に困りごとがあった際の相談先(地域包括支援センターなど)についての情報が周知されていない。</p>
<p>【地域課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族や地域住民間の互助が上手く機能していない。 ・冬期間の除雪の問題。 ・災害時等の避難支援の問題。
<p>【地域での対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域関係者(民生委員、町会長など)との連携強化。 ・相談窓口である地域包括支援センターの地域住民への周知を進める。 ・介護や認知症に関する地域住民への理解や啓発を積極的に推進する。
<p>【市、関係団体への提言】</p> <p>冬期間の除雪や災害時等の避難支援について、地域住民による互助機能の推進に繋がるよう、人的資源や財源に関する公的補助事業の充実等も含めた検証及び検討を提言したい。</p>

令和3年度地域包括支援センター収支予算状況

(1) 包括的支援事業

(単位:円)

		弘前市第一 地域包括支援 センター		弘前市第二 地域包括支援 センター		弘前市第三 地域包括支援 センター		弘前市東部 地域包括支援 センター		弘前市西部 地域包括支援 センター		弘前市南部 地域包括支援 センター		弘前市北部 地域包括支援 センター		合計	
収入	市委託料	29,671,000	79.3%	24,841,000	85.2%	38,952,000	84.0%	36,942,000	91.4%	26,401,000	93.0%	40,212,000	88.4%	29,961,000	85.9%	226,980,000	86.6%
	ケアマネジメント収入	7,752,000	20.7%	4,304,870	14.8%	7,413,000	16.0%	3,480,000	8.6%	2,000,000	7.0%	5,299,000	11.6%	4,907,582	14.1%	35,156,452	13.4%
	その他	0	0.0%	0	0.0%	3,000	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	25,000	0.1%	28,000	0.0%
	収入合計	37,423,000		29,145,870		46,368,000		40,422,000		28,401,000		45,511,000		34,893,582		262,164,452	
支出	人件費	32,328,000	86.4%	24,557,148	84.3%	41,479,000	89.5%	31,079,000	76.9%	22,241,000	78.3%	31,425,000	69.0%	21,094,532	60.5%	204,203,680	77.9%
	事務費	2,475,000	6.6%	1,837,239	6.3%	2,960,000	6.4%	3,358,000	8.3%	620,000	2.2%	7,128,000	15.7%	2,877,850	8.2%	21,256,089	8.1%
	管理費	620,000	1.7%	311,483	1.1%	1,034,000	2.2%	1,985,000	4.9%	1,540,000	5.4%	1,378,000	3.0%	3,261,200	9.3%	10,129,683	3.9%
	委託料	2,000,000	5.3%	2,440,000	8.4%	895,000	1.9%	4,000,000	9.9%	4,000,000	14.1%	5,580,000	12.3%	7,560,000	21.7%	26,475,000	10.1%
	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	100,000	0.3%	100,000	0.0%
	支出合計	37,423,000		29,145,870		46,368,000		40,422,000		28,401,000		45,511,000		34,893,582		262,164,452	

(2) 介護予防支援事業

(単位:円)

		弘前市第一 地域包括支援 センター		弘前市第二 地域包括支援 センター		弘前市第三 地域包括支援 センター		弘前市東部 地域包括支援 センター		弘前市西部 地域包括支援 センター		弘前市南部 地域包括支援 センター		弘前市北部 地域包括支援 センター		合計	
収入	ケアマネジメント収入	15,360,000	100.0%	11,802,800	100.0%	22,522,000	95.7%	10,120,000	99.7%	8,700,000	99.9%	26,452,000	100.0%	10,708,992	99.9%	105,665,792	99.0%
	その他	0	0.0%	60	0.0%	1,004,000	4.3%	30,000	0.3%	10,000	0.1%	0	0.0%	11,000	0.1%	1,055,060	1.0%
	収入合計	15,360,000		11,802,860		23,526,000		10,150,000		8,710,000		26,452,000		10,719,992		106,720,852	
支出	人件費	11,010,000	71.7%	8,185,644	69.4%	17,138,000	72.8%	4,108,000	40.5%	7,000,000	82.6%	19,414,000	81.1%	8,619,042	80.4%	75,474,686	72.6%
	事務費	750,000	4.9%	1,154,861	9.8%	1,532,000	6.5%	397,000	3.9%	305,000	3.6%	1,156,000	4.8%	165,150	1.5%	5,460,011	5.3%
	管理費	600,000	3.9%	218,237	1.8%	511,000	2.2%	145,000	1.4%	465,000	5.5%	402,000	1.7%	182,800	1.7%	2,524,037	2.4%
	委託料	3,000,000	19.5%	1,920,000	16.3%	4,345,000	18.5%	5,500,000	54.2%	700,000	8.3%	2,952,000	12.3%	1,753,000	16.4%	20,170,000	19.4%
	その他	0	0.0%	324,118	2.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	324,118	0.3%
	支出合計	15,360,000		11,802,860		23,526,000		10,150,000		8,470,000		23,924,000		10,719,992		103,952,852	

令和3年度 地域包括支援センター事業計画

(令和3年4月1日現在)	第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
保健師等	2	2	2	2	2	2	1
社会福祉士	2	1	4	2	1	3	2
主任ケアマネ	1	1	2	2	1	2	1
予防給付プラン担当	3	3	5	1	2	4	2
その他	1	0	0	2	1	1	0
プランチ数	2	2	2	2	2	1	4

令和3年度の活動方針(地域課題・目標)			
	地域の実態	地域課題	目 標
第一包括	①認知症を背景とした支援拒否事例が増加、地域住民や支援者が困難性を感じている。 ②マンションで高齢者が閉じこもりがちになり、住民同士のかわりも希薄化している。 ③入院患者の面会制限の影響で、高齢者世帯での看取りが増えている。	①認知症症状に気づくことが遅れ状況が深刻化し、早期相談に結び付かない。 ②マンション入居者が孤立化し、問題が顕在化しにくい状況がある。 ③老々介護での看取りは、支援者の強力なサポートが必要となっている。	①若い世代も含めた、認知症に関する啓発活動を行う。 ②相談会の開催を積極的に行い、居場所や認知症カフェなどにつなげる取り組みを行う。 ③地域住民や医療・介護・福祉・保健分野の専門職との連携強化の取り組みを行う。
第二包括	・認知症による被害妄想出現やそれによる他者への迷惑行為が多くなっている。また、外出時の自己管理能力低下によるトラブルの危険性も多くなっている。 ・病識の欠如、身体機能低下傾向、転倒リスクの高さ、引きこもり状態になっている例が多くなっている。	・認知症高齢者を地域で支えるための地域づくりや体制構築が必要。 ・健康増進の重要性について地域住民・関係機関へ啓発していく必要がある。	①認知症に対する知識の普及や健康増進のための啓発を図る事を目的とし、地域住民や関係機関との研修会・事例検討会を実施する。 ②早期に専門的支援が受けられる機会を作り、社会的孤立感の解消・生活の活性化に努める。 ③関係機関との情報共有、連携を保ち、多様な相談に対応可能な窓口の周知を図る。
第三包括	①公的サービスでは補うことが出来ないサービスを必要としている高齢者が増加 ②単身、高齢者のみ、家族が遠方在住、8050問題を抱えた世帯の支援が増加(家族意識の変化、家族のパワレス等が要因) ③センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加(大学・一部学校・郵便局・銀行・薬局・スーパー・町会連合会等) ④地域住民より、センターの名称を聞いたことはあるが役割や事業内容が見えにくいとの声がある	①在宅生活を支援するためのボランティア等の社会資源の情報支援者にとって十分ではない。 ②権利擁護(高齢者虐待・成年後見制度申請支援)の相談において増加傾向にある複合的な課題を持つ世帯へのアプローチが適切な支援に結び付いていない。 ③センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加しているが、リーダー的役割を担って、地域を牽引するマンパワー(特に若い世代・ボランティア)が不足しており、継続的働きかけが必要である ④センターの活動が地域住民に見えにくいため、広報が必要である	①弘前市ボランティア支援センターを活用し、ボランティア等の社会資源について、支援者が効果的に活用できるようにする ②8050問題等、積極的に弘前市生活福祉課自立支援室へ相談し、活用を図り、センター及び支援者の対応力が向上する ③認知症について普及啓発、地域状況の理解促進を兼ねて、若い世代のボランティアが活躍できる地域づくりを継続することで、地域を牽引するマンパワーの充足化を図る ④刷新したパンフレットを活用し、広報することで、住民の理解が向上する
東部包括	①住民や民生委員より、認知症カフェや認知症サポーター養成講座を知らない人が多いとの意見がある。 ②住民や民生委員及び介護支援専門員より、認知症について理解していない人が多いとの意見がある。 ③介護支援専門員より、認知症高齢者の服薬や金銭の管理の対応に苦慮するとの意見がある。 ④病院や介護支援専門員等より、1人暮らし高齢者の緊急時対応を心配する意見が多く挙げられている。	①②住民の認知症についての理解が不足しているの で、認知症の啓発が必要である。 ③④住民や介護支援専門員等が医療職の助言提案を受けていない場合が多いことや、意見交換する機会が少ないことから、医療と福祉の連携強化が必要である。	①地域包括支援センターを、高齢者に関する相談窓口として住民が理解、活用できるように広報活動を強化する。 ②関係機関とのネットワークを活用して座談会や研修会を開催し、医療と福祉の連携強化を図る。 ③住民が認知症サポーター養成講座や認知症カフェを活用できる様に広報活動を強化する。
西部包括	1)一切かかわりたくないと身内から拒否される事例が発生している。 2)急に食べなくなった、寝て起きられなくなった、幻聴幻覚の症状が出ている等、重度化してからの相談が増えている。また、行方不明の事例が発生した。 3)圏域介護支援専門員から、事例が少ない病気や制度について理解不足の為、医療とどうかわっていいかわからない。また、訪問看護を上手く活用できていないと意見が聞かれた。 4)民生委員より、包括や圏域事業所と顔の見える関係作りがしたいと意見が出ている。 5)感染症の影響で、集まって行う事業や会議の多くが開催できない状態となった。 6)介護に理解が無いことで、家族内で特定の人に介護が集中し、負担が大きくなっている。	1)身寄り、保証人、引き受け人がいない、緊急連絡先が不明で施設入所がスムーズにいかない。 2)認知症、病気についての理解が乏しく、早期の相談に結び付かない。センター事業周知不足。 3)圏域居宅介護支援事業所(包括支援センター含)と医療や訪問看護との連携が弱い。 4)民生委員の交代があったが、コロナ禍で信頼関係が築けていない。 5)会議や事業の開催可否が、コロナ禍に左右されてしまう。 6)介護負担が大きくなることで、虐待等に繋がる危険性がある。	1)各関係機関と連携強化を図る。 2)認知症サポーター養成講座・ただいまサポートを積極的に周知する。(学校、企業、町内会等) 3)専門職同士(包括、地域連携室、訪問看護、地域ケアマネ)が交流できる場を設定し、働きやすい環境を整備する。 4)民生委員と圏域事業所等との交流の場を設定する(勉強会実施)。 5)パンフレットの設置場所を拡大する。(スーパー、郵便局、銀行等) 6)オンラインでの研修や会議開催に向けて、関係機関と連携を図る。 7)介護者やその家族へ勉強会や相談会を開催する。
南部包括	①民生委員や薬剤師より、認知症の人が地域で増えているが、うまく受診や介護サービスに結び付いていないため困っていると言う意見がある。 ②キーパーソン不在の高齢者の金銭管理の担い手がいな い。家族関係が希薄で急変時や入院時に家族の連絡先がわからないため関係機関からの相談が多い。	①地域住民が認知症の人の対応に苦慮しているた め、認知症を理解した地域の支援者を増やす必要が ある。 ②キーパーソン不在の高齢者が、適切な制度に繋がる までの間、金銭管理やライフラインを維持するための 支援体制を整える必要がある。	①地域住民が認知症を理解し正しい対応ができるよう に、認知症カフェを企画する。 ②キーパーソン不在の高齢者の見守りや支援するこ とができるネットワークを作る。
北部包括	・県外などで働いていた方が高齢期になり地域に移住もしくは Uターンしてきた場合、古くから 住んでいる地元住民との関係が上手く形成できず、地域の なかで孤立してしまう。 ・相談先としての地域包括支援センターの地域住民への認知 度が十分ではない。 ・地域包括支援センターと各地区民生委員との連携が上手 く機能していない。 ・親世代の高齢化に伴い、障がい疑われる子の問題が表 出するケースが増えている。 ・ハード、ソフトの両面において社会資源に乏しい。	1. 特に独居高齢者世帯については、地域のなかで孤 立、引きこもり状態になっても相談や支援に繋がりに くい状態であるため、未把握の高齢者世帯の実態把握 推進が必要。 2. 介護や認知症などの相談先が良く分からないとの 声が地域住民から出ており、地域に向けて地域包括支 援センターの事業周知を進めていく必要がある。 3. 高齢者世帯については、子の障がいなどの複合的 な課題を抱えているケースの表出も増えてきているた め、相談や訪問の際には家族や家庭の状況を的確に 把握したうえで対応する必要がある。	1. 地域の高齢者世帯の実態把握を推進するため、令 和2年度末時点で訪問実績のない高齢者世帯の実態 把握を年間192件実施する。 2. 民生委員との積極的な支援連携や民生委員児童委 員協議会定例会への定期的な出席機会を設けるなど しながら、民生委員に対する地域包括支援センター事 業の理解促進とネットワーク基盤の構築を図る。 3. 複合的課題を抱えている世帯を早期発見し、的切 な専門機関への繋ぎや連携を図れるよう、世帯を家庭全 体として捉える視点でのアセスメントも進めていく。

(様式第1号)

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

職員配置 (R.3.4.1現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	3 人	ランチ数
	社会福祉士	2 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1 人	2 箇所
	主任ケアマネ	1 人			

令和 3 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 3 年度目標に対する取り組みの評価
地域の実態 ①認知症を背景とした支援拒否事例が増加、地域住民や支援者が困難性を感じている。 ②マンションで高齢者が閉じこもりがちになり、住民同士のかかわりも希薄化している。 ③入院患者の面会制限の影響で、高齢者世帯での看取りが増えている。	
地域課題 ①認知症症状に気づくことが遅れ状況が深刻化し、早期相談に結び付かない。 ②マンション入居者が孤立化し、問題が顕在化しにくい状況がある。 ③老々介護での看取りは、支援者の強力なサポートが必要となっている。	
目標 ①若い世代も含めた、認知症に関する啓発活動を行う。 ②相談会の開催を積極的に行い、居場所や認知症カフェなどにつなげる取り組みを行う。 ③地域住民や医療・介護・福祉・保健分野の専門職との連携強化の取り組みを行う。	

59

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)						
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
基本 チェックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	総合事業のスムーズな利用に向けた支援を行う。	①制度説明や基本チェックリストを実施し、地域の社会資源の活用も含めたマネージメントを実施する。	①2週間以内に対応		①	

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	地域・各関係機関との関係づくり、ネットワーク構築に努める。	①民生委員定例会への参加や、地区会長と情報交換を行う。 ②商業施設や金融機関との情報交換 ③津軽地域ケアネットワーク定例会等への参加と情報提供 ④圏域グループホーム等運営推進会議への参加。 ⑤マンション対象の相談会の開催	①年1回以上 ②年1回以上 ③年2回以上 ④開催時 ⑤年2回以上				
イ 実態把握	地域住民や民生委員、その他関係機関からの情報提供により実態把握に努める。	①在宅介護支援センターと定期的に連携しながら行う。	①連携会議月1回開催 ②在介:実態把握年間50件以上				
ウ 総合相談	①三職種が切れ目なく対応できるように情報共有を強化し、他機関への情報提供や関係機関への紹介をスムーズに行う。 ②窓口の周知	①毎朝のミーティングとデータシステムの活用で情報や支援の方向性を包括内で共有し対応する。 ②圏域内事業所・関係機関等の窓口へパンフレット設置の依頼をする。	①毎日 ②随時				

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	成年後見制度の活用促進	①成年後見制度広報活動を行い制度の普及啓発を図る。 ②成年後見制度が必要な場合は、スムーズに相談・申し立て支援を行う。	①民生委員定例会、グループホーム運営推進会等で広報し、出前講座を実施する。 ②相談、申し立て支援を行う。	①年4回以上 ②随時			
イ	老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合は、市の関係部署と連携し対応する。	①市の関係部署、受け入れ措置施設と連携し対応する。	①随時			
ウ	高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待に関わる通報を受けた場合は、速やかに対応する。	①虐待対応マニュアルに基づき関係部署と連携し対応する。 ②必要時、個別ケース会議を開催し支援方法を検討する。	①随時 ②随時			
エ	困難事例への対応	事実確認後、課題を整理し支援の方向性を関係者で協議する。	①包括内3職種カンファレンスや地域ケア個別会議を開催し課題を整理し、支援方法を検討する。	①随時			
オ	消費者被害の防止	消費者被害に関する最新情報を把握し住民に伝達する体制を構築する。	①市民生活センターからの最新情報を民生委員を通じて住民に提供する。 ②消費者被害に関する相談は市民生活センターと連携して行う。	①年1回以上 ②随時			

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が他職種・他機関と連携しやすい体制を構築する。	①他職種・他機関と連携し、地域ケア個別会議や推進会議を開催する。	①個別：年4回以上 推進：年2回			
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	圏域の介護支援専門員同士が意見交換できる場として、定期的に連絡会を開催し、相互の連携を図る。	①リーダー・サブリーダー会議を実施し、介護支援専門員のニーズにあった学習会や意見交換会を企画する。	①会議：年2回以上			
ウ	日常的個別指導・相談	介護支援専門員への個別指導・相談に対応し、円滑に業務が行えるよう支援する。	①個別相談 ②介護支援専門員対象の学習会や意見交換会を開催する。	①随時 ②年2回			
エ	支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員への効果的な支援を行う。	①同行訪問、関係機関とのネットワークを生かした具体的な支援方針の検討や後方支援を行う。 ②困難事例については地域ケア個別会議の活用を提案し実施する。	①随時 ②随時			

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	関係機関との連携	①認知症地域支援推進員として、地域の関係機関との連携強化やネットワークづくりを行う。 ②認知症初期集中支援チームと連携する。	①認知症初期集中支援チームや認知症高齢者たぐいまサポート事業について広報する。 ②初期集中支援チームへの相談と連携を図る。	①適宜 ②適宜			
イ	認知症の人や家族への支援	認知症に関する住民教育や早期相談の場所として感染対策を徹底した認知症カフェを開催する。	①認知症カフェを周知する。 ②認知症カフェを開催する。(協力機関との共同運営)	①年30か所以上 ②年10回			
ウ	知識の普及	認知症サポーター養成講座の開催団体の拡大を図る。	①認知症サポーター養成講座を周知する(中学・高校を含む)。 ②認知症サポーター養成講座を開催する。	①年10か所以上 ②年2回以上			

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議は定期開催を基本とするが、要望があった際は随時開催し、個別支援と地域課題の抽出を行う。 ②自立支援型のケア会議を開催し本人の自立支援や重度化防止を図る。	①地域ケア個別会議 ①地域ケア推進会議 ②圏域の介護支援専門員に呼び掛ける。	⑦年4回 ①年2回 ②随時				

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

【地域課題】

【地域での対応方針】

【市、関係団体への提言】

(様式第1号)

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

職員配置 (R.3.4.1現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	3 人	ランチ数
	社会福祉士	1 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	0 人	2 箇所
	主任ケアマネ	1 人			

令和 3 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 3 年度目標に対する取り組みの評価
地域の実態 ・認知症による被害妄想出現やそれによる他者への迷惑行為が多くなっている。また、外出時の自己管理能力低下によるトラブルの危険性も多くなっている。 ・病識の欠如、身体機能低下傾向、転倒リスクの高さ、引きこもり状態になっている例が多くなっている。	
地域課題 ・認知症高齢者を地域で支えるための地域づくりや体制構築が必要。 ・健康増進の重要性について地域住民・関係機関へ啓発していく必要がある。	
目標 ①認知症に対する知識の普及や健康増進のための啓発を図る事を目的とし、地域住民や関係機関との研修会・事例検討会を実施する。 ②早期に専門的支援が受けられる機会を作り、社会的孤立感の解消・生活の活性化に努める。 ③関係機関との情報共有、連携を保ち、多様な相談に対応可能な窓口の周知を図る。	

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)						
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
基本 チェックリスト該当者に係る ケアマネ ジメント	介護予防・日常生活支援総合事業について趣旨を説明し、本人の自立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるよう支援する。併せて一般介護予防事業など多様なサービスの情報提供を行う。	介護予防・日常生活支援総合事業を推奨し、希望者には基本チェックリストを実施し対象となった方には適切、円滑な介護予防サービス支援計画書を作成することでスムーズな利用を図る。	随時			

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	地域におけるネットワーク構築	地域・各関係機関との関係づくり、ネットワークづくりに努める。	①民生委員定例会への参加。 ②公民館や町会など地域行事への参加。 ③圏域内のグループホーム、地域密着型デイサービス、小規模多機能型居宅介護の運営推進会議に参加。 ④城西二丁目・城西五丁目シルバーハウス生活相談会に参加する。	①定例会各地区年1回(藤代・西・城西地区) ②随時 ③運営推進会議グループホーム30回 地域密着型デイ6回 小規模6回 ④城西2丁目・城西5丁目各2回				
イ	実態把握	地区住民・民生委員・在宅介護支援センター、その他関係機関からの情報提供により地域の実態把握に努める。	在宅介護支援センターと連携しながら、地区住民やその他の関係機関からの情報提供により実施する。また必要時安心カードの配布やエンディングノートの活用等も併せて周知する。	①在宅介護支援センター連絡会年4回 ②実態把握年間250件				
ウ	総合相談	総合相談窓口としての役割を周知していく。 多様な相談内容に対して、適宜状況把握を行い、相談内容に即したサービスまたは、各種制度に関する情報提供、適切な機関への紹介等を行う。	地域の行事や集会などに積極的に参加し、包括支援センターの活動を周知していく。 多様な相談内容に対し、迅速に対応していけるよう職員間で情報を共有し調整していく。	随時				

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	成年後見制度の活用促進	民生委員定例会や町会等主催の行事、地域密着型サービスの運営推進会議等で成年後見制度の説明を行う。	各関係機関との連携、正しい情報の提供、必要な際の申立の援助を行う。	随時			
イ	老人福祉施設等への措置の支援	緊急対応が必要な高齢者に対しては市に状況を報告し、協議しながら対応する。	老人福祉施設等への措置が必要な場合は市に報告し実施を求める。	随時			
ウ	高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待が疑われる際には速やかにマニュアルに沿って対応する。	養護者による高齢者虐待が疑われる際には市に報告し、協議しながらマニュアルに沿って対応していく。	随時			
エ	困難事例への対応	速やかに事実を確認、関係者間で協議し、対応する。	地域ケア会議等を活用し、個別課題の解決、対応力強化を図る。	随時			
オ	消費者被害の防止	市民生活センター、青森県消費者センターと連携を図り、予防に努める。	各関係機関との情報共有を行い予防に努める。被害が疑われた場合は速やかに対応する。	随時			

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	地域の介護支援専門員が多職種・多機関との連携や協働しやすい体制を構築する。	多職種・多機関合同の研修会や地域ケア会議を開催し、意見交換のできる場を設定する。	①合同研修会 年:1回 ②地域ケア会議:7回 (個別5回、推進2回)			
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	地域の介護支援専門員相互の情報交換が行える場を設定し、介護支援専門員の連携強化を図る。	地域の介護支援専門員を招集して定期的に連絡会を開催する。	連絡会 年:6回			
ウ	日常的個別指導・相談	専門的な見地から個別指導や相談対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できるように支援する。	日常的な連携に加え、定期的な連絡会等を通して、相談しやすい環境を整える。資質向上を目的として研修会の実施や制度、施策等に関する情報提供を行う。	①連絡会 年:6回 ②地域ケア個別会議 年:5回			
エ	支援困難事例等への指導・助言	支援困難事例を抱える介護支援専門員の不安を軽減し、効果的な支援を行う。	①相談内容に応じて各専門職の専門性を活かして対応する。 ②各専門職や関係機関と連携のもとに具体的な支援方針を検討し、必要に応じて地域ケア会議を開催する。	①随時 ②必要時			

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	①認知症疾患医療センターや認知症協力医療機関、認知症サポート医との連携を維持し、研修会や会議等も活用して、関係性を築いていく。 ②ケアバスや認知症初期集中支援チームを地域住民や関係機関に周知し、連携する。	①認知症関連の研修会開催。 ②認知症地域支援推進員連絡会や会議に参加する。	①年1回 ②随時				
イ 認知症の人や家族への支援	①認知症の疑いのある方に対しては、認知症疾患医療センター、認知症協力医療機関、認知症初期集中支援チームと連携し、適切な医療や介護サービスにつなげていく。 ②家族や本人へは、介護に関する相談、支援を行い又、認知症の人と家族のつどいや病院の家族会、認知症カフェを紹介していく。	認知症の研修会への参加や認知症の人と家族のつどいに参加し、情報交換する。	①認知症の人と家族のつどい参加:年1回 ②相談は随時				
ウ 知識の普及	①認知症サポーター養成講座を開催し、サポーター増を目指す。	①住民や企業・職域団体、学校に対してサポーター養成講座についての案内を行い、受講を働きかけていく。	①広報活動 ・藤代地区 ・西地区 ・城西地区 目標サポーター数 80名 開催回数 3回				

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議は定例開催と、支援困難事例を対象として随時開催を行う。 ②地域密着型サービスの運営推進会議や地域の行事、会合等を通して住民からニーズの把握を行う。	①地域ケア個別会議、地域ケア推進会議の開催。	①地域ケア個別会議:5回 その他都度 ②地域ケア推進会議:2回				
7 地域包括支援センターで把握した地域課題							
【地域の実態】							
【地域課題】							
【地域での対応方針】							
【市、関係団体への提言】							

(様式第1号)

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

職員配置 (R.3.4.1現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	5 人	ランチ数
	社会福祉士	4 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	人	2 箇所
	主任ケアマネ	2 人			

令和 3 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 3 年度目標に対する取り組みの評価
<p>地域の実態</p> <p>①公的サービスでは補うことが出来ないサービスを必要としている高齢者が増加 ②単身、高齢者のみ、家族が遠方在住、8050問題を抱えた世帯の支援が増加(家族意識の変化、家族のパワレス等が要因) ③センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加(大学・一部学校・郵便局・銀行・薬局・スーパー・町会連合会等) ④地域住民より、センターの名称を聞いたことはあるが役割や事業内容が見えにくいとの声がある</p> <p>地域課題</p> <p>①在宅生活を支援するためのボランティア等の社会資源の情報が支援者にとって十分ではない。 ②権利擁護(高齢者虐待・成年後見制度申請支援)の相談において増加傾向にある複合的な課題を持つ世帯へのアプローチが適切な支援に結び付いていない。 ③センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加しているが、リーダー的役割を担って、地域を牽引するマンパワー(特に若い世代・ボランティア)が不足しており、継続的働きかけが必要である ④センターの活動が地域住民に見えにくいため、広報が必要である</p> <p>目標</p> <p>①弘前市ボランティア支援センターを活用し、ボランティア等の社会資源について、支援者が効果的に活用できるようにする ②8050問題等、積極的に弘前市生活福祉課自立支援室へ相談し、活用を図り、センター及び支援者の対応力が向上する ③認知症について普及啓発、地域状況の理解促進を兼ねて、若い世代のボランティアが活躍できる地域づくりを継続することで、地域を牽引するマンパワーの充足化を図る ④刷新したパンフレットを活用し、広報することで、住民の理解が向上する</p>	

71

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	基本チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	総合事業のスムーズな利用に向けた支援を行う。	制度の説明、基本チェックリストを実施、地域の社会資源を含む情報を提供し、マネジメントをする。	2週間以内			

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	①関係機関、住民組織と連携しやすい関係作りを行う。 ②地域情報の収集・整備を行う。 ③介護予防についての知識を広げ、地域高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを実施する。	①民生委員児童委員協議会定例会など地域の集会に参加する。 ②ア・社会資源等、情報収集してリスト化し、相談時に活用できるようにする。 イ・関係機関、関係者のネットワークについて情報を整理する。 ③既存の住民主体の活動に協力する。	①年4回以上 ②ア・イ 年1回 ③随時				
イ 実態把握	高齢者の孤立・孤独死防止、重度化防止、支援を要する高齢者の早期発見・早期対応を行う。	①高齢者の心身の状況や家族の状況等について実態把握を行う。	①年間150件				
ウ 総合相談	①相談窓口の強化、アウトリーチを継続する。 ②地域住民、関係委員、地域の金融機関、郵便局、医療機関などに、刷新したセンターのパンフレットを活用し、相談窓口の広報活動を行うとともに、パンフレットの反響等、評価する。	①一・大・二大地区、三大地区、文京地区で出張相談(事業名:『高齢者お悩み相談室』)を実施継続する。 ②ア・町会連合会へ参加し配布する。 イ・民児協定例会にて配布する。 ウ・医療機関等パンフレットの設置協力を依頼する。	①年4回 ②ア・随時 イ・4回 ウ・年30カ所				

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	成年後見制度の活用促進	①成年後見制度の広報活動を行い、制度の普及啓発を図る。 ②成年後見制度の活用が必要な場合は、相談、申立てにつながるよう支援する。	①ア・地域高齢者集会、民児協定例会にて広報イ・出張相談(事業名:『高齢者お悩み相談室』)来所者へパンフレットを手渡しする。 ②相談、申立ての支援を行う	①ア・年10回 イ・年4回 ②随時			
イ	老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合には、弘前市の関係部署と連携を図り、対応する。	弘前市関係部署、受け入れ措置施設と連携を図り対応する。	随時			
ウ	高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待に係る通報等を受けた後は、速やかに対応する。	①弘前市の虐待マニュアルに基づき、関係部署と連携を図り対応する。 ②必要に応じて、個別ケース会議を開催、支援方法を検討する。	①②随時			
エ	困難事例への対応	事実確認後、課題を把握し、援助の方向性(支援策)を関係者間で協議する。	地域ケア個別会議を開催、支援を阻害している要因、課題と整理、支援方法を検討する。	随時			
オ	消費者被害の防止	弘前市市民生活センターと連携を図り、電話や窓口にて消費者被害に関する情報を把握し、民生委員、介護支援専門員、在宅介護支援センター、ホームヘルパーなどへ情報提供を行う。	①地域高齢者集会、民児協定例会、などで情報提供、予防啓発する。 ②出張相談(事業名:『高齢者お悩み相談室』)開催時にパンフレット等手渡しする。	①年10回 ②年4回			

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が関係機関とスムーズな連携が出来るよう支援する。	圏域の介護支援専門員のニーズに基づき、『社会資源について』『高齢者虐待について』に関する研修会を企画・実施する。	年2回			
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	①圏域の介護支援専門員と連携を強化する。 ②日常業務について意見交換できる場を設定する。 ③圏域の主任介護支援専門員と連携し、スキルアップ出来る企画を協働で検討、実施する。	①介護支援専門員及び主任介護支援専門員の人数を把握する。 ②地域課題や昨年度介護支援専門員からの要望に基づき『民生委員との意見交換会』を企画・実施する。 ③主任介護支援専門員連絡会を開催。ニーズに基づき、『ストレスとの向き合い方』『8050問題について』勉強会、その他情報交換等を実施する。	①上半期1回 ②年4回(一・大・二・大・三・大・文京地区各地区1回) ③年2回			
ウ	日常的個別指導・相談	地域ケア個別会議を活用し、個別支援の中で、気づきや学びが得られるよう支援する。	介護支援専門員相互、多職種からの助言を得られるよう地域ケア個別会議を開催する。	年7回			
エ	支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員への効果的な支援を行う。	①同行訪問、関係機関とのネットワークを活かし、具体的な支援方針を検討、後方支援を実施する。 ②困難事例については、地域ケア個別会議の活用を提案、実施する。	①②随時			

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	①認知症地域支援推進員として、地域の関係機関、認知症疾患医療センターと連携・ネットワーク作りを行う。 ②認知症初期集中支援チームと連携する。	①ア・圏域内キャラバン・メイト連絡会を実施する。 イ・認知症施策、ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ、認知症高齢者たぐいまサポート事業等について広報する。 ②必要時、チームに支援を相談。訪問支援対象者について、課題を整理し、情報共有、支援協力をする。	①ア・年2回 イ・随時 ②随時				
イ 認知症の人や家族への支援	①認知症の人やその家族、地域住民が集い、学びや情報交換できる場を提供する。 ②認知症の人やその家族に対して、相談・支援を行う。	①ア・認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)を定期開催する。 イ・認知症カフェの振り返り・評価を実施する。 ②事業横断的に認知症地域支援推進員が事業や地域の集会等に参加し、相談を受け、必要時支援を行う。	①ア・年10回 イ・下半期1回 ②随時				
ウ 知識の普及	①認知症サポーター養成講座等について、広報、開催の働きかけを実施。要請に応じて計画・実施する。 ②若い世代に認知症の理解を広げ、地域の高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを企画・実施する。	①認知症サポーター養成講座を開催する。 ②認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)、認知症サポーターステップアップ講座(高齢者たぐいまサポート訓練)など企画運営を協働で実施。	①ア・年5回以上 イ・目標人数100人 ②随時				

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議は定期開催と随時開催を設定。個別支援と地域課題の抽出を図る。 ②地域ケア推進会議は、目的別に関係者を招集し実施する。 ③地域住民、民生委員等関係組織に会議参加の呼びかけを行う。 ④積極的に自立支援に向けたケースの検討を促す。	①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議 ③地域の関係組織、会議参加者に趣旨説明を丁寧に行う。 ④圏域の介護支援専門員へ呼びかけを行う。	①年7回 ②年5回 ③④随時				

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

【地域課題】

【地域での対応方針】

【市、関係団体への提言】

(様式第1号)

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

職員配置 (R.3.4.1現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	1 人	ランチ数
	社会福祉士	2 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	2 人	2 箇所
	主任ケアマネ	2 人			

令和 3 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 3 年度目標に対する取り組みの評価
<p>地域の実態</p> <p>①住民や民生委員より、認知症カフェや認知症サポーター養成講座を知らない人が多いとの意見がある。</p> <p>②住民や民生委員及び介護支援専門員より、認知症について理解していない人が多いとの意見がある。</p> <p>③介護支援専門員より、認知症高齢者の服薬や金銭の管理の対応に苦慮するとの意見がある。</p> <p>④病院や介護支援専門員等より、1人暮らし高齢者の緊急時対応を心配する意見が多く挙げられている。</p>	
<p>地域課題</p> <p>①②住民の認知症についての理解が不足しているので、認知症の啓発が必要である。</p> <p>③④住民や介護支援専門員等が医療職の助言提案を受けていない場合が多いことや、意見交換する機会が少ないことから、医療と福祉の連携強化が必要である。</p>	
<p>目標</p> <p>①地域包括支援センターを、高齢者に関する相談窓口として住民が理解、活用できるように広報活動を強化する。</p> <p>②関係機関とのネットワークを活用して座談会や研修会を開催し、医療と福祉の連携強化を図る。</p> <p>③住民が認知症サポーター養成講座や認知症カフェを活用できるように広報活動を強化する。</p>	

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェックリスト該当者に係る ケアマネジメント	介護予防日常生活支援総合事業について説明し、本人の自立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるよう支援する。	①必要な方が総合事業を利用できる様に、圏域内の様々な場所に総合事業の周知をする。 ②希望者には基本チェックリストを実施し該当者には適切な支援を行う。	①20ヶ所以上に年1回 ②受付から1週間以内				

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	関係機関、住民組織と顔の見える関係づくりをする。	①民生委員・児童委員定例会へ参加する。 ②関係機関と地域住民向けの座談会を実施する。 ③関係機関と共に既存の住民主体の活動に参加する。	①豊田地区、東地区、堀越地区、石川地区に年1回 ②年4回 ③年3回				
イ 実態把握	①支援を要する高齢者の早期発見に向けたネットワークの構築を図る。 ②支援を要する高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握をして、早期に必要な支援をする。	①ア圏域内の関係機関に実態把握の説明をし、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼する。 ①イ在宅介護支援センターと共に住民対象に介護者教室を開催する。その際に気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センター若しくは在宅介護支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼する。 ②相談を受け付けたら、速やかに訪問して実態把握する。	①ア20ヶ所以上に年1回 ①イ年2回 ②1週間以内、年150件				
ウ 総合相談	様々なネットワークを通じて相談受付ができるように、地域包括支援センターの宣伝を強化して、住民に対して地域包括支援センターの周知を図る。	圏域内の関係機関に地域包括支援センターの事業を説明し、パンフレットの設置を依頼する。また、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼する。	20ヶ所以上に年1回				

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	成年後見制度の活用促進	パンフレットで周知しつつ、医療と福祉関係者を対象とした研修会を開催して理解を深める。	①関係機関に制度の説明をする。 ②医療と福祉関係者を対象に研修会を開催して制度の理解を深める。また活用促進を図る。 ③制度の利用が必要な事例に対しては、申し立ての支援をする。	①20ヶ所以上に年1回 ②2回 ③随時			
イ	老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合は、弘前市の関係部署と連携を図りながら対応する。	①関係機関に地域包括支援センターの周知を行い、気になる高齢者を把握した際の連絡について協力を依頼する。 ②相談に対しては関係部署と連携を図りながら対応する。	①20ヶ所以上に年1回 ②随時			
ウ	高齢者虐待への対応	高齢者虐待防止の周知を図る。	①イの①に同じ ②虐待通報があった場合は、高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応をする。	①イの①に同じ ②随時			
エ	困難事例への対応	①速やかに事実を確認、関係者で協議し対応する。 ②圏域内の介護支援専門員が困難事例に対応するために地域ケア会議を活用できる体制を整備する。	①地域ケア会議を活用し個別課題の解決と対応力の強化を図る。 ②介護支援専門員に地域ケア会議の活用を呼びかける。	①随時 ②全居宅介護支援事業者に対して随時			
オ	消費者被害の防止	消費者被害に関する最新の情報を把握し、住民に伝達する体制をつくる。	①市民生活センターから最新の情報を得て、住民組織に提供する。 ②気になる高齢者を発見した際は、市民生活センターを紹介する様に関係機関に協力を依頼する。 ③消費者被害に関する相談には、市民生活センターと連携して対応をする。	①豊田地区、東地区、掘越地区、石川地区に年1回 ②関係機関 20ヶ所以上 ③随時			

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	介護支援専門員に必要な関係機関との連携体制を構築する。	①圏域内の主任介護支援専門員と介護支援専門員を把握する。 ②介護支援専門員が中心となって、連絡会で取り上げる内容を決定、開催する。	①9月まで ②年5回			
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	①介護支援専門員のネットワークを活用して、地域ケア会議を開催する。 ②圏域内の介護支援専門員と連携して、圏域内の介護支援専門員がスキルアップできる企画を検討、実施する。	①介護支援専門員に地域ケア会議の内容について説明する。 ②介護支援専門員連絡会で、事例検討、勉強会、情報交換、意見交換を行う。必要に応じて、連絡会の内容に応じた専門機関等にも参加と協力を仰ぐ。	①年4回 ②年5回			
ウ	日常的個別指導・相談	専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できる様に支援する。	①担当者を書面で通知する。 ②ケアプランの指導や助言、サービス担当者会議の開催を支援する。	①5月まで ②随時			
エ	支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員が抱える支援困難事例について、関係機関と連携して支援する。	各専門機関や関係機関と連携して課題を整理して具体的な支援方針を検討する。また、必要に応じて地域ケア会議を開催して、個別課題の解決と対応力の強化を図る。	随時			

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	関係機関との連携	認知症地域支援推進員として、地域や関係機関との連携・ネットワークづくりを行う。	関係機関に認知症ケアバス、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ、認知症サポーター養成講座、介護者教室の説明をする。更に気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターに連絡もしくは地域包括支援センターを紹介してもらえる様に協力を依頼する。	20ヶ所以上に年1回			
イ	認知症の人や家族への支援	認知症について情報交換や相談ができる他、学びの場として認知症カフェを開催する。	①認知症カフェを開催する。 ②介護者教室を開催する。	①年4回 ②年2回			
ウ	知識の普及	認知症サポーター養成講座の開催団体の拡大を図る。	①認知症サポーター養成講座を周知する。 ②認知症サポーター養成講座を開催する。	①20ヶ所以上に年1回 ②3回開催。90名養成			

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援 と地域課題の把握	地域ケア個別会議は定期開催と 随時開催を設定して、地域課題 の抽出と個別の支援をする。	①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議	①6回 ②3回				
7 地域包括支援センターで把握した地域課題							
【地域の実態】							
【地域課題】							
【地域での対応方針】							
【市、関係団体への提言】							

(様式第1号)

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

職員配置 (R.3.4.1現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	2 人	ランチ数
	社会福祉士	1 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1 人	2 箇所
	主任ケアマネ	1 人			

令和 3 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 3 年度目標に対する取り組みの評価
<p>地域の実態</p> <p>1)一切かかわりたくないと身内から拒否される事例が発生している。 2)急に食べなくなった、寝て起きられなくなった、幻聴幻覚の症状が出ている等、重度化してからの相談が増えている。また、行方不明の事例が発生した。 3)圏域介護支援専門員から、事例が少ない病気や制度について理解不足の為、医療とどうかかわっていいかわからない。また、訪問看護を上手く活用できていないと意見が聞かれた。 4)民生委員より、包括や圏域事業所と顔の見える関係作りがしたいと意見が出ている。 5)感染症の影響で、集まって行う事業や会議の多くが開催できない状態となった。 6)介護に理解が無いことで、家族内で特定の人に介護が集中し、負担が大きくなっている。</p> <p>地域課題</p> <p>1)身寄り、保証人、引き受け人がいない、緊急連絡先が不明で施設入所がスムーズにいかない。 2)認知症、病気についての理解が乏しく、早期の相談に結びつかない。センター事業周知不足。 3)圏域居宅介護支援事業所(包括支援センター含)と医療や訪問看護との連携が弱い。 4)民生委員の交代があったが、コロナ禍で信頼関係が築けていない。 5)会議や事業の開催可否が、コロナ禍に左右されてしまう。 6)介護負担が大きくなることで、虐待等に繋がる危険性がある。</p> <p>目標</p> <p>1)各関係機関と連携強化を図る。 2)認知症サポーター養成講座・ただいまサポートを積極的に周知する。(学校、企業、町内会等) 3)専門職同士(包括、地域連携室、訪問看護、地域ケアマネ)が交流できる場を設定し、働きやすい環境を整備する。 4)民生委員と圏域事業所等との交流の場を設定する(勉強会実施)。 5)パンフレットの設置場所を拡大する。(スーパー、郵便局、銀行等) 6)オンラインでの研修や会議開催に向けて、関係機関と連携を図る。 7)介護者やその家族へ勉強会や相談会を開催する。</p>	

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	基本チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	事業所、民生委員、町会長等との連携を図り、対象者の状態把握に努める。 (コロナ禍で自宅に閉じこもるケースもあり、心身の機能低下や認知症状の悪化が懸念される為)	評価、モニタリング等を通し、心身の状態把握を行う。 (サービス利用中断されているケースを含む)	都度 (相談受付・対応時)			R 4 年度の計画、取組

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	成年後見制度の活用促進	1)相談者に分かりやすい説明ができる知識を習得する。 2)制度の普及啓発活動を継続する。	1)成年後見制度、意思決定支援など権利擁護に関する研修へ参加する。 2)話題提供できる資料を持参し、各会議や集会等で広報する。	1)2回 2)3回			
イ	老人福祉施設等への措置の支援	弘前市担当課、関係機関との連携をさらに強化し対応を図る。	措置の必要性の要否を随時、市と確認しながら対応する。	・随時			
ウ	高齢者虐待への対応	1)速やかに市やその他機関等と綿密な連携を図る。 2)虐待に関する知識普及のため、地域住民や圏域事業所へ広報を行う。 3)西部圏域の社会福祉士のスキルアップを図る。	1)虐待対応時は市と密に連携を図り対応する。 2)会議等でチラシを配布して虐待防止に関する研修依頼を募り、企画立案する。 3)社会福祉士名簿を活用し、顔合わせや勉強会を企画する。	1)随時 2)2回 3)1回			
エ	困難事例への対応	1)関係機関との連携を強化し、役割分担を明確にする。 2)関連制度について知識習得する。(包括職員のスキルアップ)	1)包括内カンファレンスで問題や課題を整理し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催して支援策を検討する。 2)参加形式問わず、各種研修会へ参加する。	1)随時 2)随時			
オ	消費者被害の防止	情報の周知を図り、早期発見に努める。	・消費生活センターの研修参加や、インターネットも活用して情報収集し、得た情報は実態把握時や情報共有システム等、様々な機会を活用して提供する。	・随時			

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	各関係機関が切れ間なく支援できる連携体制を構築する。	1) 地域ケア推進会議を開催する。 2) 実態把握を実施し、地域の声を聴く。 3) 各関係機関へ個別訪問を行い、意見交換を行う。	1) 3回 2) 随時 3) 随時			
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	1) 圏域拡大に伴い、新しい地区の介護支援専門員の状況を把握し、連携を強化していく。 2) ネットワークの構築と地域課題把握など行う。	1) 圏域の主任介護支援専門員、介護支援専門員の人数等を把握し、名簿を作成する。 2) 西部圏域のケアマネ連絡会や勉強会に参加して、情報交換・情報収集をする。 ・各事業所のオンライン環境を確認する。	1) 年2回 2) 年2回 ・随時			
ウ	日常的個別指導・相談	介護支援専門員へのサポートができる体制を作り、個別指導や相談しやすい環境を作る。	・定期的に圏域の居宅介護支援事業所へアウトリーチし、介護支援専門員の声を聴く。 必要に応じて、事例検討会を開催する。 ・包括支援センターが後方支援できることを伝える。	随時 年1回			
エ	支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員の支援の幅が広がる様、指導、助言していく。	地域ケア個別会議など様々な会議等で支援や個別での相談に応じていく。	個別ケア会議 6回 ケアマネ連絡会参加 2回 随時			

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	1)認知症地域支援推進員の活動を強化する。 2)各関係機関とのネットワーク強化。 3)認知症初期集中支援チームとの連携を強化する。	1)包括内推進員ミーティングを実施し、情報共有や勉強会等の企画を行う。 2) ・認知症地域支援推進員連絡会や研修へ参加する。チームオレンジは行政と連携して対応する。 ・圏域企業等へ弘前市認知症ガイドブック概要版と包括パンフレットを配布し、周知を図る。 3)初期集中支援チームと密に情報共有する。	1)年4回 2) ・適宜 ・適宜 3)随時				
イ 認知症の人や家族への支援	1)認知症の人と家族の会と連携を強化する。 2)認知症が重症化する前の、早期からの支援に繋げていく。	1)認知症の人と家族のつどいへ参加し、情報共有、情報収集を行う。 2)認知症状で生活に困っている方の情報収集を行い、訪問して認知症に関する各種事業等の情報提供を行う。	1)2回 2)適宜				
ウ 知識の普及	1)認知症サポーター養成講座を実施し、認知症サポーターを増やす。 2)認知症サポーターのフォローアップを行う。	1) ・各町会や団体、学校や企業等へ訪問し、オンライン開催の選択肢も追加して周知する。 ・認知症サポーター養成講座を開催する。 2)認知症ステップアップ講座を開催する。	1) ・随時 ・3回 (20名程度) 2)1回 (10名程度)				

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	1)前年度挙げた課題を分析し、課題解決に向けた取り組みを行う。 2)地域ケア個別会議を通して、課題の把握に努める。 3)西部圏域ケアマネ連絡会が開催する研修への参加と連携。 4)ふれあい介護者教室・座談会の補助。 5)多様な開催手法を検討し参加機会を確保する。	1)地域ケア推進会議 ・地域づくりの検討 ・地域課題整理 2)地域ケア個別会議 3)地域の現状を把握する。 4)運営、企画の支援を行い、地域住民の声を聴く。 5)関係機関と連携し、オンラインでの開催ができる環境を作る。	1) ・2回 ・1回 2)6回 3)2回 4)2回 (岩木地区、東目屋地区) 5)2回以上				

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

【地域課題】

【地域での対応方針】

【市、関係団体への提言】

(様式第1号)

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

職員配置 (R.3.4.1現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	4 人	ランチ数
	社会福祉士	3 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1 人	1 箇所
	主任ケアマネ	2 人			

令和 3 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 3 年度目標に対する取り組みの評価
<p>地域の実態</p> <p>①民生委員や薬剤師より、認知症の人が地域で増えているが、うまく受診や介護サービスに結び付いていないため困っているという意見がある。</p> <p>②キーパーソン不在の高齢者の金銭管理の担い手がいない。家族関係が希薄で急変時や入院時に家族の連絡先がわからないため関係機関からの相談が多い。</p> <p>地域課題</p> <p>①地域住民が認知症の人の対応に苦慮しているため、認知症を理解した地域の支援者を増やす必要がある。</p> <p>②キーパーソン不在の高齢者が、適切な制度に繋がるまでの間、金銭管理やライフラインを維持するための支援体制を整える必要がある。</p> <p>目標</p> <p>①地域住民が認知症を理解し正しい対応ができるように、認知症カフェを企画する。</p> <p>②キーパーソン不在の高齢者の見守りや支援することができるネットワークを作る。</p>	

89

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)						
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
基本 チェックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	総合事業の対象者へ内容説明を行い、迅速に対応する。	相談者へ基本チェックリストを実施し、社会資源を含めた適切なサービス利用の支援を行う。	相談受付後2週間以内			

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	各地区の民生委員、医療、介護の関係者とスムーズに連携できるよう関係作りを行う。	①民生委員定例会に出席する。 ②介護支援専門員と地域住民との交流が図れるよう地域ケア個別会議、推進会議を開催する。 ③地域の社会資源をまとめて介護支援専門員に情報提供する。	①年5回 ②地域ケア個別会議年7回 推進会議年2回 ③上半期中				
イ 実態把握	支援を要する高齢者の発見、対応を行う。必要時にすぐ対応できるよう緊急連絡先の把握や安心カードの活用促進。	在宅介護支援センターやシルバーハウス援助員と協力し実施。	ランチ・シルバーハウス会議：年2回				
ウ 総合相談	①相談窓口としての機能を多方面でPRする。 ②相談対応は、迅速に行い、困難ケースは職員間で情報共有、専門性を生かした対応を検討する。	①民生委員定例会、各会議、出前講座でPRする。 ②研修に参加し知識やネットワークを広げる。	①包括のパンフレット配布：300部以上 ②随時				

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	成年後見制度の活用促進	①成年後見制度の相談時や必要と判断されるケースには、関係機関と連携しスムーズに活用できるよう支援を行う。 ②成年後見制度の理解を深め、各会議でPRを行う。	①関係機関を招集し、支援方法の検討、申し立て支援を実施。 ②民生委員定例会やGH運営推進会議などで成年後見制度のPRを行う。	①随時 ②民生委員定例会5か所、GH6か所他			
イ	老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した際は、市の関係部署と連携し対応する。	情報の確認を行い、市の指示に従い関係施設と連携し支援する。	随時			
ウ	高齢者虐待への対応	①高齢者虐待防止対応マニュアルに沿って対応する。 ②地域住民へ包括が高齢者虐待相談窓口であることをPRする。	①情報収集と事実確認を迅速に行い、関係機関と連携し対応する。 ②民生委員定例会や出前講座などで包括のPRを行う。	①随時 ②民生委員定例会5回 出前講座依頼時			
エ	困難事例への対応	①地域ケア個別会議を開催し課題の整理と支援策を検討する。 ②三職種で困難な事例について情報共有し専門性を生かして対応する。	①困難事例の地域ケア個別会議を開催。 ②相談内容を三職種で共有し、専門的な助言を出し合い主担副担で対応する。	①地域ケア個別会議定例7回と随時 ②朝のミーティング時と都度			
オ	消費者被害の防止	市民生活センターや弘前警察署と連携し、地域住民や居宅、介護サービス事業所へ消費者被害のパンフレットを配布し注意喚起する。	民生委員定例会や出前講座、各連絡会などで注意喚起する。	民生委員定例会5回 出前講座依頼時、介護支援専門員、GH連絡会開催時			

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が地域住民や関係機関と連携できる体制を作る。	①地域ケア会議の出席者と顔の見える関係を作る。 ②地域の社会資源をまとめて介護支援専門員に情報提供する。	①地域ケア個別会議年7回 推進会議年2回 ②上半期中			
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	圏域介護支援専門員が中心になり、勉強会や情報交換の場を企画できるように支援する。	「高齢者等の見守り体制のしくみ」と「福祉避難所について」の勉強会と、多職種交流会を開催する。	圏域介護支援専門員連絡会年4回			
ウ	日常的個別指導・相談	自立支援型地域ケア個別会議を開催し介護予防ケアマネジメント力向上に努める。	介護支援専門員の軽度者のケアプランを検討する。	自立支援型地域ケア個別会議年7回			
エ	支援困難事例等への指導・助言	支援困難な事例について三職種で情報共有し適切な助言を行う。必要時は同行訪問やケース会議を開催し支援策を検討する。	相談内容を三職種で共有し、専門的な助言を出し合い助言を行う。困難事例のケース会議を開催。	随時			

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	地域住民やサービス事業所など関係機関と協力し、認知症カフェを企画。	認知症カフェの企画。	年2回				
イ 認知症の人や家族への支援	認知症の人や家族が、情報交換できる場を設定する。	認知症カフェの企画。	年2回				
ウ 知識の普及	①認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターを増やす。 ②認知症サポーターステップアップ講座の開催。 ③地域住民へ知識の普及を図る。	①認知症サポーター養成講座の開催。 ②認知症サポーターステップアップ講座の開催。 ③民生委員定例会や出前講座。	①年3回 受講者50名 ②年1回 受講者20名 ③年5回				

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①圏域の介護専門員に声掛けし、定期的に地域ケア個別会議を開催し、自立支援や個別ケースの課題を整理し、地域課題候補を抽出する。 ②地域ケア推進会議を開催し、多職種と連携し地域の課題を明確化する。	①自立支援型または支援困難事例の地域ケア個別会議の開催。 ②地域ケア推進会議の開催。	①定例7回と随時 ②年2回				
7 地域包括支援センターで把握した地域課題							
【地域の実態】							
【地域課題】							
【地域での対応方針】							
【市、関係団体への提言】							

(様式第1号)

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

職員配置 (R.3.4.1現在)	保健師	1 人	予防給付プラン担当	2 人	ランチ数	4 箇所
	社会福祉士	2 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	0 人		
	主任ケアマネ	1 人				

令和 3 年度の活動方針(地域課題・目標)

令和 3 年度目標に対する取り組みの評価

地域の実態

- ・県外などで働いていた方が高齢期になり地域に移住もしくはUターンしてきた場合、古くから住んでいる地元住民との関係が上手く形成できず、地域のなかで孤立してしまう。
- ・相談先としての地域包括支援センターの地域住民への認知が十分ではない。
- ・地域包括支援センターと各地区民生委員との連携が上手く機能していない。
- ・親世代の高齢化に伴い、障がいと思われる子の問題が表出するケースが増えている。
- ・ハード、ソフトの両面において社会資源に乏しい。

地域課題

1. 特に独居高齢者世帯については、地域のなかで孤立、引きこもり状態になっても相談や支援に繋がりにくい状態であるため、未把握の高齢者世帯の実態把握推進が必要。
2. 介護や認知症などの相談先が良く分からないとの声が地域住民から出ており、地域に向けて地域包括支援センターの事業周知を進めていく必要がある。
3. 高齢者世帯については、子の障がいなどの複合的な課題を抱えているケースの表出も増えてきているため、相談や訪問の際には家族や家庭の状況を的確に把握したうえで対応する必要がある。

目標

1. 地域の高齢者世帯の実態把握を推進するため、令和2年度末時点で訪問実績のない高齢者世帯の実態把握を年間192件実施する。
2. 民生委員との積極的な支援連携や民生委員児童委員協議会定例会への定期的な出席機会を設けるなどしながら、民生委員に対する地域包括支援センター事業の理解促進とネットワーク基盤の構築を図る。
3. 複合的課題を抱えている世帯を早期発見し、適切な専門機関への繋ぎや連携を図れるよう、世帯を家庭全体として捉える視点でのアセスメントも進めていく。

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 ア チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	心身機能の維持向上を図れるよう、適切なケアマネジメントを行うことで総合事業の利用支援を行う。	アセスメントによる対象者の状態把握、基本チェックリストの実施、サービスの利用支援、効果的なケアマネジメントの提供。	相談内容に応じて適宜対応				

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

2. 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)								
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	地域におけるネットワーク構築	1. 民生委員との連携基盤の整備。 2. 地域に存在する個人商店等の社会資源との連携を図るためのネットワーク構築。	1-①民生委員児童委員協議会定例会への出席。 1-②必要に応じて困難ケース等への支援連携の働き掛けを行う。 1-③支援対象者に関する必要な情報の共有。 2-①センター事業の内容説明とパンフレット設置の依頼。 2-②パンフレット設置先の定期訪問による情報収集の実施。	1-①:各 地区年2回以 上 1-②:随時 1-③:随時 2-①:4月 2-②:10 月、他随時				
イ	実態把握	1. 地域の高齢者実態の把握。 2. 潜在的な地域ニーズの抽出。	1. 地域の高齢者実態を適切に把握するため、未登録高齢者世帯の実態把握を進める。 2. 在介連携会議で未登録高齢者の実態把握内容や個別ケースに関する情報共有を行い、潜在的な地域ニーズの抽出に繋げる。	1. 包括、各 ランチとも 年間50件。 うち未登録 高齢者世帯 は包括が年 間96件、各 ランチが 年間24件。 2. 毎月				
ウ	総合相談	1. 地域に向けた地域包括支援センターの事業理解と周知の推進。 2. 定期的な出張相談の実施による相談機能の強化を図る。	1. 地域の商店などの他、出張所、公民館、郵便局など地域住民が日常的に利用する施設を中心にパンフレット設置を進める。 2-①高杉公民館と共催で開催する『思い出のうたでイキイキ体操教室』での出張相談の併設。 2-②認知症カフェ(事業名:北部圏域カフェ)での出張相談の併設。	1. 4月、10 月 2-①:5月、 7月、9月、 11月、1月、 3月に実施。 2-②:1月 (新和地 区)、2月 (高杉、船 沢地区)、3 月(裾野地 区)				

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	成年後見制度の活用促進	1. 成年後見制度の利用が必要と判断されるケースの申立支援を推進する。 2. 成年後見制度の活用促進に繋がられるよう、地域の介護支援専門員を対象とした成年後見制度理解のための勉強会を実施する。	1. 相談ケースにおいて成年後見制度の必要性が高いと判断されるものについては、家族等へ制度の利用について相談しながら申立てに繋げる。 2. 北部圏域ケアマネ会議にて勉強会を実施。	1. 随時 2. 8月			
イ	老人福祉施設等への措置の支援	行政関係部署と連携して対応する。	要措置と判断される事案が発生した場合には、行政関係部署へ報告、相談のうえ、必要な対応を速やかに行う。	事案発生時			
ウ	高齢者虐待への対応	『弘前市における養護者による高齢者虐待防止対応マニュアル』に基づき対応する。	高齢者虐待に関わる事案が発生した場合には、行政関係部署と連携しながら、マニュアルに基づいた対応を速やかに行う。	事案発生時			
エ	困難事例への対応	関係機関等とも連携しながら、必要な対応や支援を行う。	困難事例については、三職種会議にて状況や情報の整理を行い、必要に応じて行政や関係機関等とも連携した対応や支援を実施する。	随時			
オ	消費者被害の防止	1. 市民生活センターより情報収集を行い、地域住民等へ消費者被害の情報を発信することで被害の未然防止を図る。 2. 消費者被害の相談があった場合には、市民生活センター等の関係機関と連携して対応する。	1. 市民生活センターから消費者被害に関する情報があった場合、町会や民生委員、介護支援専門員へ情報提供する。 2. 消費者被害の相談があった場合には、市民生活センターと連携した対応を行う。	1. 随時 2. 随時			

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	介護支援専門員等の専門職、民生委員、町会など、地域全体としての連携体制の構築を推進する。	地域全体での連携体制構築の推進に向け、地域ケア会議への民生委員、町会長等の地域関係者の出席を積極的に働きかける。	地域ケア個別会議:5月、7月、10月、12月 地域ケア推進会議:9月、2月			
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	主として北部圏域で活動する介護支援専門員が相互に情報交換や勉強会、困りごとについて話し合いができる機会を設定し、地域における介護支援専門員の連携強化を図る。	北部圏域ケアマネ会議を定期的で開催することで、地域の介護支援専門員の情報交換や学びの場となるような機会を設定する。	4月、8月、11月、1月			
ウ	日常的個別指導・相談	1. 主任介護支援専門員(包括三職種)と地域の介護支援専門員のラポール形成を推進する。 2. 地域ケア会議や北部圏域ケアマネ会議での事例検討や情報交換を通じ、地域の介護支援専門員に対する後方支援に取り組む。	1. 北部圏域で活動する介護支援専門員との地域ケア会議や北部圏域ケアマネ会議での関わりを通じ、主任介護支援専門員(包括三職種)と地域の介護支援専門員との連携体制の強化を図る。 2. 地域ケア会議や北部圏域ケアマネ会議での個別事例の検討等を通じ、必要な後方支援を行う。	地域ケア個別会議:5月、7月、10月、12月 地域ケア推進会議:9月、2月 北部圏域ケアマネ会議:4月、8月、11月、1月 2. 同上			
エ	支援困難事例等への指導・助言	地域の介護支援専門員から相談のあった困難事例等について、地域ケア個別会議を活用した個別事例の検討機会を提供する。	北部圏域ケアマネ会議等を活用し、地域の介護支援専門員が担当する困難事例等の相談受付を行うことで、必要に応じて地域ケア個別会議等の検討機会を提供する。	随時			

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)							
項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	1. 必要に応じて精神科病院や認知症疾患医療センター等と連携して認知症患者への支援を行う。 2. 他圏域の地域包括支援センター等の認知症地域支援推進員と連携しながら、地域の認知症支援の充実を図る。	1. 受診に繋がらないケース等について、精神科病院や認知症疾患医療センターへ相談しながら支援する。 2. 認知症地域支援推進員会議へ出席することで連携強化を図る。	1. 随時 2. 随時				
イ 認知症の人や家族への支援	1. 家族、地域住民を対象とした認知症関連の勉強会を開催する。 2. 相談窓口としての機能及び連携の強化。	1. 認知症カフェ(事業名:北部圏域カフェ)において認知症関連の勉強会を実施。 2-①『認知症の人と家族の会』への参加を通じて、認知症関連相談の受付を行う。 2-②認知症カフェ(事業名:北部圏域カフェ)や地域イベントでの出張相談の実施。	1. 1月(新和地区)、2月(高杉、船沢地区)、3月(裾野地区) 2-①:参加予定に準じて実施 2-②:1月(新和地区)、2月(高杉、船沢地区)、3月(裾野地区)				
ウ 知識の普及	地域における認知症サポーターの養成。	北部圏域での認知症サポーター養成講座の開催。	年1回以上(目標値:10名)				

令和 3 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和 3 年度計画	R 3 年度計画内容		R 3 年度実績		課題・評価	R 4 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	1. 地域ケア会議を通じた潜在的な地域課題の抽出。 2. 日常業務を通じた地域課題の抽出と把握。	1. 地域ケア会議への地域関係者の出席を推進することで、潜在的な部分も含めた地域課題の抽出を図る。 2. 三職種会議において、相談ケースの整理、分析を行うことで地域課題を抽出する。	1. 地域ケア個別会議:5月、7月、10月、12月 地域ケア推進会議:9月、2月 2. 随時				

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

【地域課題】

【地域での対応方針】

【市、関係団体への提言】

地域ケア会議について

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

具体的には、地域包括支援センター等が主催し、

- 医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。
- 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。
- 共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる。

地域包括支援センターでの開催
(高齢者の個別課題の解決)

○多職種の協働による個別ケース(困難事例等)の支援を通じた

- ①地域支援ネットワークの構築
 - ②高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援
 - ③地域課題の把握
- などを行う。

《主な構成員》
自治体職員、包括職員、ケアマネジャー、介護事業者、民生委員、OT、PT、ST、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士その他必要に応じて参加

※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加

地域課題の把握

地域づくり・資源開発

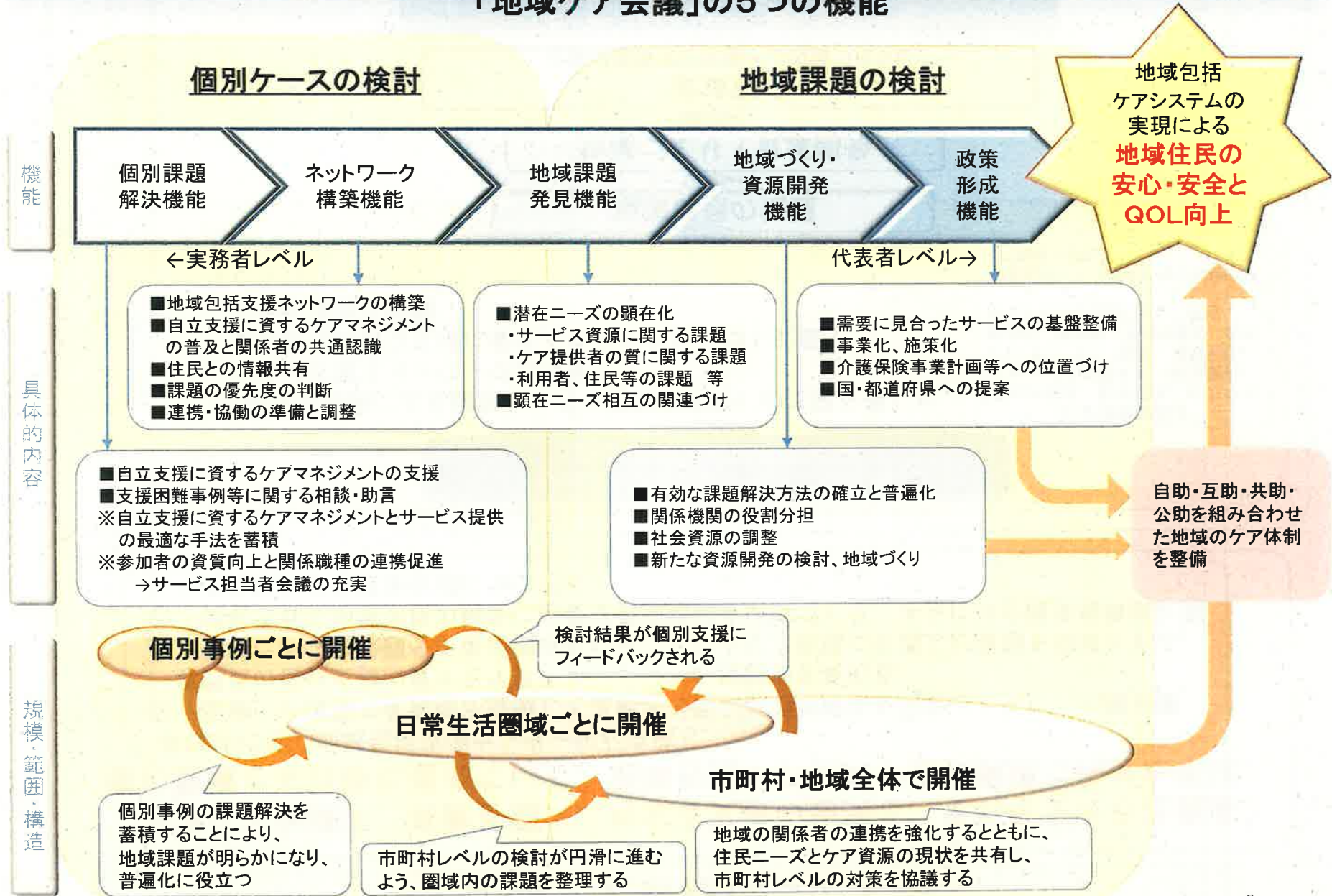
政策形成

介護保険事業計画等への位置づけなど

市町村での開催

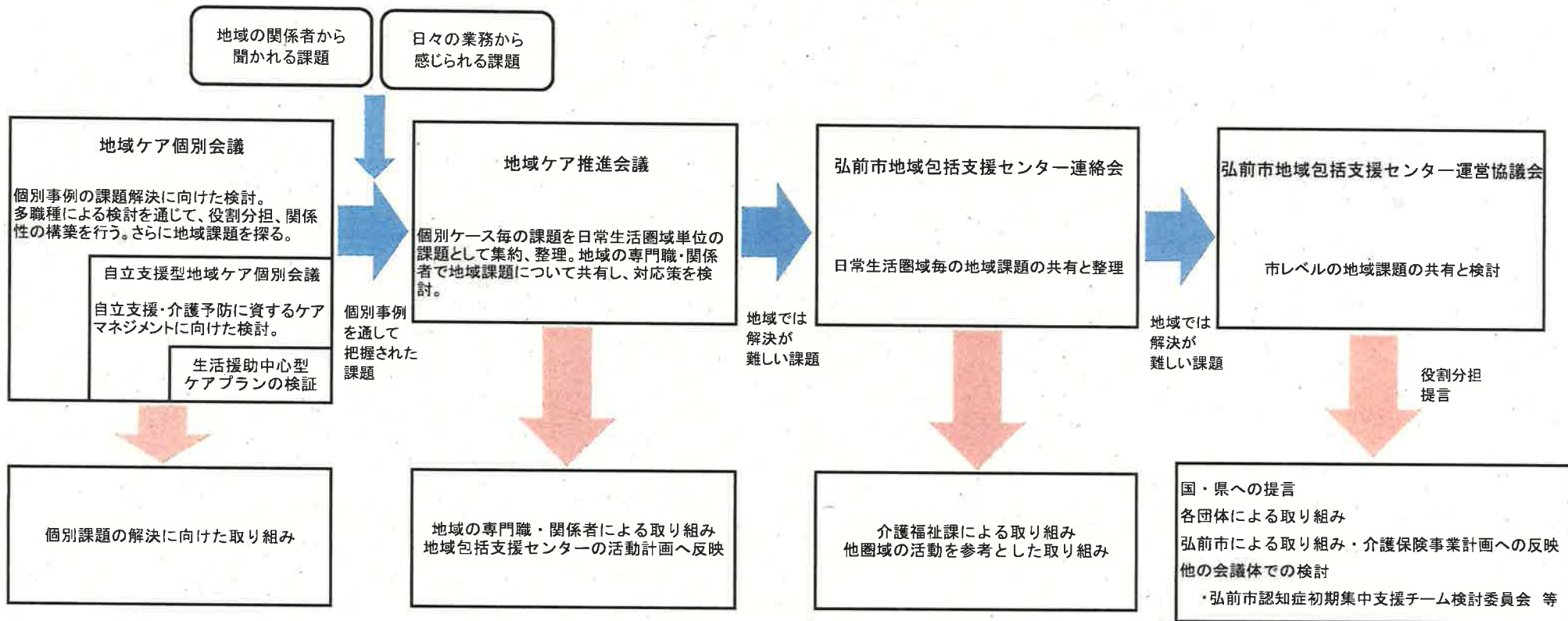
(地域課題を解決するための社会基盤の整備)

「地域ケア会議」の5つの機能



※地域ケア会議の参加者や規模は、検討内容によって異なる。

弘前市の地域ケア会議の体系図



高齢者個人に対する支援の充実

社会基盤の整備

地域で尊厳のあるその人らしい生活の継続

令和2年度に把握した地域課題・取組方針

	地域の実態	地域課題	地域での対応方針	市、関係団体への提言	レベルの地域課題と市での取り組み方
第一包括	<p>①認知症を背景とした、近所トラブル・徘徊後行方不明・物とられによる公的機関への通報などが続出しているが、当事者が受診を拒否するケースが多く個別支援に苦慮している。</p> <p>②マンション入居者の高齢化に伴い、活動性が低下し閉じこもりがちになり住民同士のかかわりが希薄化している。</p> <p>③ペットの引き取り先がないために、入院・入所を拒否するケースがある。また、入所後の自宅に猫が繁殖し近所から苦情が出ている。</p> <p>④入院患者の面会制限の影響で、高齢者世帯の見取りが増えているが、生活スタイルや状態の変化を受け止めて対応することが難しく、支援者の強力なサポートが必要となっている。</p>	<p>①高齢者世帯が多く早期に認知症症状に気づくことができないため、早期相談に結び付かない。</p> <p>②マンション入居者が、孤立化し問題が顕在化しにくい状況がある。</p> <p>③地域や飼い主の飼育に関する知識不足がある。また、一時預かりや保護団体などの情報が不足している。</p> <p>④老々介護での見取りは、支援者の強力なサポートが必要となっている。</p>	<p>①コロナ禍でも対応できる認知症カフェの再開や、若い世代も含めた認知症サポーター養成講座やたぐいまりサポート訓練などを引き続き実施する。</p> <p>②居場所を増やすことで、問題を早期に把握し孤独感が解消され閉じこもり防止につなげることができるようにする。</p> <p>③「これからノート」のペット欄の活用を圏域介護支援専門員や包括職員で促し意識づけする。また、地域に対し行政と協力し広報活動を行う。</p> <p>④介護支援専門員が事業所を越えて相談しやすい環境づくりや、地域住民・医療・介護・保健・福祉の専門職等との連携を強化する。</p>	<p>①ペットの正しい飼育方法について広報や出前講座などで周知していただきたい。</p> <p>→要望①</p> <p>②ペットの一時預かりや保護団体の情報を集約し公開していただきたい。</p> <p>→要望②</p>	<p>【市レベルの課題】</p> <p>①相談支援体制の強化（R元年度からの継続課題）</p> <p>②医療介護連携（新規）</p> <p>③多様な社会資源の開発（R元年度からの継続課題）</p> <p>④一人暮らしや身元保証人等がない高齢者への支援体制が不十分（H30年度、R元年度からの継続課題）</p>
第二包括	<p>・認知症による被害妄想出現やそれによる他者への迷惑行為が多くなっている。また、外出時の自己管理能力低下によるトラブルの危険性も多くなっている。</p> <p>・介護者が高齢化しており、介護力は弱くなっている。また、介護の介入へ消極的な家族の例や介護者就労のため支援者不在の症例が増えている。</p> <p>・病識の欠如、身体機能低下傾向、転倒リスクの高さ、引きこもり状態になっている例が多くなっている。</p>	<p>・認知症高齢者を地域で支えるための地域づくりや体制構築が必要。</p> <p>・認知症に対する知識の普及を図る必要がある。</p> <p>・相談内容が複合的・多様化してきているため行政サイドとして内容に沿った振り分け機能の役割をもつ窓口が必要。</p> <p>・緊急時の支援体制を構築する必要がある。</p> <p>・健康増進の重要性について地域住民・関係機関へ啓発していく必要がある。</p>	<p>・地域住民の認知症に対する知識を深め対応力を向上させる必要がある。</p> <p>・複合化・多様化している相談に対して、地域の高齢者を支える支援者が相談できる機関を知る必要がある。</p> <p>・地域住民のフレイル予防への関心を高める。</p>	<p>・支援を拒否し相談窓口にもつながらない高齢の親に対して、虐待者となってしまっている引きこもりや精神疾患の子供をどうするのか、自治体レベルで検討が必要である。</p> <p>→課題①</p> <p>・重層的な課題を抱える家族等への総合的（複合的）な支援対応窓口の設置が必要。《（高齢・障害・児童）（ダブルケア・8050）》</p> <p>→要望③</p>	<p>【市への要望】</p> <p>①ペットの正しい飼育方法についての周知</p> <p>②ペットの一時預かりや保護団体の情報の集約と周知</p> <p>③重層的支援体制整備事業の実施（属性を問わず相談を受け止める窓口の設置）</p>
第三包括	<p>①公的サービスでは補うことが出来ないサービスを必要としている高齢者が増加</p> <p>②単身、高齢者のみ、家族が遠方在住、8050問題を抱えた世帯の支援が増加（家族意識の変化、家族のパワレス等が要因）</p> <p>③介護支援専門員と医療機関の間で退院後の支援の方向性に認識のズレがあり、連携がスムーズにとれない</p> <p>④センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加（大学・一部学校・郵便局・銀行・薬局・スーパー・町会連合会等）</p> <p>⑤地域住民より、センターの名称を聞いたことはあるが役割や事業内容が見えにくいとの声がある</p>	<p>①ボランティア等の社会資源の把握が十分ではなく、活用が繋がっていないため、把握・活用できる為の情報を得る必要がある</p> <p>②権利擁護（高齢者虐待・成年後見制度申請支援）の相談において増加傾向にある複合的な課題を持つ世帯へのアプローチや支援の充足、身寄りのない方への支援のスキルを身に付ける必要がある</p> <p>③医療と介護連携の不足があるため、積極的な相談や密なコミュニケーションをとることができるように機会や仕組みが必要である</p> <p>④センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加しているが、リーダー的役割を担って、地域を牽引するマンパワー（特に若い世代・ボランティア）が不足しており、継続的働きかけが必要である</p> <p>⑤センターの活動が地域住民に見えにくいいため、広報が必要である</p>	<p>①地域包括支援センターを地域住民に知ってもらう取り組みを行う。</p> <p>②ネットワーク構築の中でセンターの対応力向上を目指す。</p> <p>③若い世代やボランティアが活躍できる地域作りを行う。</p>	<p>①医療と介護連携がスムーズにできる仕組みづくり</p> <p>→課題②</p> <p>②認知症サポーターの活用</p> <p>→課題③</p> <p>③身元保証人がいなくても入院入所ができる仕組みづくり</p> <p>→課題④</p> <p>④介護保険では対応できない社会資源の開発</p> <p>→課題③</p>	<p>④認知症や介護に関する情報発信</p> <p>⑤冬期間の除雪や災害時等の避難支援について、地域住民による互助機能の推進に繋がるよう、人的資源や財源に関する公的補助事業の充実</p>
東部包括	<p>・家族、地域住民の認知症理解が不足している。</p> <p>・個別課題の多様化・複雑化から支援者の連携が不十分である。</p> <p>・緊急時（入院、契約、医療同意）に備えていない住人が多い。</p> <p>・薬の管理ができていない住人が多い。</p> <p>・効果的なセルフトレーニングが分からない住人が多い。</p>	<p>・認知症介護に対して介護者の負担や不安、孤立などの問題がある。</p> <p>・認知症と認知症の支援について知らない住人が多い。</p> <p>・独居や家族がいないなどの支援が困難となりやすいケースにおいて、支援者が行き詰まりや限界を感じやすいという問題がある。</p> <p>・専門職への相談や助言が得られがたく効果的な支援につなげにくい。</p>	<p>・住民に対し認知症理解促進や社会資源の啓発が必要である。</p> <p>・地域包括支援センターが、高齢者に関する相談窓口として住民が理解、活用できるように広報活動を強化する。</p> <p>・関係機関とのネットワークを活用して、座談会や研修会を開催する。認知症カフェ（土曜の音楽カフェ）の参加者を増やす。</p> <p>・認知症サポーター養成講座の開催団体を増やす。</p> <p>・医療と福祉の連携強化が必要である。</p> <p>・住民と専門職の座談会の参加者を増やす。</p> <p>・成年後見制度（後見人の役割と申立て前後の連携）の研修を開催する。</p>		
西部包括	<p>1) 一切がかわりたくないとし内から拒否される事例が発生している。</p> <p>2) 急に食がなくなった、寝て起きられなくなった、幻聴幻覚の症状が出ている等重度化してからの相談が増えている。認知症高齢者の一人歩き事例が発生した。</p> <p>3) 圏域介護支援専門員から、事例が少ない病状や制度について理解不足の為、医療とどうかわかっていかかわからない、また、訪問看護を上手く活用できていないという意見が聞かれた。</p> <p>4) 民生委員より、包括や圏域事業所と交流の機会を持ち顔の見える関係作りがしたいと意見が出ている。</p> <p>5) パンフレットが少しずつ活用されてきている。</p> <p>6) 感染症の影響で、集まって行う事業や会議の多くが開催できない状態となった。</p> <p>7) 介護に理解の無い家族がいると、特定の日に介護が集中している。</p>	<p>1) 身寄り、保証人、引き受け人がいない、緊急連絡先が不明で施設入所がスムーズにいかない。</p> <p>2) 認知症、病気についての理解が乏しく、早期の相談に結びつかない。センター事業周知不足。</p> <p>3) 圏域居宅介護支援事業所と医療や訪問看護との連携が弱い。</p> <p>4) 民生委員の交代があったが、コロナ禍で信頼関係が築けていない。</p> <p>6) 会議や事業の開催可否がコロナ禍に左右されてしまう。</p> <p>7) 特定の人に介護が集中すると、介護負担に繋がる。</p>	<p>2) 認知症サポーター養成講座・たぐいまりサポートを積極的に周知していく。（学校関係、企業、町内会等）</p> <p>3) 専門職同士（包括、地域連携室、訪問看護、地域ケアマネ）が交流できる場を設定し、働きやすい環境を整備する。</p> <p>4) 民生委員と圏域事業所等との交流の場の設定（勉強会実施）。</p> <p>5) 地域への広報の仕方を検討する。（圏域公共施設や企業、病院、薬局等窓口へのパンフレット設置）</p> <p>6) 会議や事業実施の方法として、感染症対策はもちろん、新しい会議形式の環境構築も含め、参加しやすい環境を整備する。</p> <p>7) ふれあい介護者教室等で介護者やその家族へ勉強会や相談会を開催する。</p>	<p>1) 身寄り、保証人、引き受け人がいない、緊急連絡先が不明な人の施設入所受入、入院の契約、必要物品の準備等支援困難なケースのサポート体制（支援方法）を構築する必要がある。</p> <p>→課題④</p>	
南部包括	<p>①民生委員や薬剤師より、認知症の人が増えているが、うまく受診や介護サービスに結び付いていないと困っているという意見がある。</p> <p>②キーパーソン不在の高齢者の金銭管理の担い手がいない。家族関係が希薄で急変時や入院時に連絡先がわからないので関係機関からの相談が多い。</p>	<p>①地域住民が認知症の人の対応に苦慮しているため、認知症を理解した地域の支援者を増やす必要がある。</p> <p>②キーパーソン不在の高齢者が適切な制度に繋がるまでの間、金銭管理やライフラインを維持するための支援体制を整える必要がある。</p>	<p>①地域住民が認知症を理解し正しい対応ができるようにする。</p> <p>②包括と民生委員が協力して、高齢者の見守りや実態把握を行い、困りごとを把握し支援できるようにする。</p>	<p>・広報や水道料金支払い用紙の裏などに、認知症や介護に関する情報などを掲載し高齢者等が理解できるようにする。</p> <p>→要望④</p> <p>・地域で活動できる人材（住民ボランティア等）の発掘や育成を行い、地域住民による見守りネットワークの体制を充実させる。</p> <p>→課題③</p>	
北部包括	<p>①両親が高齢となり、障がいを持つ子の引きこもりなどの家庭内での問題が表出するケースが増えている。</p> <p>②郊外過疎地域であり、生活、福祉、医療、交通などの社会資源に乏しい地域である。</p> <p>③家族や親類、近隣住民との交流がほとんどない独居高齢者も多く、地域における互助機能が弱体化している。</p> <p>④圏域に暮らす地域住民に困りごとがあった際の相談先（地域包括支援センターなど）についての情報が周知されていない。</p>	<p>・家族や地域住民間の互助が上手く機能していない。</p> <p>・冬期間の除雪の問題。</p> <p>・災害時等の避難支援の問題。</p>	<p>・地域関係者（民生委員、町会長など）との連携強化。</p> <p>・相談窓口である地域包括支援センターの地域住民への周知を進める。</p> <p>・介護や認知症に関する地域住民への理解や啓発を積極的に推進する。</p>	<p>冬期間の除雪や災害時等の避難支援について、地域住民による互助機能の推進に繋がるよう、人的資源や財源に関する公的補助事業の充実等も含めた検証及び検討を提言したい。</p> <p>→要望⑤</p>	

令和2年度に把握した地域課題に対する市の取組状況

地域課題・要望	担当課	取組状況		
		現在取り組んでいるもの	今後取り組み予定のもの	
市課題① 相談支援体制の強化 (令和元年度からの継続課題)	福祉総務課 総務係	社会福祉法の改正により、市町村において多機関の協働による包括的支援体制の構築が求められています。 この体制は、いわゆる断らない相談窓口の構築であり、複合化・複雑化した課題に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートしながら、チームとして行う包括的・総合的な相談体制です。 市では、引き続き国の動向や先行自治体の状況を情報収集するとともに、県のアドバイザー派遣事業を活用して勉強会等を実施し、早期事業化へ向け検討を進めてまいります。	左記の取り組みを踏まえ、相談機能を有する関係課と連携を図りながら、事業実施に向けより具体的な検討を進めることとしています。	
	障がい福祉課 障がい者医療・給付係	・個別訪問の実施(相談支援事業所に同行依頼) ・健康増進課、保健所での相談受付 ※アウトリーチにおける受診支援は、家族からの依頼がなければ、健康増進課及び保健所共にできません。 ・高齢者虐待ケースの場合は、虐待している養護者に精神疾患が疑われる場合、情報提供しています。	高齢者虐待のケースについては、必要に応じて訪問時同行しています。	
	生活福祉課 就労自立支援室	○訪問相談推進事業 アウトリーチ支援員が多様な相談にきめ細かく応じ、ひきこもりの状態にある本人の自立に向けた支援を実施しています。 ※制度上、生活保護世帯に係る支援は対応不可となっております。	必要に応じて各種機関等への同行支援を行っています。また、自立相談支援事業、就労準備支援事業等を活用し、自立につなげていきます。	
	生活福祉課	生活保護世帯には、担当ケースワーカーによる訪問や関係機関と連携しながら様々な支援を行っています。		
	介護福祉課 高齢福祉係	直接関係するものではないですが、単身高齢者や家庭環境に問題を抱えて生活が困難な高齢者等に対して、生活状況の改善や新たな住居の確保のために、養護老人ホームや在宅高齢者短期入所事業の紹介を行っています。	入所施設の選択肢を増やすためにも、弘前市外の養護老人ホームも紹介していきたいと考えております。	
	介護福祉課 自立・包括支援係	困難事案や高齢者虐待事案については、地域包括支援センターと情報を共有し対応を検討したり、関係機関(担当部署)を紹介するなど、地域包括支援センターの後方支援をおこなっています。		
市課題② 医療介護連携 (新規)	医療と介護連携がスムーズにできる仕組みづくり	介護福祉課 自立・包括支援係	医療介護連携については、連携のためのツールである「病院とケアマネジャーの入退院調整ルール」を運用し連携を図っています。その活用状況については、モニタリング調査を行い、結果を関係者間で共有しています。	医療と介護連携がスムーズにできる仕組みづくりに向け、相互の窓口の明確化、相互に相談しやすい関係づくり、求められる役割の共有等についての意見交換や研修の機会をもてるようにしていきます。
市課題③ 多様な社会資源の開発 (令和元年度からの継続課題)	認知症サポーターの活用	介護福祉課 自立・包括支援係	認知症地域支援推進員とともに、「チームオレンジ(※)」の立ち上げに向けて、好事例の情報共有やあり方の検討をおこなっています。 (※)認知症の人やその家族のニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み。認知症施策推進大綱により、令和7年までに全市町村での整備が目標とされている。	
	介護保険では対応できない社会資源の開発(買い物、移動、ゴミ出し)	商工労政課 商業振興係	・現在、買い物弱者対策としての取組みは実施しておりません。 ・セブンイレブンが市内で移動販売車輦を2台稼働中とのこと。 ・県(商工政策課)が今年度、買い物弱者支援の担い手確保、高齢化社会に対応した地域の買物利便性の向上、商店街の活性化を図るため、「商店街買物サービス事業」に対する補助を実施しています。	過去に買物弱者を顧客とするモデル事業に対する補助事業を実施してきましたが、有効なモデルの構築には至らず、事業を廃止した経緯があるため、取組みは予定していません。
		地域交通課 交通政策係	当課では70才以上の高齢者500名を対象とした「お出かけシニアバス」の事業を行っており、市内を走る路線バスや弘前鉄道大橋線、乗合タクシーへの運賃を軽減する取り組みを行っています。 乗合タクシーが走る地区は、バス路線が廃止された地区も含まれており、高齢者にとって重要な移動手段となっております。当課では「お出かけシニアバス」の効果により、高齢者の方が乗合タクシーを利用しやすいものになっていると考えております。	市と交通事業者が連携し、利便性がさらに向上するようバス路線の見直しや駅や病院などの主要施設へのアクセス向上等に取り組んでいきたいと考えています。 また、高齢者の運転免許証自主返納による移動を支援するため、「お出かけシニアバス」の定員の利用拡充について交通事業者と検討していきたいと考えております。
		環境課 廃棄物政策係	高齢であることや障がいにより、ごみ集積所までのごみ出しが困難な世帯を対象に自宅前までごみ収集に向う、「弘前市ごみ出しサポート事業」を実施しています。 本事業の利用に際して、介護保険サービスの利用を開始したり、利用の拡充を図ったりと、必要なサービスを受けるきっかけにもなっています。	
		介護福祉課 自立・包括支援係	令和3年度より地域型ヘルパーサービス事業を開始しました。補助金を制し、住民主体型のサービスとして生活支援、移動支援を提供する団体を募集中です。登録団体によって介護保険外サービスを提供可能とし、65歳以上の高齢者であれば誰でも利用できます。	
	介護福祉課 介護事業係	介護事業係が所管している「福祉有償運送」は、NPO法人等が主体となり、単独で公共交通機関を利用できない身体障がい者等を対象に、ドアtoドアの個別輸送を行うものです。利用者が限られており、また、本事業の対価は近隣のタクシー運賃の1/2を目安とされていることから、新規事業参入を図る事業者はなかなかいない状況であります。		
	地域で活動できる人(住民ボランティア等)の発掘や育成を行い、地域住民による見守りネットワークの体制を充実させる。	市民協働課 地域コミュニティ振興室	町会役員や活動者といった担い手不足を解決するため、平成29年度から町会関係者を集めて意見交換を行う町会担い手育成塾を実施しています。 令和2年度からは、参加者からの意見をこまめ、町会の実情に合わせた取組として小比内町会をモデルケースとして、若い世代が中心となった新しい活動を実施することで、町会役員と若い世代が連携して活動ができる体制の構築を目指すプロジェクトを実施しています。 令和2年度は、住民ワークショップにより「子どもねがた運行」と「子ども会活動」を実施することが決定しました。令和3年度は、若い世代を中心にスタッフチームを結成しワークショップを重ね、8月に「子どもねがた運行」を実現しています。	小比内町会で取り組む予定のもう1つの活動である「子ども会活動」の実現に向けて、ワークショップを実施する予定です。 小比内町会での成果については、全町会の関係者を対象にした報告会の開催を予定しています。
生活福祉課	介護福祉課 高齢福祉係	高齢者等の見守りを目的とした「安心安全見守りネットワーク事業」の実施により、地域による「見守り」が意識付けられることで、地域住民同士の共助・互助における「助け合い」の機能が上がり、独居高齢者の孤立死を未然に防ぐことにも繋がります。	新たな取り組みはありませんが、「安心安全見守りネットワーク事業」を継続することで、地域における「助け合い」の機能を強化し、孤立死の件数減少を目指します。	
生活福祉課	生活福祉課	借家等に居住していた生活保護受給者が、入所等により家財等の処分が必要な場合は家財処分料の支給が可能です。 ※制度上、持ち家については家財処分料の支給ができません。		
市課題④ 一人暮らしや身元保証人等がない高齢者への支援体制が不十分 (平成30年度からの継続課題)	福祉総務課 総務係	令和2年4月から、弘前圏域8市町村による「弘前圏域権利擁護支援センター」の共同運営を開始し、成年後見制度を含めた権利擁護に関する体制を強化しました。 その一環として市民後見人を隔年で養成することとし、初年度にあたる令和2年度には30人が養成講座を修了しております。 成年後見制度利用にあたって、身寄りがない等の理由により申立てする方がいない場合は、首長が申し立てを行う「市長申立」により対応をしています。市長申立にあたっては、本人の状況を的確に把握する必要があり、親族調査等を行うため、成年後見人等が決まるまでには標準的に数か月を要します。 日常生活支援事業は、社会福祉協議会で実施しているもので、判断能力が残存している方を対象としており、調査等により一定の期間を要します。	今後も市民後見人の養成を行い、制度とそれを支える人材の育成に努めていきます。	
	生活福祉課	生活福祉課	生活保護世帯には、担当CWが扶養義務者や関係機関に協力を求め、互いに連携しながら支援を行っています(市社協の日常生活自立支援や成年後見制度の利用等)。	
	介護福祉課 高齢福祉係	身元保証人等がない高齢者に対して、身元保証人等がなくても入所可能な養護老人ホームを紹介を行っています。 また、入所施設や居室の確保に向けて、令和2年9月に青森県老人福祉協会中支会へ要請しました。今後も協会会員施設に働きかけをしていきます。 金銭管理を一人でやるのが困難な高齢者に対しては、社協の金銭管理事業や成年後見・任意後見制度の紹介をしています。	現在行っている取り組みを、引き続き継続していきます。	

令和2年度に把握した地域課題に対する市の取組状況

地域課題・要望	担当課	取組状況	
		現在取り組んでいるもの	今後取り組み予定のもの
市への要望① ペットの正しい飼育方法についての周知	環境課 環境保全係	市環境課の担当業務ではないため、要望事項について現在取り組んでいるものはありません。	ペットの正しい飼育は、終生飼養を前提とした責任を伴うものであり、飼う段階で万が一の場合にどうするかという事まで考慮しておく努力が求められているため、そのような事について、今後広報誌やホームページで周知を図ってまいります。
市への要望② ペットの一時預かりや保護団体の情報の集約と周知	環境課 環境保全係	市環境課の担当業務ではないため、要望事項について現在取り組んでいるものはありません。	情報収集及び情報公開について検討します。
市への要望③ 重層的支援体制整備事業の実施 (属性を問わず相談を受け止める窓口の設置)	福祉総務課 総務係	社会福祉法の改正により、市町村において多機関の協働による包括的支援体制の構築が求められています。 この体制は、いわゆる断らない相談窓口の構築であり、複合化・複雑化した課題に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートしながら、チームとして行う包括的・総合的な相談体制です。 市では、引き続き国の動向や先行自治体の状況を情報収集するとともに、県のアドバイザー派遣事業を活用して勉強会等を実施し、早期事業化へ向け検討を進めてまいります。	複雑化・複合化した重層的な課題について、適切に多機関協働事業につなぎ、支援機関のネットワークで対応するための、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める包括的相談支援事業体制の構築について検討しています。
市への要望④ 認知症や介護に関する情報発信	介護福祉課 介護保険料係、 介護給付係、 介護認定係、 高齢福祉係、 自立・包括支援係	・介護保健福祉ガイドブック認知症ガイドブック(認知症ケアパス)を作成し、窓口にて相談者は希望者に配布しているほか、市のホームページにも掲載しています。 ・『介護保険制度』や『高齢者の福祉』、『高齢者等の見守り体制の仕組み』をテーマに出前講座を行っています。 ・FMアップルウェーブの「行政なんでも情報」での情報発信を行っています。 ・65歳到達者に送付する介護保険料納付書に「介護保険ポケットガイドブック」、「高齢者トレーニング教室チラシ」を同封しています(介護保険料係)。 ・広報ひろさきに介護保険料に関する記事を年3回掲載しています(介護保険料係)。 ・今年度は8月1日から介護保険施設における食費・居住費と高額介護サービス費の負担限度額が変更となったため、負担割合証を発送する際に変更内容が記載されたチラシを同封しました(介護給付係)。 ・要支援認定となった方には(新規申請、更新申請どちらの場合も)、認定結果通知書に対象者の担当地域包括支援センターの連絡先を掲載したチラシを同封しています(介護認定係)。 ・新規申請で要介護認定となった方には、居宅支援事業所一覧と障害者控除と特別障害者手当の説明が書かれたチラシを同封しています(介護認定係)。 ・広報ひろさきに認知症に関することと相談窓口について年1回掲載しています(自立・包括支援係)。	今後も継続していきます。
市への要望⑤ 冬期間の除雪や災害時等の避難支援について、地域住民による互助機能の推進に繋がるよう、人的資源や財源に関する公的補助事業の充実	防災課 防災係	災害時に必要な体制の確立と、とるべき措置等を定めた「弘前市地域防災計画」を策定するとともに、ハザードマップを作成し、被害の軽減と住民福祉の確保に努めています。 また、地域の防災力強化を目的に、地域防災の推進役を担う防災マイスターや自主防災組織の育成支援事業、総合防災訓練、防災教育・出前講座などを実施しています。 「弘前市地域防災計画」をはじめとする地域防災への取組みは、市HPに公表していますので随時ご確認いただけます。	これまでの取組みを推進し、住民の安心・安全を確保のため、関係機関との連携強化に努めます。
	市民協働課 地域コミュニティ振興室	町会の活性化のため、住民同士の交流や活動参加者の増加等を目的とした活動を実施する場合に対象となる町会活性化支援補助金制度があります。冬期間の除雪や災害に備えた訓練を通じて住民同士の交流を深める等という目的であれば、当該補助金が交付対象となる可能性もあります。	R3年度は現行補助金制度の継続
	道路維持課 雪対策室	①除雪困難者世帯を対象とした除雪作業後の間口の寄せ雪処理のモデル実証を実施している。(除雪困難者支援事業) ②地域に存在する人材(労力)、モノ(小型除雪機)などの資源を有効活用し、除雪作業、機械のシェアリングを実施している。(企業連携事業、次世代型共助事業) ③弘前大学と連携し、ボランティア活動として、地域の雪かき作業を実施している。(大学連携事業)	①モデル実証が今年度で3年目を迎えるため、事業本格始動の検討作業を実施します。 ②マッチング件数拡充と地域資源を有効活用し、除雪作業、機械のシェアリングが広く普及するような仕組みを導入できないか検討します。 ③他の大学とも連携し、地域との協働作業を拡充します。
	介護福祉課 高齢福祉係	雪が積もり家から出られない等緊急時の相談対応として、道路から対象者宅の玄関までの間口除雪を行っています。また、除排雪作業の相談については、シルバー人材センターの紹介や社協の雪かきボランティアへの登録を促しています。	相談内容に応じて、関係課と連携図りながら取り組んでいきたいと思っております。
	介護福祉課 自立・包括支援係	令和3年度より地域型ヘルパーサービス事業を開始。補助金を制定し、住民主体型のサービスとして生活支援、移動支援を提供する団体を募集中。登録団体によって介護保険外サービスを提供可能とし、65歳以上の高齢者であれば誰でも利用できるよう実施します。除雪については、団体によって実施可能な団体もあると思われれます。	